

筑西市地域防災計画

(令和3年度 修正)

地震災害対策計画編

筑西市防災会議

目 次

第1編 総則

第1章 総則	1
第1節 計画の概要	1
第2節 筑西市の概況	3
第3節 筑西市の地震被害	5
第4節 各機関の業務の大綱	11

第2編 災害予防計画

第1章 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	21
第1節 対策に携わる組織の整備	21
第2節 相互応援体制の整備	23
第3節 自主防災活動体制の整備	24
第4節 情報通信設備等の整備	31
第2章 地震に強いまちづくり	35
第1節 防災まちづくりの推進	35
第2節 建築物の不燃化・耐震化等の推進	40
第3節 土木施設の耐震化等の推進	43
第4節 ライフライン施設の耐震化等の推進	45
第5節 地盤災害防止対策推進	46
第6節 危険物等施設の安全確保	48
第7節 学校等の安全対策	51
第3章 被害軽減への備え	53
第1節 緊急輸送への備え	53
第2節 消火活動、救助・救急活動への備え	55
第3節 医療救護活動への備え	59
第4節 被災者支援のための備え	64
第5節 要配慮者安全確保のための備え	67
第6節 災害時に必要な資機材、機材等の点検整備	72
第4章 防災教育・訓練	74
第1節 防災教育	74
第2節 防災訓練	77
第3節 災害に関する基礎研究及び災害教訓の伝承	81

第3編 災害応急対策計画

第1章 初動対応	87
第1節 職員参集・動員	87
第2節 災害警戒本部・災害対策本部	91
第2章 災害情報の収集・伝達	108
第1節 通信手段の確保	108
第2節 災害情報の収集・伝達・報告	111
第3節 災害情報の広報	118
第3章 応援・受援	122

第1節	自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保	122
第2節	応援要請の実施及び受援体制の確保と応急措置の代行	125
第3節	他市町村への応援・派遣	129
第4節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策	129
第4章	被害軽減対策	133
第1節	災害警備	133
第2節	避難	134
第3節	緊急輸送	140
第4節	消火活動、救助・救急活動、水防活動	145
第5節	応急医療	150
第6節	危険物等災害防止対策	156
第7節	燃料対策	158
第5章	被災者生活支援	160
第1節	被災者の把握等	160
第2節	避難生活の確保、健康管理	163
第3節	ボランティア活動の支援	172
第4節	ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	173
第5節	生活救援物資の供給	176
第6節	要配慮者安全確保対策	182
第7節	応急教育	184
第8節	帰宅困難者対策	187
第9節	義援物資対策	189
第10節	愛玩動物の保護対策	190
第6章	災害救助法の適用	191
第7章	応急復旧・事後処理	194
第1節	建築物の応急復旧	194
第2節	土木施設の応急復旧	197
第3節	ライフライン施設の応急復旧	201
第4節	災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去	206
第5節	行方不明者等の捜索等	209
第4編	災害復旧・復興対策計画	
第1章	被災者の生活の安定化	213
第1節	義援金の募集及び配分	213
第2節	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	213
第3節	租税及び公共料金等の特例措置	215
第4節	雇用対策	216
第5節	住宅建設の促進	217
第6節	被災者生活再建支援法の適用	218
第7節	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	220
第2章	被災施設の復旧	223
第3章	激甚災害の指定	225

第4章 復興計画の作成 226

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び筑西市防災会議条例第2条の規定に基づき、筑西市防災会議が作成する計画であって、筑西市の地域に係る地震及びその他の災害の対策を実施するに当たり、市・県及び防災関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮して、市の地域における防災に関し、災害の発生又は拡大の予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

本計画は「地震災害対策計画編」、「風水害等対策計画編」及び「資料編」から構成され、市及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものである。その実施細目等については、別途関係機関が定める。

- (1) 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ① 防災組織に関する計画
 - ② 災害防除に関する計画
 - ③ 被災者の救助保護に関する計画
 - ④ 災害警備に関する計画
 - ⑤ 自衛隊の災害派遣要請の計画
 - ⑥ その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

3 基本方針

本計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務までをも含めた総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- (1) 国・県の調査資料等により把握された筑西市の災害特性を十分踏まえ災害の発生又は拡大の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (2) 大規模な被害が予想される震度7の地震に備えた防災対策の確立を図る。
- (3) 各対策項目に関し担当部、必要な措置、優先順位並びに連携の基本方針を明示する。

- (4)「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民・事業所の役割を明示した計画とする。

4 防災ビジョン

市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた地域防災計画策定及び新計画運用の指針として、以下の4点を計画の理念とする。

- (1) 災害に強いまちをつくる
- (2) 防災施設・設備等を整備・強化する
- (3) 防災行動力を向上させる
- (4) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

また、市民の生命及び財産の安全を災害の危険から守り、かつ大規模災害時においても被害を最小化する「減災」の視点での取り組みを推進するため、本計画の全体を通じて達成すべき基本目標は、次の13項目とする。

- (1) 延焼火災の発生しにくい、都市空間の整備・強化
- (2) 都市生活を支える生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化
- (3) 風水害・地震災害等に備えた整備・強化
- (4) 防災拠点機能の整備・強化
- (5) 安全避難のための環境整備
- (6) その他救援・救護対策実施のための環境整備
- (7) 市民・職員の災害時行動力の強化
- (8) 地域（自主防災組織の結成）・事業所における助け合いの防災体制強化
- (9) 実践的な防災訓練の実施等
- (10) 地域特性に即した救援・救護対策の確立
- (11) 要配慮者の安全確保対策の確立
- (12) 役割分担・連携方法・実施手順の明確化
- (13) 応援・ボランティア受入れ体制の確立

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年（4月1日現在）検討を加える必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。したがって、各対策担当部及び各防災機関は関係のある事項について検討し、必要がある場合は毎年3月末日（緊急を要する事項についてはそのつど市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議事務局（市民環境部消防防災課）に提出しなければならない。

6 地区防災計画の策定

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第2節 筑西市の概況

1 自然環境の特性

(1) 位置

① 位置

筑西市は、関東平野の北部、茨城県の西部地域に位置し、首都東京へは南西に約 70 km、県都水戸へは北東に約 50 kmの圏内にある。

② 緯度経度

筑西市本庁舎（筑西市丙 360 番地）の緯度、経度は次のとおりである。

東	経	139° 58' 45.93"
北	緯	36° 18' 19.04"

③ 隣接市町

筑西市の隣接市町は、次のとおりである。

なお、西側の結城市及び栃木県小山市は鬼怒川をはさみ相接している。

東	桜川市
西	結城市、八千代町、栃木県小山市
南	下妻市、つくば市
北	栃木県真岡市

(2) 地形、地質

① 地形

筑西市の地形を大きく分けると、茨城県を広範囲に占める常総台地（洪積台地）と、市域内を南下する5つの河川（鬼怒川、小貝川、五行川、大谷川、桜川）の開析（浸食）により形成された沖積低地とからなり、肥沃な田園地帯を形成している。

北部には、阿武隈山系の一部につながる丘陵地帯があり、その標高は約 200m となっているが、市内は、標高約 20～60m の間にあり、ほぼ平坦な地形となっている。

② 地質

筑西市を構成する地質は、台地・段丘と低地とで異なる。台地・段丘は第四紀洪積世の段丘堆積物とその上を覆うローム層からなる。これらは、半固結の地層である。また、低地は沖積世の礫層とその上を覆う粘土層からなる。これらは未固結の地層である。台地・段丘を構成する地質のうち、下位層（深い層）の段丘堆積物は、さらにいくつかの砂礫層・粘土層の互層からなっている。これらの互層は粘土層等ではやや緩いものの、全体としては他の沖積層やローム層と比較してよく締まっている。低地を構成する沖積礫層と沖積粘土層は、堆積してからの経過時間が短く、概して緩い地盤である。これらは、地形分類における谷底平野にほぼ対応して分布するが、それ以外にも台地上の凹地や浅い谷に分布する場合がある。また、小部分ではあるが台地の斜面の崩積状地形には第三紀層がみられる。

③ 気象

本市は、太平洋型の気候であるが、関東内陸部の影響もみられ、夏季は高温多湿であり、栃木県から移動してくる雷の通り道となっている。冬季は低温乾燥した日が続き降雪はきわめて少ない。冬から春にかけては北西の季節風が強く吹くものの、全般的には四季を通じて穏やかであり、自然条件の恵まれた地域といえる。

気象諸元のうち、水害や土砂災害に最も関係の深い雨量については、6月、9月、10月に多い。これは梅雨又は台風による降雨で、水害は6月～10月に多く発生している。そのほかの気象災害としては竜巻などによる風害、落雷・ひょうによる雷災があり、5～8月に発生することが多い。

2 社会環境の特性

(1) 人口・世帯

① 全体人口と1世帯当たり人員

令和元年10月1日現在の筑西市の人口は、100,816人（常住人口）で、平成7年の118,078人（国勢調査結果）を境に、減少している。

世帯数は37,194世帯、一世帯当たり人員は2.71人で、茨城県の平均2.44人よりは多く、世帯数は微増傾向にあり、少子化や世帯分離は進んでいる状況が伺われる。

② 年齢構成の動向

年齢構成の動向をみると、令和元年10月1日における年少人口（15歳未満）は11,403人（11.3%）で、茨城県平均の12.0%をやや下回り、減少傾向にある。老年人口（65歳以上）は31,562人（31.4%）で、茨城県平均の29.4%を上回り、増加傾向にある。

(2) 交通

① 道路

道路体系は、市のほぼ中心を東西方向に国道50号、南北方向に国道294号が整備され、この2路線が交差している。また、市の中心部である下館駅から、真岡市・つくば市・古河市方面に放射状に県道が整備され、国道50号下館バイパスや筑西幹線道路の一部開通、国道294号の4車線化が進み、鉄道は、東西にJR水戸線が走り、下館駅を起点として、南は取手まで関東鉄道常総線、北は茂木まで真岡鐵道真岡線が運行されている。

この3本の軌道上に9つの鉄道駅を有するほか、国道及びその他の主要な広域交通を担う道路が交差する交通の要衝であり、多くの行政機関が立地している。このほか、下館駅を中心とする商業集積や交通環境をいかした工業団地の整備などにより人口や産業が集積し、茨城県西地域の中心となる都市圏を形成している。

また周辺の状況としては、本市をトンネル部分（大政山トンネル）として700m程度通過している北関東自動車道が開通したことにより、桜川市の桜川筑西ICや真岡市の真岡ICを介して、水戸、大洗方面及び栃木、群馬、東北方面のアクセスが向上した。

② 鉄道

JR水戸線（新治駅・下館駅・玉戸駅・川島駅）が東西に横断し、真岡鐵道真岡線（下館駅・

下館二高前駅・折本駅・ひぐち駅)、関東鉄道常総線(下館駅・大田郷駅・黒子駅)が南北に走っている。

また、周辺の状況としては、平成17年に秋葉原とつくば間を約45分で結ぶ都市高速鉄道「つくばエクスプレス」が開通し、本市からは、直接つくば駅に向かう方法もしくは、関東鉄道常総線から連絡する方法で秋葉原に出られるようになった。

(3) 産業別就業状況

平成27年の国勢調査によると、筑西市の就業者のうち第1次産業の割合が8.37%、第2次産業の割合が36.06%、第3次産業の割合が55.57%となっており、県の状況と比較すると、第1次産業・第2次産業の割合が高くなっている。

(4) 土地利用

筑西市の土地利用状況は、平成29年は田が32.3%、畑が24.9%で、田畑などの農地が6割近くをしめている。

第3節 筑西市の地震被害

1 地震災害の歴史

筑西市周辺で比較的強い揺れのあったと考えられる地震の事例は次のとおりである。

【過去に筑西市周辺で発生した主な地震】

No.	発生年月日	地震名	マグニチュード	推定震度
1	1855年11月11日	安政江戸地震	6.9	5(一部6)
2	1895年1月18日	霞ヶ浦付近の地震	7.2	5
3	1897年1月17日	利根川中流域の地震	5.6	不明
4	1898年2月13日	茨城県南西部の地震	5.6	不明
5	1921年12月8日	竜ヶ崎付近の地震	7.0	4
6	1923年9月1日	関東大震災	7.9	5～4
7	2011年3月11日	東日本大震災	9.0	6強～6弱

(1) 安政江戸地震

1855年11月11日(安政2年10月2日)の江戸および付近を震源とする地震である。茨城県南部が広く震度5となっており、場所により震度6もみられた。茨城県内での被害は少ないものの家屋等の被害が出ており、水戸でも“瓦落ち、土蔵小損”などが出ている。

(2) 霞ヶ浦付近の地震

1895年(明治28)1月18日の霞ヶ浦付近を震源とする地震である。推定震度は茨城県南東部で震度5であり、局部的被害はそれほど大きくないが、被災範囲が広い。被害が大きかったのは茨城県の鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸であり、那珂郡湊町(現在のひたちなか市)では液状化もみられた。筑西市に関する被害の記述はない。

(3) 利根川中流域の地震

1897年(明治30)1月17日の下妻市付近を震源とする地震である。規模は特に大きなものではなく震度分布の詳細は不明確であるが、茨城県の南西部で揺れが大きかった。“結城郡宗道寺村では土蔵壁に亀裂”という記載がある。ただし、筑西市に関する記述はない。

(4) 茨城県南西部の地震

1898年(明治31)2月13日の三和町付近を震源とする地震である。規模は特に大きなものではなく、震度分布の詳細は不明確であるが、鹿島・真岡・熊谷地方で特に強く感じ、“土蔵の壁落ち、液体溢出”という記載がある。ただし、筑西市に関する記述はない。

(5) 竜ヶ崎付近の地震

1921年(大正10)12月8日の竜ヶ崎付近を震源とする地震である。茨城県内はほとんどの地域が震度4であり、“竜ヶ崎では墓石多く倒れ、田畑・道路に亀裂”という記載があるが、筑西市に関する記述はない。

(6) 関東大震災

1923年(大正12)9月1日の関東南部を震源とした地震(関東大震災)である。推定震度は茨城南部が震度5、北部が震度4である。この地震によって被害が極めて大きかった神奈川県と東京に比べれば、茨城県は少ないが、死者・負傷者もあり、家屋の全壊517棟、半壊630棟に及んでいる。被害は県南地域に多くみられた。

(7) 東日本大震災

2011年(平成23)3月11日14時46分の三陸沖を震源とした地震である。地震の規模は日本周辺における観測史上最大のマグニチュード9.0であり、大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。茨城県では、8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測し(筑西市では震度6強を観測)、死者66名、行方不明者1名、重症者34名、家屋の全壊2,633棟、半壊25,000棟の被害となり、筑西市では、死者1名、重症1名、軽症者7人、家屋の全壊7棟、半壊199棟、一部破損4,143棟の被害となった。(令和3年3月1日現在)

2 茨城県に被害をもたらす可能性のある地震

(1) 茨城県地震被害想定

茨城県では、平成28年度から30年度にかけて、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、茨城県における首都直下地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東日本大震災後に茨城県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、茨城県の地震被害想定の見直しを約20年ぶりに実施した。

茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある7つの地震が設定された。

想定地震とその概要

No.	地震名	地震規模	想定 の 観 点	地震動 評価報	参考 モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下のM7クラスの 茨城県南部地域に影響 のある地震の被害	詳細法	内閣府 (2013)
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3			内閣府 (2013)
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平 地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による 地震の被害		原子力規 制委員会 審査会合 資料など
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層 の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0			
5	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	プレート内で発生する 地震の被害		地震調査 委員会長 期評価部 会での議 論
6	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	Mw7.5			
7	茨城県沖から房総半島沖 にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)

なお、想定地震の震源位置、規模等はあくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内又はその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

(2) 首都直下地震

首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、次の市町村が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町(29市8町2村)

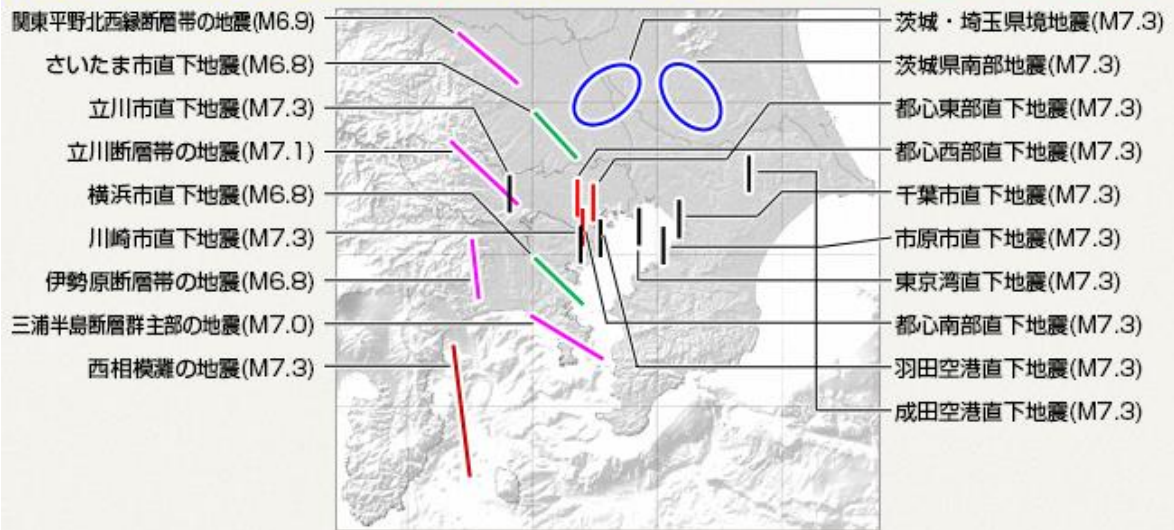
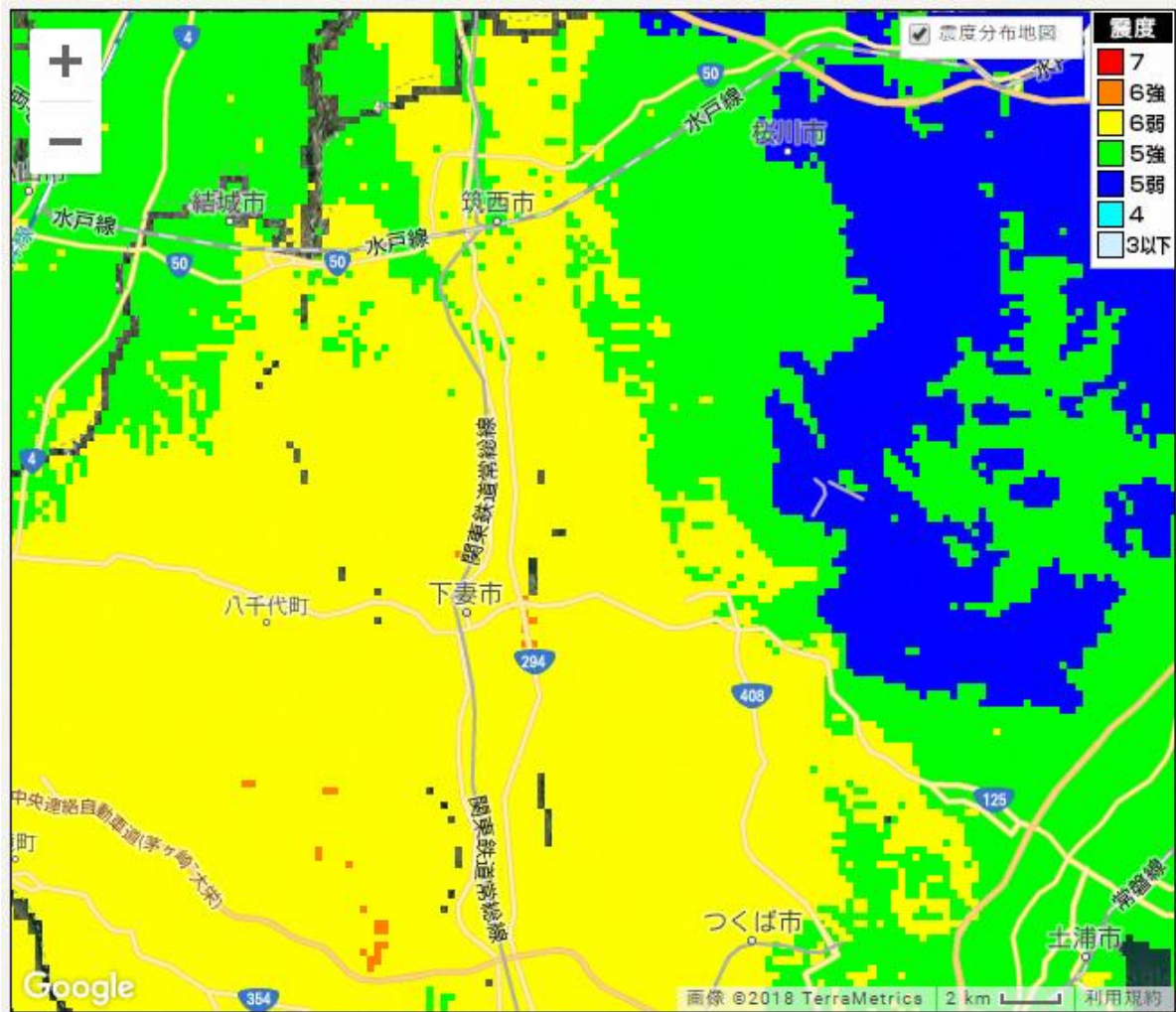
3 地震による被害の想定

(1) 茨城・埼玉県境地震の影響

平成25年12月の「首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告」によると、首都直下地震として想定している19タイプのうちの一つであり、フィリピン海プレートと北米プレート境界に想定する地震の一つとして上げられている茨城・埼玉県境地震は、マグニチュード7.3の地震が発生することが予想され、特に強い揺れとはならないが、震度6弱の広がり大きく、本市においても震度6弱以上の地震動が予測される。

震度6弱以上の地震が発生した場合には、社会的混乱の発生が懸念されるため、一層の地震への備え、対応について推進を図るものとする。

【茨城・埼玉県境地震の震度分布図】



(2)地震被害想定

本計画では、市域で震度7の地震が発生することを想定し、マグニチュード8規模（関東大震災クラス）の地震が市役所付近を震源として発生した場合における筑西市の被害想定を下表のとおり実施した。（総務省「地震被害想定支援マニュアル」により作成）

【被害想定発災時期及び震源の条件等】

発災時期	震源のパラメータ							
	マグニチュード	位置	深さ	走行長さ	傾斜角	幅	震源の種類	
冬期 平日18時	8	経度 36度18分 緯度 139度58分	10 km	296度	100 km	23度	100 km	面震源

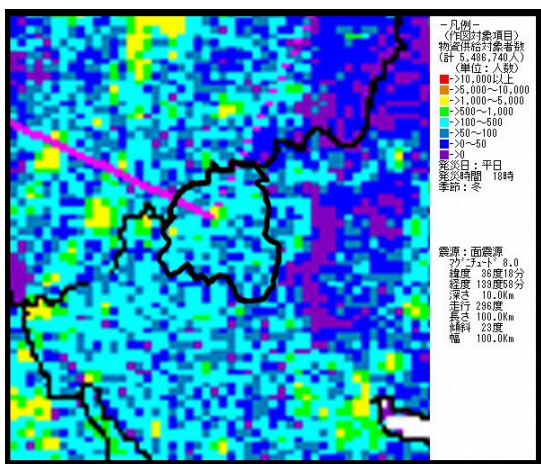
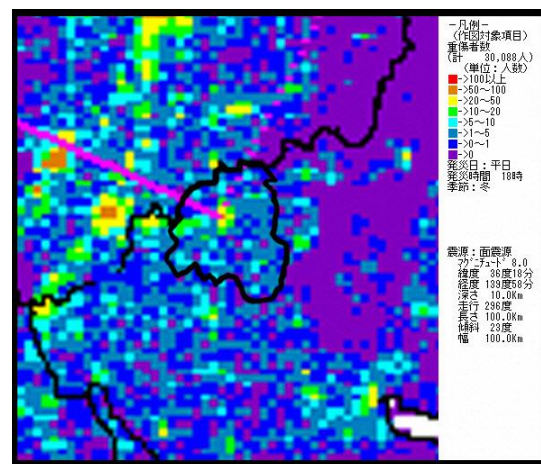
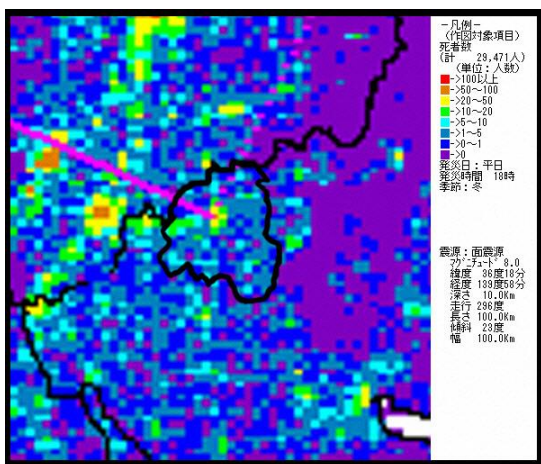
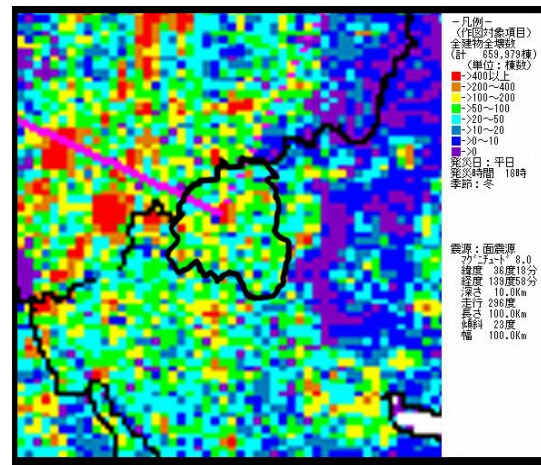
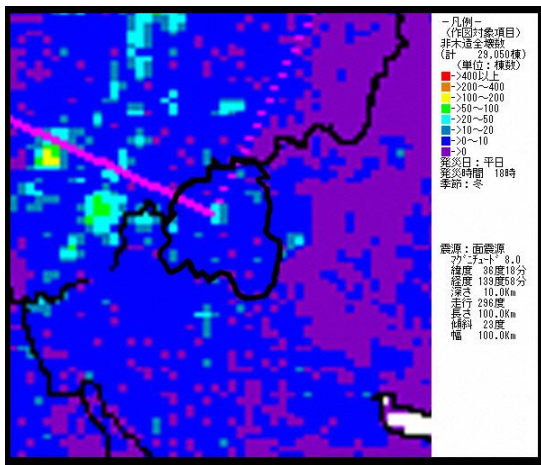
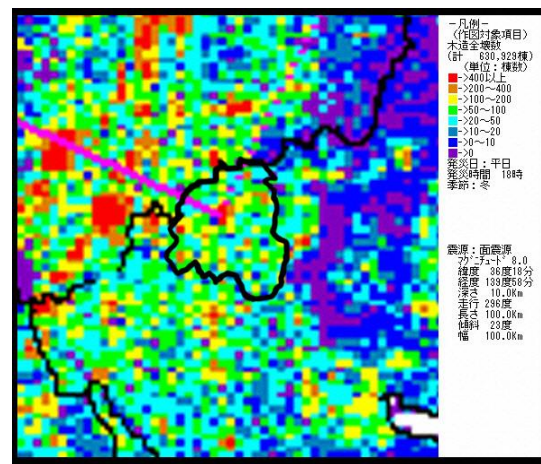
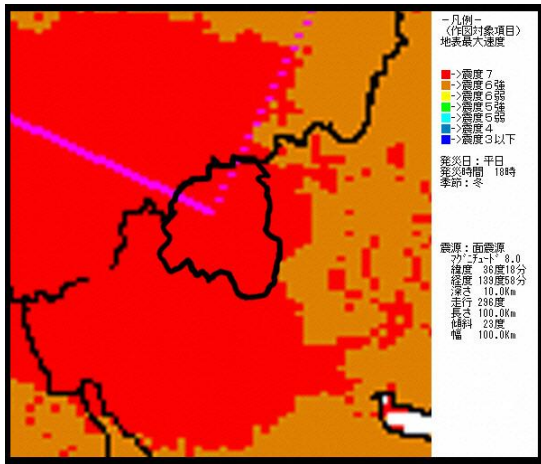
その結果をみると、筑西市全域で震度7となり、建物被害については、木造建物全壊数が16,464棟、非木造建物全壊数が913棟になり、建物全体の全壊数では17,377棟となった。また、人的被害については、死者803人、負傷者16,341人に上ることが想定される。

【建物被害及び人的被害の想定結果】

建物被害 (単位：棟)	木造建物全壊数				非木造建物全壊数			全建物全壊数
	昭和46年以前	昭和56年以前	昭和57年以降		昭和56年以前	昭和57年以降		
筑西市	16,464	10,902	4,071	1,491	913	654	259	17,377
下館地区	8,017	5,101	2,100	816	520	356	164	8,537
関城地区	2,789	1,908	658	223	152	118	34	2,941
明野地区	3,033	2,163	643	227	102	78	24	3,135
協和地区	2,625	1,730	670	225	139	102	37	2,764
茨城県	140,111	101,498	30,588	8,025	4,956	3,878	1,078	145,067

人的被害 (単位：人)	死者数			負傷者数			物資供給対象者数	
	木造建物死者数	非木造建物死者数		重篤者数	重傷者数	軽傷者数		
筑西市	803	799	4	16,341	147	820	15,374	34,867
下館地区	508	504	4	9,335	99	514	8,722	19,914
関城地区	98	98	0	2,148	19	104	2,025	4,584
明野地区	104	104	0	2,452	14	109	2,329	5,234
協和地区	93	93	0	2,406	15	93	2,298	5,135
茨城県	5,936	5,923	13	396,331	951	6,050	389,330	643,467

第1編 総則
 第1章 総則
 第4節 各機関の業務の大綱



第4節 各機関の業務の大綱

地震災害に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 市

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	1 筑西市防災会議及び筑西市災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練。 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報。 4 災害の防除と拡大の防止。 5 救助、防疫等災者の救助・保護。 6 災害復旧資材の確保。 7 被災産業に対する融資等の対策。 8 被災市営施設の応急対策。 9 災害時における文教対策。 10 災害対策要員の動員。 11 災害時における交通、輸送の確保。 12 被災施設の復旧。 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整。
水防協議会	1 水防施設資材の整備に関すること。 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 3 水防活動に関すること。

(注) 消防団は市が組織し、水防団を兼ねる。

2 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務。 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練。 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報。 4 災害の防御と拡大の防止。 5 救助、防疫等災者の救助・保護。 6 災害復旧資材の確保と物価の安定。 7 被災産業に対する融資等の対策。 8 被災県営施設の応急対策。 9 文教対策。 10 災害時における社会秩序の維持。 11 災害対策要員の動員。 12 災害時における交通、輸送の確保。 13 被災施設の復旧。 14 市が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等。 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力。
県西県民センター	1 災害情報の収集、市災害対策本部の支援などに関すること。(県災害対策本部の指示による。)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
筑西保健所	1 医療救護及び助産活動に関すること。 2 医療施設の保全に関すること。 3 防疫その他保健衛生に関すること。 4 毒物、劇物に関すること。
筑西土木事務所	1 県の所管する河川、道路及び橋梁の保全に関すること。 2 水防活動の指導に関すること。 3 県の所管する河川、道路等における障害物の除去に関すること。 4 急傾斜地に関すること。
県西農林事務所	1 土地改良事業の災害対策に関すること。
筑西警察署	1 災害情報の収集及び伝達。 2 危険箇所の警戒。 3 被害実態の把握。 4 危険区域における住民の避難指示及び誘導。 5 交通規制及び交通秩序の確保。 6 被災者の救出及び負傷者の救護。 7 被災地及び避難場所の警戒。 8 犯罪の予防及び検挙。 9 広報活動。 10 遺体の見分、検視及び行方不明者の調査。 11 災害警備活動のための通信の確保。 12 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力。

3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東管区警察局	1 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 3 管内防災関係機関との連携に関すること。 4 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 5 警察通信の確保及び統制に関すること。 6 火山警報等の伝達に関すること。
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局 （水戸財務事務所）	1 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 2 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。 3 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。 4 国有財産の無償貸付業務に関すること。 5 金融上の措置に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 信 越 厚 生 局	1 管内の被害情報の収集及び伝達に関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事
茨 城 労 働 局 (筑西労働基準監督署)	1 工場、事業場における災害後の労働災害防止に関する事 2 災害時における賃金の支払いの確保に関する事 3 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事 4 労災保険給付に関する事 5 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事
関 東 農 政 局 (関東農政局茨城県拠点)	1 ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 2 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事 3 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 4 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事 5 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 6 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 7 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事 8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する事
関 東 森 林 管 理 局 (茨城森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事
関 東 地 方 整 備 局 (下館河川事務所) (常陸河川国道事務所)	1 防災上必要な教育及び訓練に関する事 2 公共施設等の整備に関する事 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 4 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 5 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 6 災害時における復旧資材の確保に関する事 7 災害時における応急工事等に関する事 8 災害復旧工事の施工に関する事 9 河川施設等の整備に関する事 10 河川施設等に係る災害情報の収集に関する事 11 河川施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事 12 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事 13 大規模自然災害発生時の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣に関する事 14 大規模自然災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣に関する事 15 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 運 輸 局 (茨 城 運 輸 支 局)	1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する こと。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に 関すること。 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。
東 京 航 空 局 (成 田 空 港 事 務 所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要 な措置に関すること。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関 東 地 方 測 量 部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視
東 京 管 区 気 象 台 (水 戸 地 方 気 象 台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を 行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限 る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び 解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

4 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
防 衛 省 陸 上 自 衛 隊 (古 河 駐 屯 地)	1 防災関係資料の基礎調査に関すること。 2 災害派遣計画の作成に関すること。 3 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する こと。 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応 急復旧に関すること。 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に 関すること。

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 郵 便 株 式 会 社	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。 4 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。
日 本 銀 行 (水 戸 事 務 所)	1 通貨の円滑な供給の確保に関すること。 2 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に関すること。 5 上記各業務にかかる広報に関すること。
日 本 赤 十 字 社 (茨 城 県 支 部)	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施 に関すること。 2 災害時における血液製剤の確保及び供給に関すること。 3 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。 4 義援金品の募集配布に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本放送協会 (水戸放送局)	1 気象予報、警報等の周知徹底に関する事。 2 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。 3 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事。
東日本高速道路株式会社 (関東支社)	会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関する事。
独立行政法人水資源機構 (利根川下流総合管理所、霞ヶ浦用水管理所)	1 ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関する事。 2 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関する事。
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力。 1 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力(緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等)。 2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援(事故拡大防止、汚染拡大防止等)。 3 原子力防災に必要な教育・訓練。
日本原子力発電株式会社 (東海発電所)	放射線災害の防止及び応急対策等に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 (下館駅、玉戸駅、川島駅、新治駅)、 日本貨物鉄道株式会社 (水戸営業支店)	1 鉄道施設等の整備、保全に関する事。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
東日本電信電話株式会社 (茨城支店)	1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2 災害時における緊急電話の取扱いに関する事。 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
東京瓦斯株式会社 (地域本部)	1 ガス施設の安全、保全に関する事。 2 災害時におけるガスの供給に関する事。 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。
日本通運株式会社、 佐川急便株式会社、 ヤマト運輸株式会社、 西濃運輸株式会社	救助物資の輸送の協力に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社 (下館支社)	1 災害時における電力供給に関する事。 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事。
KDDI株式会社	1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
株式会社NTTドコモ (茨城支店)	1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
ソフトバンク株式会社	1 電気通信施設の整備及び点検に関する事。 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。

6 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
茨城県土地改良事業団体 連合会	各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉法人茨城県 社会福祉協議会（筑西 市社会福祉協議会）	1 災害時におけるボランティアの受入れに関する事 2 生活福祉資金の貸付に関する事。
医療関係団体（一般社 団法人茨城県医師、公 益社団法人茨城県歯 科医師会、公益社団法 人茨城県薬剤師会、公 益社団法人茨城県看 護協会）	災害時における応急医療活動に関する事。
関東鉄道株式会社（下館 駅、大田郷駅、黒子駅）	1 鉄道施設等の整備、保全に関する事。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
社団法人茨城県トラ ック協会水戸線支部	1 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事。
ガ ス 事 業 者	1 ガス施設の安全、保全に関する事。 2 災害時におけるガスの供給に関する事。 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関する事。
一般社団法人茨城県 高圧ガス保安協会	1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事。 2 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関する事。 3 高圧ガスの供給に関する事。 4 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する事。
報道機関（株式会社茨 城新聞社、株式会社茨 城放送、ケーブルテレ ビ株式会社筑西ケー ブルテレビ）	1 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事。 2 市民に対する災害応急対策等の周知に関する事。 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事。

7 一部事務組合

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
筑西広域市町村圏 事務組合消防本部 （筑西消防署、川島分 署、関城分署、明野分 署、協和分署）	1 消防力等の整備に関する事。 2 防災のための調査に関する事。 3 防災教育訓練に関する事。 4 災害の予防・警戒及び防ぎよに関する事。 5 災害時の避難・救助及び救急に関する事。 6 その他災害対策に関する事。
筑西広域市町村圏事務組合 （し尿処理施設） （ごみ処理施設） （火葬場・斎場）	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関する事。
下妻地方広域事務組合 （し尿処理施設） （ごみ処理施設） （最終ごみ処理施設） （火葬場・斎場）	1 それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関する事。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
下館商工会議所 下館青年会議所 北つくば農業協同組合 筑西市商工会	1 被害調査に関する事。こと。 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事。こと。 3 融資希望者のとりまとめ、あっせんに関する事。こと。
一般診療所・病院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事。こと。 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事。こと。
真壁医師会筑西支部 筑西市歯科医師会 筑西市薬剤師会	1 災害時における応急医療活動に関する事。こと。
茨城県建設業協会筑西支部 茨城県建築士会筑西支部	1 応急仮設住宅等、仮設トイレの建設の協力に関する事。こと。 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事。こと。 3 被害状況調査及び危険度応急判定士の派遣に関する事。こと。 4 その他災害時における建設活動の協力に関する事。こと。
筑西市指定給水装置工事事業者 日本水道協会茨城県支部	1 災害時における上水道の復旧活動の協力に関する事。こと。
茨城県獣医師会	1 ペット及び家畜の災害対策への協力に関する事。こと。
茨城県西農業共済組合	1 被災農作物等の被害調査及び共済目的に対する損失補償に関する事。こと。
真岡鐵道株式会社 (下館駅、下館二高前 駅、折本駅、ひぐち駅)	1 鉄道施設等の整備、保全に関する事。こと。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。こと。
筑西地区交通安全協会	1 住民の避難誘導に関する事。こと。 2 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力に関する事。こと。
筑西市自治会 自主防災組織	1 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。こと。 2 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関する事。こと。 3 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事。こと。 4 自主防災活動の実施に関する事。こと。
筑西市危険物安全協会	1 災害時における石油等の貯蔵及び輸送の保全に関する事。こと。 2 災害時における石油等の供給に関する事。こと。 3 被災施設の応急処理と復旧に関する事。こと。
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。こと。 2 災害時における入所者の保護に関する事。こと。 3 災害時における要配慮者の一時収容の協力に関する事。こと。
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関する事。こと。
金 融 機 関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関する事。こと。
筑西地区防犯協会	1 被災地及び避難場所の警戒に関する事。こと。

第1編 総則
第1章 総則
第4節 各機関の業務の大綱

第2編 災害予防計画

第1章 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1節 対策に携わる組織の整備

市、県及び防災関係機関は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく必要があることから、職員への災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、関係部局間等の緊密な情報交換等を行うこととする。

項目	実施担当
第1 活動体制の全体像	各部、防災関係機関
第2 市の活動体制の整備	各部、防災関係機関
第3 防災関係機関等の活動体制の整備	各部、防災関係機関

第1 活動体制の全体像

1 筑西市防災会議

市は、災害対策基本法第16条に基づき、筑西市防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画を作成し、対策推進を行う。また、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

2 関連する防災組織

(1) 筑西市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づき、地域防災計画の定めによる市地域の災害発生又は拡大の予防及び災害応急対策を実施する。

(2) 筑西市水防協議会

水防法第34条に基づき、市地域の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

第2 市の活動体制の整備

1 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、災害時の役割と体制、必要な知識や心構えなどについて周知徹底を図るほか、県立消防学校など専門研修機関への計画的な職員派遣などを通じて専門的知見を有する職員を育成するとともに、地域防災計画に基づき、震災応急対策に関する初動マニュアル(要領)、活動マニュアル等の整備を図っていく。また、これらをもとに、実効性の高い防災訓練を実施する。

また、市の各部局は、災害時に他の部局や防災関係機関等とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておく。なお、震災時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を推進する。

【市職員への周知を図る事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）② 災害時における体制（動員体制等）③ 地域防災計画の内容④ 市・県の地震被害想定調査の結果⑤ 地震に関する基礎知識 |
|---|

2 各部局における活動マニュアルの作成

市の各部局は、本計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、各部局において応急対策に関する活動マニュアルを作成し周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動、本計画の見直し等の状況の変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認めた場合は修正を行う。

また、各部局で作成した活動マニュアルの調整を図り、必要があれば修正等を行う。

3 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に速やかに職員を招集し応急対策活動を実施できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、災害応急対策等に必要となる庁舎の代替施設及び電気・水・食料の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要データの保全並びに非常時優先業務の整理等に万全を期する。

4 非常時職員動員システムの構築

市は、非常時における職員の人事管理を効率的かつ迅速に行うための、システムの構築を検討する。

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画について積極的に拡大する。

第3 防災関係機関等の活動体制の整備

防災関係機関等は、災害時の防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、応急対策に関する活動マニュアル等の整備を図る。

また、災害時に市を含む他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備する。

第2節 相互応援体制の整備

災害発生時には、災害規模等により、近隣の自治体も大きな被害を受ける可能性があるため、広域的な相互応援体制が必要となる。

また、災害時の応援体制を円滑に確立するため、平常時から訓練・情報交換等により連携を強化する。

項目	実施担当
第1 応援要請・受入体制の整備	市民環境部、各部、筑西広域消防本部（以下、「消防本部」という。）
第2 防災関係機関の連携及び災害応急体制の整備	防災関係機関

第1 応援要請・受入体制の整備

1 市町村間の相互応援

（1）協定の締結

消防本部は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、市が県境に位置することを踏まえ、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との相互応援や広域一時滞在に関する応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図る。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県内の市町村と「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。

（2）応援要請体制の整備

市は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。

また、平常時から協定を締結した他市区町村との間で訓練、情報交換等を実施する。

なお、マニュアルの整備に当たっては、必要に応じて県の支援を受ける。

（3）応援受入体制の整備

市及び消防本部は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及び受援計画（マニュアル）を整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

また、平常時から協定を締結した他市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

さらに、全国的な消防広域応援受入れのための拠点施設、他自治体職員等からの応援派遣職員受入れのための拠点施設並びに市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送を効率的に行うための集配拠点施設について、関係機関や各施設管理者の協力を得て、必要な環境整備を行う。

(4) 近隣との相互連携

筑西広域市町村圏事務組合構成市、下妻地方広域事務組合構成市をはじめとする近隣との連携を強化し、災害時の適切な相互協力を図るよう努める。特に、災害時における通勤・通学者の「安否情報」の交換、行政境界地域における「災害時広報」や「避難場所」の相互提供、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材・人員等の相互応援、災害廃棄物の広域処理などについて、情報交換や必要なマニュアルの整備等を進める。

(5) 広域的な相互応援

広範囲で甚大な被害となった場合に備え、災害時の相互応援やその後の復旧・復興対策などについて、遠隔地の自治体との協定締結を推進し、災害廃棄物処理、医療・救護、食料・生活必需品の調達、広域的一時滞在（避難者の受入れ）等への広域的な協力体制の整備を進める。

2 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その市域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して震災時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4 民間事業者等各種団体との協力体制の確立

市は、災害時における人的・物的支援についての協力を確保するため、今後とも民間事業者等各種団体と、物資及び資材の供給、燃料の補給、避難への協力等、災害応援協定の締結を図る。

第2 防災関係機関の連携及び災害応急体制の整備

1 マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

2 防災関係機関の連携体制の整備

市域を管轄、または市域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備するとともに、連絡を密にしておく。

第3節 自主防災活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含めた市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っている

く必要があり、自主防災組織の整備、リーダーの育成、自助・共助といった防災意識の啓発等が求められる。

また、災害ボランティアが円滑に活躍するための環境整備、ボランティアの普及・振興を図るため、家庭、学校、地域において、幼少時から理解、関心を育むことが重要である。

自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

一方、事業所防災体制の整備も重要であり、防火管理体制の整備、企業防災の推進に努める必要がある。

項目	実施担当
第1 自主防災組織の育成・連携	市民環境部、自主防災組織、事業者
第2 事業所防災体制の強化	施設管理者、危険物取扱事業者、高圧ガス関係事業者、県
第3 ボランティア組織の育成・連携	保健福祉部、市社会福祉協議会、教育委員会
第4 企業防災の促進	市民環境部、事業者
第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	市民環境部、住民、自主防災組織、事業者
第6 市民並びに団体・事業所の相互協力体制の確立	市民環境部、住民、事業者

第1 自主防災組織の育成・連携

1 自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代や男女がともに参加できるような環境を整備し、これらの日常活動、訓練の実施を促進する。

(1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発し、自主防災組織の結成を推進する。

(2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
- ② 地域内の事業所における防災組織を自主防災組織として位置づけることについて自主防災組織設置要綱の修正を検討する。また、消防団協力事業所として積極的に認定を行う。
- ③ 地域の昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成するため、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。なお、自主防災組織の編成においては、女性の参加促進にも配慮する。

- ④ 多様な世代が参加できるような環境整備を図る。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は以下の通りであり、自主防災組織は市と十分協議の上、組織についての規模や防災計画を定める。

〔平常時〕

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や地域の危険箇所の点検・把握等
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 家庭及び地域における防災点検の実施
- ⑥ 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者（旧：災害時要援護者）の把握
- ⑦ 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

〔発災時〕

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 出火防止、初期消火の実施
- ③ 避難誘導、集団避難の実施
- ④ 救出・救護の実施及び協力
- ⑤ 給食、給水
- ⑥ 避難行動要支援者の安否確認・安全確保、移動補助
- ⑦ 炊き出し及び給水、救援物資の分配に対する協力

2 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織間、消防団との協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換、合同での防災訓練、研修会、応急手当講習会等を行うなど連携体制を強化する。また、消防団との連携を促進する。

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び補助を行う。

3 防災リーダー・防災士の養成

市は、消防本部、警察署等関係機関と連携し、自主防災組織のリーダーを養成するための教育や研修の実施、講習会や防災対策会議等への参加を促進し、自主防災組織の活動の活性化を図る。また、その際、女性の参画を促すよう努める。

なお、防災リーダーの育成を促進するため、防災士の資格取得を積極的に促進する。

4 自主防災組織の備蓄

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の初期消火用資機材やジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄に努める。また、市はこうした地域の取り組みを支援する。

第2 事業所防災体制の強化

1 事業所の防災管理体制の強化

(1) 自主防災組織等の設置推進施設

次の施設を対象に自主防災組織等の設置の推進を図る。自主防災組織等は防災訓練や講習等に参加し、防災行動力の向上に努める。

- ① 旅館、学校など多数の者が利用する施設
- ② 危険物、高圧ガス貯蔵所又は取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設

ただし、消防法第36条の規定により防災管理者を置き、消防計画を作成し自衛消防組織を設置している事業所については、新たに自主防災組織の設置の必要は無く、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備する。

(2) 防災担当者の設置

施設の自主防災組織等には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災担当者とすることができる。

2 危険物施設及び高圧ガス関係事業所等の防災組織

危険物や高圧ガスには、爆発性、毒性等の性質があり、地震によって施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、市は危険物施設や高圧ガス関係事業所に消防法や高圧ガス保安法に基づき事業所の自主防災体制の強化を図るよう指導するとともに、筑西市危険物安全協会や(社)茨城県高圧ガス保安協会等の関係団体を通じて、事業所相互の効果的な応援体制を確立する。

第3 ボランティア組織の育成・連携

市は、日本赤十字社、社会福祉協議会やボランティア団体、NPO等との連携を図る。

また、地域における的確なボランティア活動の展開を図るとともに、以下に掲げる事項に取り組む。

1 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア(医療・防疫、語学、アマチュア無線)については、次の表に示す市及び県がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入窓口
一般	炊き出し、食事の提供、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介護、手話等	養成有り 登録有り	市	市社会福祉協議会

医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）、歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し	県 (保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県 (知事直轄)	国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県 (防災・危機管理部)	県防災・危機管理課

2 一般ボランティアの「担当窓口」の設置

市は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。災害時におけるボランティア活動の「受入窓口」は、災害時応援協定に基づき市社会福祉協議会が設置するが、市は、市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティアの受入れ及び活動が円滑に行われるよう積極的に支援し、災害時の協力体制強化を図る。また、「受入窓口」では、被災ニーズの把握に努めるとともに、ホームページに受入窓口を掲載するなど、「受入窓口」について周知する。

3 「受入窓口」の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を強化する。また、県社会福祉協議会と締結している「災害時支援に関する協定」に基づき、応援要請を行うことで、災害時の体制強化を図る。

また、NPO やボランティア団体だけでなく、組織化されていないボランティアが円滑に支援活動を行えるよう、市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、防災訓練の実施、災害時の具体的な活動指針を示した「筑西市災害ボランティアセンター設置マニュアル」等により体制づくりを推進する。

4 一般ボランティアの養成・登録

県社会福祉協議会、市社会福祉協議会は、一般ボランティアの養成・登録に当たり、次の対策を実施する。

(1) コーディネート機能の強化

災害時に県社会福祉協議会は「ボランティア支援本部」、市社会福祉協議会は「災害ボランティアセンター」を設置するが、災害時におけるボランティアの受け入れ、調整、紹介を組織として一元化して行えるよう、あらかじめ職員への研修の充実や訓練の強化をするとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズへの的確な対応を図るものとする。その際、ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターが行う業務は次のとおりとする。

[ボランティア支援本部における業務（県社会福祉協議会）]

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

[災害ボランティアセンターにおける業務（市社会福祉協議会）]

- ① 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- ② ①に基づくボランティアの紹介
- ③ ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

（2）ボランティアリーダーの養成

市社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

（3）一般ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市へ報告し、登録情報の共有化を図る。

5 防災ボランティアの活動環境の整備

市及び社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、次の活動環境の整備を実施する。

（1）ボランティア活動の普及・啓発

市及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

なお、県社会福祉協議会がボランティアコーディネーター等を対象に開催する研修への参加を促進する。

（2）防災ボランティアの活動拠点等の整備

市及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、総合福祉センターにボランティア活動の拠点を設置し、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進めるなど活動拠点を確保する。

（3）ボランティア保険への加入促進

市及び社会福祉協議会は、災害及び二次災害等担保特約保険へ加入促進を図るとともに助成に努め、ボランティア活動中の事故に対する補償体制の整備に努める。

（4）被災者支援の迅速・適切な実施

インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボランティア等の個人情報の保護や感染症

予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。

6 専門ボランティアの活動への支援等

市は、医療、救護など専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するための方策の検討等を行い、より専門的な知識を有するボランティアが活動しやすく、かつ参加を促進できる体制の整備に努める。

第4 企業防災の促進

1 事業継続の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

また、企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

市は、こうした取組みに資する情報提供等を進める。

2 防災力の向上

企業は、トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市との協定締結や防災訓練等の防災対策の実施に協力するよう努める。

3 防災訓練への参加要請

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

4 緊急地震速報受信装置等の設置

企業等は、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

5 帰宅困難者対策

企業は、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努める。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

2 地区防災計画の内容

地区防災計画で定める主な内容は、以下のとおりである。

- 計画の対象範囲、活動体制
- 地区居住者等が共同して行う防災訓練
- 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄
- 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援
- その他の当該地区における防災活動

3 計画提案の手続き

地区居住者等が共同して計画提案を行おうとする場合は、その全員の氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて市防災会議に提出する。

- 地区防災計画の素案
- 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第6 市民並びに団体・事業所の相互協力体制の確立

地域におけるトータルな防災行動力の向上を図るため、自治会や自主防災組織、ボランティア、その他各種団体・事業所若しくはそれら全ての相互協力を促進する。また、要配慮者の通所・入所施設と地域内他組織との交流を促進する。

第4節 情報通信設備等の整備

災害発生時には、市、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となることから、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。特に、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努める。

項目	実施担当
第1 情報通信設備の整備	市民環境部、市長公室、総務部、企画部、消防本部

第2	防災情報ネットワークシステムの活用	市民環境部、消防本部
第3	アマチュア無線ボランティアの確保	市民環境部
第4	通信連絡系統図の作成	市民環境部、企画部
第5	情報提供に係る多様な通信手段の活用	市民環境部、市長公室、企画部

第1 情報通信設備の整備

1 市の情報通信設備

(1) 市防災行政無線

市は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、市内全域に配備した防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。随時保守点検を行い故障等の事前防止に努める。

(2) 消防救急無線

消防無線には周波数別に①活動波、②主運用波、③統制波がある。

特に、消火活動を円滑実施するため、活動波（消防チャンネル）受令機の整備に努める。

(3) その他多様なネットワーク

衛星携帯電話、インターネットメール、緊急速報（エリア）メールなど、それぞれの利点欠点を考慮してマルチメディアを活用するとともに、平常時から管理・点検する。

2 県、防災関係機関の情報通信設備

県及び各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

- (1) 茨城県：茨城県防災情報ネットワークシステム
- (2) 関東管区警察局：警察無線設備
- (3) 第三管区海上保安本部：海上保安庁通信設備
- (4) 気象庁：気象通信設備、防災情報提供システム（専用線・インターネット）
- (5) 国土交通省関東地方整備局：国土交通省無線設備、国土交通省情報ネットワーク
- (6) 東京電力パワーグリッド(株)下館支社：東京電力通信設備
- (7) JR東日本(株)水戸支社：鉄道通信設備
- (8) 茨城交通(株)：茨城交通通信設備

3 非常・緊急通話用電話の配置

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

4 情報通信設備の災害時の機能確保

市は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電等に備え次の事項に留意する。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備及び稼働のための燃料等の整備に努める。

(3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施す。

(4) 災害対策本部員並びに管理職職員の携帯電話連絡網の整備

災害対策本部員並びに各部の管理職職員の携帯電話連絡網を整備し、24時間緊急情報連絡・動員体制を確保する。

(5) 非常時における「電話利用自粛ルール」の周知徹底

災害発生直後の電話回線の混乱を防止するため、市民・自主防災組織・事業所等に対し、非常時における「注意事項」として、「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き、電話利用は控える」よう、PRに努め、その徹底を図る。

(6) 災害時優先電話指定の拡充

市各部、支所、その他出先施設、小・中学校その他避難所予定施設、防災関係機関に対し、災害時優先電話指定が拡充されるよう要請し、非常時における電話網の強化を図る。

(7) サーバーの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバーの停止、災害発生後のホームページ用サーバーにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバーの確保など、サーバーの負荷を分散する手段について、情報通信事業者等と調整を図っておく。

5 情報通信体制の整備

情報が集まらない場合若しくは少ない場合にも、限られた情報・材料をもとにして、迅速な状況判断と初動措置を講じることのできるスペシャリストの育成を図る。また、併せてシステムを機能させるために必要な情報対策マニュアルを作成するとともに、マニュアル等に基づき、担当職員の情報通信設備の操作の習熟に努める。

6 最新のICT（情報通信関連技術）の導入

市は、被害情報や応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術を積極的に導入するよう検討する。

7 予防保全、災害復旧作業の迅速化

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、相互の連携拡大に努める。

第2 茨城県防災情報ネットワークシステムの活用

1 茨城県防災情報ネットワークシステムの概要

茨城県防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムとして整備されている。

市及び消防本部は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができることから、気象情報を迅速・的確に市及び消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。

また、Ｌアラート等と連携し、多様な手段を通じて市民に対して気象情報等を広く伝達することができる。そのため、市は、茨城県防災情報ネットワークシステム等を活用して、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

2 茨城県防災情報ネットワークシステムの機能

茨城県防災情報ネットワークシステムの主な機能は次のとおりである。

- (1) 気象情報等システム（予報、警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等）
- (2) 被害情報システム（人的、住家、道路、鉄道、ライフライン被害情報等）
- (3) 防災地図システム（各被害情報に基づく地図作成等）

3 茨城県防災情報ネットワークシステムの平常時の活用

市は、茨城県防災情報ネットワークシステムを災害発生時に十分活用できるよう随時点検を行い、故障等の事前防止に努める。

第3 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」（消防防災課）を設置する。

また、市職員に対し、無線従事者資格の習得を奨励し、増員・確保を図る。

第4 通信連絡系統図の作成

関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成しておく。なお、この系統図は関係先、利用できる通信施設（有・無線）が一目瞭然にわかるようなものとする。

第5 情報提供に係る多様な通信手段の活用

市は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運業者の協力を得るものとする。また、市民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、メール、Ｌアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

第2章 地震に強いまちづくり

第1節 防災まちづくりの推進

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられるが、予防対策としてのハード整備は一朝一夕には完了しないものである。このため、ソフト対策とハード対策で密接な連携を取りつつ、災害に強い都市構造に転換していくことが重要である。

項目	実施担当
第1 防災まちづくり方針の策定	市民環境部、土木部、企画部
第2 災害危険区域の指定	市民環境部、土木部
第3 防災空間の確保	市民環境部、土木部
第4 防災拠点の整備	市民環境部、土木部
第5 市街地開発の推進	土木部
第6 避難施設の整備	市民環境部、土木部

第1 防災まちづくり方針の策定

市は、都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

市は、災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、都市計画マスタープランによる長期計画と合わせて安心、安全な都市基盤の整備を推進する。

- ① 地区の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- ② 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- ③ 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- ④ 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

第2 災害危険区域の指定

市は、住民の理解、協力を得ながら、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく規制の指導強化を国や県に要請し、災害危険区域指定の促進、がけ地近接危険住宅の移転促進、所有者に対する安全対策の実施・是正勧告、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限等の災害防止上必要な措置の推進を行う。

(災害危険区域は急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。)

第3 防災空間の確保

災害に強い都市構造にするには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が必要である。

そのため、市は、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

1 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定

市は、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てる。

2 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の推進

市は、延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、緑地、河川等の整備や建築物のセットバック等を推進する。

3 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため市は、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

4 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

市は、防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

5 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、市は、消防活動困難区域における街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

第4 防災拠点の整備

1 防災拠点の整備

市は、地域の災害応急活動の中核拠点となる地域防災拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区防災拠点の整備に努める。

【防災拠点の現況】

活動拠点の区分	予定施設名
災害対策本部	本庁舎
自衛隊活動拠点	下館総合体育館
消防応援集結拠点	筑西広域消防本部
後方支援拠点	道の駅グランテラス筑西
ボランティアセンター	総合福祉センター
医療救護所	市立中学校、市役所・各支所・出張所、市内各医療機関 等
災害時物資集配拠点	下館第一高等学校その他の施設
指定避難所・指定緊急避難場所	資料編参照
福祉避難所	資料編参照
災害用臨時ヘリポート	資料編参照

庁舎及び支所、避難所施設は、防災対策上重要な役割を果たすため、施設の管理者は、不燃化、耐震性の強化を進めていくとともに、設備の代替性や多重化等に配慮するなど、その機能を果たすために以下を目安として、必要な施設、設備、資機材等の整備・管理に努める。

- (1) 防災倉庫の設置及び救援物資・応急対策用資機材等の備蓄
- (2) 非常時通信手段（衛星携帯電話）の整備
- (3) パソコンネットワークの整備
- (4) 応急給水拠点の整備
- (5) その他拠点施設として必要な設備の整備
- (6) 緊急輸送車両の出入りを想定した環境整備
- (7) 濾水機・発電機等ライフライン停止時に備えた資機材の備蓄整備
- (8) 燃料の備蓄
- (9) 施設の耐浸水性の強化
- (10) 再生可能エネルギーの導入

2 防災機能の充実

指定緊急避難場所となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、臨時ヘリポートなどの整備を推進し、防災機能の充実を図る。

3 道の駅における後方支援拠点等の整備

道の駅の持つ機能を生かし、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として、国や県と連携を図りながら、緊急物資の集配・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する。

第5 市街地開発の推進

市は、市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を推進する。また、木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。

第6 避難施設の整備

1 避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

2 指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。また、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

指定避難所は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定し、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とし、指定した避難所については、避難所表示板を設置し、避難所であることを明示する。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

さらに、被害の状況により指定する避難所だけでは収容できない場合に備えて、県その他関係機関・団体・事業所等の協力を得て、避難のための施設の提供・確保、野外受入れ施設用資材（テント・ビニールシート等）の確保・調達のための体制の確立に努める。

3 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害対策基本法第49条の4～6に基づき、地震、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。選定の際は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

指定に当たっては県知事への通知及び公示を行うほか、ホームページ等で指定緊急避難場所を周知するよう努める。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、住民等に周知徹底を図る。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日頃から市民等への周知徹底に努める。

〔指定緊急避難場所の指定基準〕

地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

- ① 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- ② 立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- ③ 構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

- ① 管理条件：上記と同様
- ② 構造条件：当該施設が地震に対して安全な構造であること。
- ③ 立地条件：場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

（２）指定緊急避難場所に関する届出

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出る。

（３）指定の取消し

市は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。指定を取り消したときは、その旨を、県に通知するとともに、公示する。

4 広域避難場所の指定

震災時の延焼火災の発生が想定される地区については、前項に示す基準により指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となるため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

- ① 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができ

るスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

- ② 広域避難場所は要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置する。
- ③ 広域避難場所に占める木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ④ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- ⑤ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- ⑥ 地区分けをする場合においては、町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

5 避難路の確保

広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。

- ① 避難道路は概ね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ② 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ③ 避難道路は、相互に交差しないものとする。

第2節 建築物の不燃化・耐震化等の推進

市内は、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した耐震対策を実施していくことが重要となる。

また、地震直後の避難、救護等の応急対策の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化・不燃化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

項目	実施担当
第1 建築物の耐震化の推進	土木部、県
第2 建築物の不燃化の推進	土木部
第3 建築物の液状化被害予防対策の推進	土木部
第4 防災対策拠点施設の耐震性の確保	市民環境部、土木部、教育委員会、病院、学校、重要施設管理者
第5 文化財の保護	教育委員会、文化財管理者、県、国

第1 建築物の耐震化の推進

1 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

(1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）により策定した「筑西市耐震改修促進計画」を適宜改訂し、当該計画に基づき、住宅、多数の者が利用する建築物、公共施設の耐震化を推進する。

(2) 耐震診断基準の周知

市及び県は、県内の建築士による耐震診断の促進を図るため、(一財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

(3) 耐震診断の促進

市は、地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、県が養成した木造住宅耐震診断士の派遣による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

(4) 広報活動等

市は、地震ハザードマップやブロック塀の設置基準に関すること等について、広報紙や市ホームページに記載し、地震の危険性や建築物などの耐震性能の重要性等を市民に広く周知することにより、市民の耐震化に対する意識の啓発及び知識の普及を図る。また、相談窓口を常設し、耐震診断・改修の相談、専門家の紹介、情報提供を行う。

(5) 所有者等への指導等

市は、特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

2 建築物の落下物対策の推進

(1) 一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板落下物による危険を防止するための次の対策を講ずる。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- ② 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- ③ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井落下防止の改修の啓発を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

- ① 市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
- ② 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- ③ 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の指定

市は、建築物の密集した火災危険度の高い市街地の実態調査を行うなど、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって都市計画法の規定に基づき、適宜防火地域及び準防火地域の見直し、指定を行うとともに、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。特に木造家屋が密集している危険な地域については、災害を最小限におさえるため建築物個々の不燃化の促進を図る。

なお、防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

表一 防火地域・準防火地域の基準

防火地域	・容積率が500%以上の商業地域。 ・集团的地域としての「建築密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域。
準防火地域	・防火地域以外の商業地域、近隣商業地域。 ・建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等。

第3 建築物の液状化被害予防対策の推進

「大規模地震防災・減災対策大綱」においては以下の対策の推進が必要とされている。

- ① 軟弱地盤地域を中心とした液状化対策の推進、安価で効果のある対策工法等の技術開発の促進。
- ② 液状化のリスクを面的に把握するために必要な既存の地盤情報についての一元的な集積の促進。

1 液状化予防対策

市は、小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

2 液状化対策工法

市は、地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ・締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

第4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等

1 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、「筑西市耐震改修促進計画」に基づき、県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

2 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

第5 文化財保護

- ① 文化財の管理者は、文化財としての価値を損なうことのないよう防災・防犯等に注意し、毎年1月の文化財防火デーを期して、消火訓練、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の点検を実施するなど文化財保護体制の充実に努める。
- ② 文化財の管理者は、防災施設・設備の整備を図る。
- ③ 市は、災害発生時に文化財救出・保護を実施するため、次の関係機関等と連携体制の整備に努める。
 - ・ 県教育委員会
 - ・ 文化庁
 - ・ 文化財保護振興財団等
 - ・ 他自治体派遣応援職員
 - ・ 専門ボランティア団体
 - ・ 消防関係機関

第3節 土木施設の耐震化等の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命も担っている。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減策を講じることが重要である。

項目	実施担当
第1 道路施設の耐震化等の推進	土木部、筑西土木事務所、常陸河川国道事務所
第2 鉄道施設の耐震化の推進	鉄道事業者
第3 河川、砂防、ため池の耐震化の推進	土木部、筑西土木事務所、県西農林事務所

第1 道路施設の耐震化等の推進

1 整備方針

- ① 道路・橋梁は、災害時には避難、救援救護、消防活動などの重要な役割を果たすため、幹線道路、生活道路の整備、拡幅、橋梁の危険箇所の調査及び補強等を行い災害対策活動の安全性の向上を図る。
- ② 整備に当たっては、歩道の設置、段差の解消、また、道路標識の整備などひとにやさしい道路環境となるよう整備する。
- ③ 市は、県に準じて市指定の緊急輸送道路の整備を推進するとともに、沿線地域の不燃化、耐震化を促進する。

- ④ 道路整備と併せて、大規模災害時における緊急輸送の円滑化を図るため、広域的救援物資の集配拠点施設を指定し、併せて必要な環境整備を行う。

2 道路施設の耐震性の向上

- ① 市は、管理する橋梁部について、落橋防止装置の設置、橋脚補強等を実施する。
- ② 市は、管理する道路の落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。
- ③ 道路施設の耐震化及び長寿化対策を進めるとともに、耐震診断に基づいた機能強化を図る。

3 道路ネットワークの確保

市は、管理する道路について、次の項目の整備を行う。

- ① 防災拠点（災害対策本部、避難所、物資配送拠点、医療救護所、ヘリポート等）間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ② 防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- ③ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

4 整備計画

- ① 幹線道路の整備：国道及び県道の拡幅について国や県に対して積極的に要望し、それに伴い幹線道路に連絡する補助幹線道路を整備する。
- ② 生活道路の整備：幅員の狭い市道の拡幅、又は老朽化した舗装道路の補修整備に努める。
- ③ 橋梁の維持管理：橋梁の点検を実施し、老朽橋の架け替え、補修、補強を行い災害時における応急救助活動上又は避難時の安全性の確保に努める。

5 迂回路の調査

災害時において、道路が被害を受けて、早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡する迂回路をあらかじめ調査し、また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備えるものとする。

第2 鉄道施設の耐震化の推進

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他の災害による被害防止等のチェックにより防災強度を把握するとともに、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進する。

第3 河川、砂防、ため池の耐震化の推進

1 河川、砂防の耐震化の推進

市は、管理する河川、砂防関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。

第4節 ライフライン施設の耐震化等の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、耐震性を考慮した設計指針等に基づき、施設の耐震性の強化、代替性の確保、系統の多重化等の被害軽減策を講じて、万全を期する。

項目	実施担当
第1 電力施設の耐震化	東京電力パワーグリッド(株)
第2 電話施設の耐震化	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
第3 上水道施設の耐震化	上下水道部
第4 下水道施設の耐震化	上下水道部
第5 廃棄物処理施設	市民環境部、筑西広域市町村圏事務組合(環境センター)

第1 電力施設の耐震化

電力供給施設に係る耐震化については、東京電力パワーグリッド(株)の防災業務計画によるものとする。

第2 電話施設の耐震化

1 電話施設の耐震化

- ① 電気通信設備等の耐災性向上対策
- ② 電気通信システムの信頼性向上対策
- ③ 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

2 災害時措置計画

各電話施設管理者は、災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。

第3 上水道施設の耐震化

市は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

1 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

2 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路について、速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

3 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や

病院等の防災上重要な施設について優先する。

4 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

第4 下水道施設の耐震化

1 既存施設の耐震化

市は、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるように以下の項目に配慮し、耐震化を進める。

(1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

(2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

(3) 耐震化の具体例

- ① 可とう性・伸縮性を有する継手の採用。
- ② 地盤改良等による液状化対策の実施。

2 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第5 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設は、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、筑西広域市町村圏事務組合は、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第5節 地盤災害防止対策推進

地震による被害を防止・軽減するには、その土地の地盤特性に応じた土地利用を行う必要がある。このため、市内の土地の性状を把握し、各種の防災施策に反映させていくことが有効である。

項目	実施担当
第1 地盤災害危険度の把握	市民環境部、土木部、県
第2 土地利用の適正化の誘導	市民環境部、土木部、筑西土木事務所
第3 斜面崩壊防止対策の推進	市民環境部、土木部、筑西土木事務所
第4 造成地災害防止対策の推進	市民環境部、土木部
第5 地盤沈下防止対策の推進	土木部
第6 液状化防止対策の推進	市民環境部、土木部、筑西土木事務所、土地改良区

第1 地盤災害危険度の把握

市は、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、建築・土木工事における必要な対策を講ずるよう指導する。また、地盤のゆれやすさ等を調査し、その結果を防災マップ等で公表する。

1 地盤情報のデータベース化

市は、県が作成する、県内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集したデータベースを活用し、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

2 地盤情報の公開

市は、県により上記で作成・公開したデータベースを、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等に活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

第2 土地利用の適正化の誘導

1 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

市は、都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、災害危険度を市民等に周知する。

また、災害に脆弱な地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

2 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

市は、ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

第3 斜面崩壊防止対策の推進

市及び県は、地震による土砂災害から、市民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業、治山事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所を緊急点検を実施する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

第4 造成地災害防止対策の推進

1 災害防止に関する指導、監督

市は、造成地について、巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強

化及び注意の呼びかけを実施する。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為（非自己用）を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

3 大規模盛土造成地情報の公開

市は、作成した大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの周知に努める。

第5 地盤沈下防止対策の推進

市は、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

第6 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、市及び県は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

また、市及び県は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図る。

第6節 危険物等施設の安全確保

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、危険物等の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル作成指導の徹底のほか、施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

項目	実施担当
第1 石油類等危険物施設の予防対策	消防本部、危険物施設等管理者
第2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策	県、高圧ガス等設備管理者、火薬類取扱施設管理者

第3 毒劇物取扱施設の予防対策	県、毒劇物取扱施設管理者
第4 放射線使用施設の予防対策	県、放射線使用施設の管理者

第1 石油類等危険物施設の予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、消防本部は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。

また、消防法第14条の2で定められた予防規定の認可を必要とする危険物施設では、災害による被害、機能障害を想定した自主保安体制の強化を推進し、予防規定に基づく訓練、従業員教育等の実施励行による防災意識の高揚を図る。

1 施設の保全及び耐震化

危険物施設の設置者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災対策に努める。

2 保安確保の指導

消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

3 自主防災体制の確立

危険物施設の設置者は、消防法第10条第3項（貯蔵、取扱の基準）の規定に基づく保安体制を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

1 高圧ガス設備等の予防対策

県及び高圧ガス設備等管理者は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安の確保を促進するため、次の対策を推進する。

なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携し、事業者に対して周知徹底を図るとともに事業者の一層の自主保安を促進する。

- ① 防災マニュアルの整備
- ② 高圧ガス設備等の耐震化の促進
- ③ 事業者間の相互応援体制の整備
- ④ 地震対策用安全器具の普及
- ⑤ LPガス集中監視システムの普及

2 火薬類の予防対策

(1) 製造所への対策

- ① 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

- ① 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

(3) 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

第3 毒劇物取扱施設の予防対策

1 毒劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

① 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求める。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

② 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

③ 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

① 毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(ア) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者

(イ) 設備等の点検・保守を行う者

(ウ) 事故時における関係機関への通報を行う者

(エ) 事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ ウに掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

② 防災訓練の実施

上記オに掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第4 放射線使用施設の予防対策

放射線使用施設の管理者及び県は、放射性同位元素及び放射線使用施設はその特性から、漏洩することにより環境を汚染する等の被害が発生するおそれがある。このため、放射線使用施設は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。県は、医療法第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に対し医療法施行規則「第4章診療用放射線の防護」の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

第7節 学校等の安全対策

教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、学校管理者及び私立学校設置者に対し、指導・助言を行う。

項目	実施担当
第1 防災上必要な教育の実施	教育委員会、学校
第2 防災上必要な訓練の実施	教育委員会、学校
第3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備	教育委員会、保健福祉部、学校
第4 学校等施設・設備の災害予防措置	教育委員会、学校

第1 防災上必要な教育の実施

- 1 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- 2 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- 3 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じて、防災思想の普及を図る。

第2 防災上必要な訓練の実施

- 1 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- 2 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- 3 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

第3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

第4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- 1 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- 2 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- 3 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。
- 4 学校等施設・設備は、災害時における救援救護対策の活動拠点となるため、その機能を果たすために必要な設備・資機材等の整備を進める。
 - (1) 防災倉庫の設置並びに濾水機・発電機等ライフライン停止時に備えた資機材の備蓄整備
 - (2) 非常時通信手段の整備
 - (3) 非常時における情報の提供や交換の実施等に備えた IT 基盤の整備
 - (4) 窓ガラスの飛散防止
 - (5) 避難所としての住環境整備
 - (6) 学校保健室施設・設備の充実
 - (7) 防火用水としての活用を踏まえた学校等プールの管理（※中学校のプールを共同利用している小学校のプールは除く。）

第3章 被害軽減への備え

第1節 緊急輸送への備え

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、緊急通行車両の調達、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開（障害物を除いて、運行・航行できるようにすること）等を迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両等の調達体制を整備していく。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

項目	実施担当
第1 緊急輸送道路の指定・整備	土木部、筑西土木事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路(株)、筑西警察署、県建設業協会筑西支部
第2 広域的な救援物資の集配拠点施設の指定・整備	経済部、対象施設管理者
第3 ヘリポートの指定・整備	市民環境部、土木部、県
第4 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備	市民環境部、総務部、土木部、災害時応援協定締結者等関係機関

第1 緊急輸送道路の指定・整備

1 県指定緊急輸送道路

県は、災害時に輸送路を確保するため、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路を指定している。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

市は、上記の緊急輸送道路のほかに、これらの緊急輸送道路のつながり、避難所等防災上重要な建築物を結ぶ道路を市緊急輸送道路として指定していくものとする。

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

3 緊急輸送道路における無電柱化の促進

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図る。

4 放置車両対策

市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

第2 広域的な救援物資の集配拠点施設の指定・整備

市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行うため、各施設管理者の協力を得て、大規模災害時における広域的救援物資集配拠点施設を指定し、併せて必要な環境整備を行う。

地区名	拠点施設（災害時物資集配拠点）
下館地区	下館第一高等学校、下館第二高等学校、下館工業高等学校
関城地区	関城体育館
明野地区	明野高等学校
協和地区	協和の杜体育館

第3 ヘリポートの指定・整備

1 臨時ヘリポートの指定・整備

市及び県は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定する。さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じる。

第4 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

1 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

啓開用資機材、車両等の調達については関係団体への協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

2 緊急通行車両の調達体制の整備

市は、平常時より市有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、必要に応じて関係団体との協定締結の検討を図り、緊急通行車両の調達体制の整備に努めるものとする。

また、車両用燃料の備蓄に努めるほか、不足する場合に備え、災害時応援協定締結者からの調達体制を整備する。

第2節 消火活動、救助・救急活動への備え

災害による延焼火災を防止、軽減するため、消防力の充実強化のほか、消防応援の具体化を図る。また、消防本部の対応力を超える事態が発生した場合に備え、応援体制の強化や地域防災力の向上を図る。

項目	実施担当
第1 出火予防	市民環境部、消防本部、ガス事業者、化学薬品保管事業所等
第2 消防力の強化	市民環境部、消防本部、消防団、県
第3 救助力の強化	市民環境部、消防本部、消防団、県
第4 救急力の強化	市民環境部、消防本部、保健福祉部
第5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上	市民環境部、保健福祉部、自主防災組織

第1 出火予防

1 建築同意制度の推進

市及び消防本部は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

2 防火管理者の育成、指導

消防本部は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努める。

3 予防査察の強化指導

消防本部は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途・特殊性等に応じ、計画的に予防査察を実施し常に市内の防火対象物の実態把握に努めるとともに、火災発生危険の排除を図り予防対策の効果的指導を行うよう努める。

4 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

5 防火思想、知識の普及徹底

- (1) 市及び消防本部は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、防災行政無線、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ケーブルテレビ等報道機関の利用等を図る。
- (2) 消防本部は一般住宅の所有者等の協力を得て住宅防火診断等の実施に努めるとともに、通

常での火災予防にも万全を期すため「住宅用火災警報器」の設置推進と住宅防火指導強化を図る。

- (3) 市及び消防本部は、自治会や自主防災組織、自衛消防団等を通じて消火器具・消防用水・消防用設備等の普及や取扱指導を徹底する。
- (4) 自主防災組織や自衛消防団が中核となって、地域ぐるみの出火防止・初期消火を推進し、地域としての消防力の強化を図る。また自主防災組織及び自衛消防団は、市・消防本部・県等に積極的に協力し、「地域消防力」の強化に努める。
- (5) 防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害時にも有効にその機能が発揮されるよう、適正な維持管理について、さらに指導の徹底を図る。
- (6) 要配慮者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等については、特に防災管理面の指導を図っていく。

6 一般火気器具からの出火の予防

(1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、住民に対し、地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

(2) 電気器具からの出火の予防

市は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

(3) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

7 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。

第2 消防力の強化

消防本部は、地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するため、消防本部の消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

さらに、災害時等の相互応援に関する協定等に基づき、広域防災体制の確立を図る。また、応援する立場、応援を受ける立場それぞれの対応時における体制の整備を図る。

1 消防本部の広域再編の推進

大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、県が推進する県下の消防本部の広域再編の推進に協力する。

2 署所の適性配置

署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

3 消防水利の確保

市は、非常災害時における、発生直後及び防火水槽使用後の消防用水確保のため、消防本部・消防署・分署と上下水道部・県企業局等河川・用水施設管理者との連携協力のあり方について協議し、必要な協力作業実施手順等を作成する。

また、防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

4 消防車両・資機材の充実

市及び消防本部は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

通常消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

5 消防計画の作成と指導強化

消防本部は、国が定める基準に従い消防計画を作成しているが、各消防署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう修正するよう努める。

消防計画の大綱は次のとおり

- (1) 消防力等の整備
- (2) 防災のための調査
- (3) 防災教育訓練
- (4) 災害予防・警戒及び防ぎよ
- (5) 災害時の避難、救助及び救急
- (6) その他災害対策

6 消防団の育成・強化

市は、消防団員の県立消防学校への派遣等を行うほか、一般教育訓練の計画を立て実施し、消防活動諸般の要求に対応できる消防職団員を養成する。

災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

また、市は地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動等により、消防団（女性消防団含む）の充実を図るとともに、必要な活動支援を行う。

7 広域応援体制の整備

- (1) 広域消防応援協定

県内各消防本部は、大規模災害時に相互に応援活動を行うため、茨城県広域消防応援協定を締結している。当該協定に基づき、消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、対応力の強化を図る。また、応援、受援の対応計画を具体的に立案しておく。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておく。

(2) 緊急消防援助隊の編成

県が行う、緊急消防援助隊の編成に協力する。

8 火災原因調査

消防本部は、火災予防対策を推進するため、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

9 統計及び消防情報

消防本部は、火災については、死者3名以上又は死者及び負傷者の合計が10名以上のほか、焼損額1億円以上、焼損面積3,000㎡以上と推定される建物火災及び焼損面積10ha以上と推定される林野火災が生じた場合は、県に即報し、火災に対する予防推進のための資料とする。

第3 救助力の強化

1 救助活動体制の強化

消防本部は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、高度特別救助隊の編成を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

市は、建設業者等への建設用機械・器具及び作業員の派遣要請、受け入れ体制について整備する。

2 救助隊員に対する教育訓練の実施

消防本部は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

3 消防団の育成・強化

前項6に準ずる。

4 広域応援体制の整備

前項7に準ずる。

第4 救急力の強化

1 救急活動体制の強化

消防本部は、多数傷病者発生が予想される災害時には、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送体制を確立するため、次の事業を推進する。

- (1) 救急救命士の計画的な養成
- (2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- (3) 救急隊員の専従化の促進

- (4) 救急隊員教育の計画的な実施
- (5) 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- (6) 住民に対する応急手当の普及啓発

2 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

市及び消防本部は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、緊急離着陸場の整備や関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

3 多数傷病者事故対策

消防本部は、多数傷病者発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

第5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

1 初期消火力の向上

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出资機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに有効なジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの資機材について、備蓄や地域建築業者等からの調達体制を整備する。また、県、市はこうした地域の取り組みを支援する。

(2) 救助訓練

市は、自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに、訓練上の安全の確保について十分配慮する。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第3節 医療救護活動への備え

災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市、県及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

項目	実施担当
第1 医療救護施設の確保	保健福祉部、病院
第2 後方医療施設の整備	保健福祉部、病院、県
第3 医薬品等の確保	保健福祉部、県、茨城県赤十字血液センター
第4 医療機関間情報網の整備	県、病院
第5 医療関係者に対する訓練等の実施	市民環境部、保健福祉部、病院、医療関係団体
第6 医療関係団体との協力体制の強化	保健福祉部
第7 医療ボランティアの確保	県

第1 医療救護施設の確保

1 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる各地区保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を推進する。

また、病院、診療所等医療救護施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震改修に努めるものとし、市はこれを促進する。

2 ライフライン施設の代替設備の確保

各病院は、ライフラインが寸断された場合にも診療能力を維持するため、次の対策を推進する。

(1) 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図ること。

市は県と連携し、病院における自家発電装置の整備及び燃料補助タンクの増設を促進する。

(2) 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図ること。

市は県と連携し、病院に対して災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化等を促進する。

第2 後方医療施設の整備

1 災害拠点病院

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害拠点病院2箇所、地域災害拠点病院16箇所を指定しており、災害拠点病院としては次の主な機能を有することとしている。本市が属する筑西・下妻保健医療圏における災害拠点病院は、茨城県西部メディカルセンター（筑西市）となっている。

【災害拠点病院の主な機能】

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
- ・被災地からの重傷傷病者の受入れ
- ・傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送
- ・DMA T（災害派遣医療チーム）の派遣
- ・DMA T等の受入れ
- ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出
- ・研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

災害拠点病院の指定基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、自家発電機及び3日分程度の備蓄燃料、3日分の容量の受水槽（又は井戸設備）の設備整備、ヘリポート等の施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、自己完結型の医療に対応できる携行用の応急医療資器材等の設備整備を促進する。

また、災害拠点病院においては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の習熟に努めるほか、食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

2 災害派遣医療チーム（DMA T）指定医療機関の指定

県は、地震等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMA Tを派遣するDMA T指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図ることとしており、当該医療圏では、茨城県西部メディカルセンター（筑西市）及び城西病院（結城市）が指定されている。

3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

県は、地震等による大規模な災害の被災地で被災者への心のケア活動等を行うDPATの体制整備に努める。

4 後方医療機能の充実

市は、市内の病院について、災害拠点病院に準じる機能整備を促進し、災害時の後方医療機能を向上させる。

- （1）救急診療に必要な診療棟の耐震構造の整備
- （2）患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペースの整備
- （3）電気等のライフラインの維持機能の整備
- （4）ヘリポートなどの施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備の整備
- （5）医療情報システム端末の設置
- （6）携行用の応急医療資器材等の整備
- （7）手術に要する酸素ボンベ等を、災害時にも円滑に確保できる体制の整備

第3 医薬品等の確保

1 医薬品等の備蓄

（1）医療用医薬品の確保

市及び医療救護施設においては、定期的に医薬品の整備、点検等を行い、不足するものについ

ては適宜補充する。なお、品目については、要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮して選定する。また、市は、災害時応援協定締結者と緊密な連携を図り物資の確保に努める。また、県に対して応援を要請する。

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、災害時における救急医療への対応に備える。

また、備蓄品目については、医療の実情に合うものとするため、定期的な見直しが必要である。

(2) 災害対策用備蓄医薬品（救急箱）の配備

各地区に設置される備蓄庫に災害用医薬品セット（救急箱）の配備を進める。なお、配備に当たっては、内容品等について、医師会等の協力を得て医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

2 輸血用血液製剤の確保

県及び茨城県赤十字血液センターは、災害時における医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、連絡、協力体制を図っておく。

なお、県及び茨城県赤十字血液センターは、医療機関に対し、随時、輸血用血液製剤の供給可能量について情報提供を行うとともに、状況に応じて、救急医療における輸血を優先し、輸血用血液製剤の適正使用について依頼する。

3 医療用ガスの確保

県は、日本産業・医療ガス協会本部の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療用ガスの確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努める。

4 医療機器の確保

県は、茨城県医療機器販売業協会の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療機器の確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努める。

第4 医療機関間情報網の整備

1 広域災害医療情報ネットワークの充実

県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行う。

茨城県西部メディカルセンター等各病院においては、電力・通信が寸断された場合でも、EMISが入力できるよう、データ通信が可能な通信機器や非常時の通信手段（衛星携帯電話等）の設備が整備されている。

2 県防災通信システムの整備

県は、災害など非常時の通信の確保を目的として、茨城県西部メディカルセンター及び救命救急センターをはじめとする災害医療の拠点となる病院等に対し、情報の収集、伝達、指示、命令等が迅速かつ的確に行える防災情報ネットワークシステムの整備に努める。

3 医療機関間連絡網の整備

県は、災害時に各病院間で連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するとともに、関係者による災害医療保健対策会議を随時開催する等により災害時における連携強化を図る。

また、病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。

第5 医療関係者に対する訓練等の実施

1 病院防災マニュアルの作成

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

2 防災訓練の実施

病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努めるとともに、広域災害・救急医療情報システム EMIS の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

防災訓練の実施に当たっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加する。

第6 医療関係団体との協力体制の強化

市及び県は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、消防本部とともに、災害拠点病院、救命救急センター、真壁医師会等との協定の円滑な運用、連絡体制の確認、訓練を通じて、協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、県・市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

第7 医療ボランティアの確保

県は、災害発生時における医療ボランティア活動を支援するため、あらかじめ医療ボランティアの「担当窓口」を設置する。

県医師会等医療関係団体は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」としての機能を備えておく。

第4節 被災者支援のための備え

発災後、住居等を喪失するなど救助を必要とする被災者に対しては、受入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。

また、各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料等の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を行っていく。

項目	実施担当
第1 避難所の整備	市民環境部、教育委員会、保健福祉部、土木部、県
第2 食料、生活必需品の供給体制の整備	市民環境部、住民、事業所
第3 応急給水・応急復旧体制の整備	上下水道部、県
第4 り災証明の交付	税務部、県

第1 避難所の整備

1 避難所の整備

(1) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による補強や改築に努める。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておく。

また、大規模な地震が発生した場合には、市の避難所が被災し、不足することも想定されることから、事前に避難所として活用できる県の施設を選定しておく。

(2) 避難所の設備

避難所は防災拠点としての機能を有することも踏まえ、情報連絡手段の多ルート化や初期消火、救助救援活動を行うために必要な機材の備蓄など、施設・設備の準備措置に努める。

(3) 福祉避難所

総合福祉センター、各老人福祉センター、その他の福祉関連施設については、福祉避難所として活用することを踏まえ、要配慮者への配慮ある支援のための環境整備を行う。

2 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を確保するとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

なお、通信途絶や停電等も想定し、通信機材や非常用発電設備等の整備に努める。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、

通信設備の整備等を進める。

備蓄すべき主なものは、次のとおりである。

- (1) 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- (2) 生活必需品
- (3) ラジオ、テレビ
- (4) 通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、防災行政無線を含む）
- (5) 放送設備
- (6) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- (7) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (8) 給水用機材
- (9) 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）
- (10) 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- (11) 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ
- (12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド
- (13) 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていく。

3 避難実施に対する備え

市は、避難の誘導に当たって基礎的資料となる、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を整備するとともに、自主防災組織等との共有を図る。また、様々な状況を想定した避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

4 避難所の運営体制の整備

市は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

東日本電信電話㈱は、避難所に指定された学校等に、災害時用公衆電話（特設公衆電話）回線を整備する。

第2 食料、生活必需品等の供給体制の整備

1 食料の備蓄及び調達体制の整備

(1) 市の体制整備

市は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保

に努め、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施する。

備蓄の確保に当たっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保することから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておく。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、要配慮者への配慮やアレルギー対策、感染症対策等を考慮する。

(2) 住民及び地域、事業所等の備蓄

① 住民及び地域

住民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう努める。

② 事業所

災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努める。

第3 応急給水・応急復旧体制の整備

1 行動指針の作成

市は、応急給水・応急復旧の行動指針を策定し、職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直す。

2 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新及び調達体制の整備を行う。

3 検査体制の整備

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、水質検査が行える体制を整備しておく。

第4 り災証明書の交付

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努める。

第5節 要配慮者安全確保のための備え

近年の災害では、要配慮者^{※1}と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、災害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、地域防災計画において、避難行動要支援者^{※2}を適切に避難誘導し、安全確認等を行うための措置について定めるものとし、地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、「避難行動要支援者名簿（旧：災害時要援護者支援台帳）」を作成する。

なお詳細は、「筑西市避難行動要支援者避難支援計画（旧：筑西市災害時要援護者支援計画）」に準じるものとする。

さらに、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していく。

^{※1} 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語での災害情報が理解できにくい外国人、その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」という。

^{※2} 「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。

項目	実施担当
第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保	保健福祉部、こども部、教育委員会、要配慮者利用施設管理者、県、福祉関係団体
第2 要配慮者の救護体制の確保	保健福祉部、こども部、住民、自治委員、自主防災組織、災害時地域リーダー ^{※3} 、市社会福祉協議会、介護サービス事業者、ボランティア組織
第3 外国人に対する防災対策の充実	市長公室、市民環境部、県、県国際交流協会、語学ボランティア

^{※3} この計画において、「災害時地域リーダー」とは、自治会長、自主防災組織の長、民生委員・児童委員、赤十字防災ボランティア・赤十字奉仕団員をいい、個別避難計画（旧：個別支援プラン）作成への協力や地域による要配慮者・避難行動要支援者への支援体制づくりの中心となる者をいう。

第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保

1 防災組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設の管理者（以降、「施設管理者」とする。）に対して、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、避難確保計画を作成するよう指導、支援する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）についての整理・保管など、防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図るよう指導する。

市及び県は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

市は、福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携が平常時から図られるよう必要な援助を行う。

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

3 施設・設備の安全性の向上

市は、施設管理者に対し、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、土砂災害危険箇所等の立地条件を踏まえた対策を講じるよう指導する。

また、スプリンクラー等の防火設備や、災害時に消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても促進を図る。

施設管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市及び県はこれを促進する。

また、市は要配慮者の避難所の拠点となる公立の要配慮者利用施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

4 福祉避難所の整備

市は、福祉施設と連携し、要配慮者が災害時において適正な支援・介助のもと避難することのできる福祉避難所の確保について、体制を整備する。

5 防災資機材の整備、食料等の備蓄

市は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

6 防災教育、防災訓練の実施

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

第2 要配慮者の救護体制の確保

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

市は、本計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。また、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報

を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援等を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、本計画の定めるところにより、消防機関、警察、災害時地域リーダー、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、本計画に基づき、災害時地域リーダーの協力を得て、避難行動要支援者本人及びその家族や避難支援等関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から作成を進めるよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、本計画の定めるところにより、消防機関、警察、災害時地域リーダー、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

表一 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の重要事項

項目	内容
避難支援等関係者	①消防機関 ②警察 ③災害時地域リーダー ④自治会 ⑤自主防災組織 ⑥社会福祉協議会 ⑦地域支援者 等の避難支援等の実施に携わる関係者
避難行動要支援者名簿に掲載する者	市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいい、次のいずれかの要件を満たす者 ①要介護3以上の認定を受けている者

	②身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 ③身体障害者手帳（視覚又は聴覚）を所持する者のみの世帯の者 ④療育手帳 ^A 又はAを所持する者 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ⑥その他本人等から申出があり、市長が避難支援等の必要を認めた者 （例）・災害時要援護者支援台帳に登録されていた者 ・65歳以上のひとり暮らしの者 ・65歳以上の高齢者のみの世帯の者 ・難病患者 など ※施設や医療機関等に入所・入院している者は除く。
名簿作成に必要な個人情報	①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする事由 ⑦その他
個人情報の入手方法	名簿作成に必要な限度で、市の関係部局が管理する情報や県から取得する情報を収集・集約する。また、災害時地域リーダーに、地域の避難行動要支援者の把握調査を依頼し、情報を収集する。
避難支援等関係者の安全確保	市は、避難支援等が避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を最優先に、地域の実情や災害の状況等に応じ、可能な範囲で実施されるもので、必ずなされることを保証するものではないことを周知し、避難行動要支援者とその家族の理解を得られるよう努める。

2 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、情報メール一斉配信サービスの周知や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市及び県は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

3 相互協力体制の整備

市及び県は、災害時地域リーダーや、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

市民向け防災ハンドブックを作成し、災害発生直後、避難所居住時等における避難行動要支援者優先ルールについて、市民への周知徹底を図る。

災害時地域リーダーは、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、市、防災関係機関及び地域支援者等と協力して、避難支援体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

4 防災知識の普及・啓発・防災訓練の実施

市は、避難行動要支援者及び災害時地域リーダー等関係者に対して、災害時における的確な対

応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるほか、防災知識の普及・啓発に努める。なお、防災訓練等の実施に当たっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努める。

また、市は、住民の「避難行動要支援者名簿」についての理解を深めるため、広報・啓発活動を実施する。

第3 外国人に対する防災対策の充実

1 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における在留管理制度による届け出の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施

市及び県は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

3 防災知識の普及・啓発

市及び県は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

4 災害時マニュアルの携行促進

市及び県は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、外国人登録の窓口等で氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

5 外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市及び県、県国際交流協会は外国人相談窓口の充実を図る。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、市及び県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(3) 外国人への行政情報の提供

市及び県は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は県と連携して、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いな

がら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会を提供し、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 語学ボランティアの支援

市及び県は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

なお、語学ボランティアについては、県国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「サポーターバンク」としての機能を備えておくこととなっている。

第6節 災害時に必要な資機材、機材等の点検整備

住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに、点検を励行し有事に備える。

また、災害時における物資の供給に関する協定締結者とも緊密な連携を図る。

項目	実施担当
第1 災害時に必要な備蓄資材、器具	市民環境部、土木部
第2 医療・助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤	市民環境部、保健福祉部
第3 備蓄食料・生活必需品等	市民環境部、上下水道部、経済部
第4 燃料の調達・供給体制の整備	総務部
第5 住民及び地域、事業所等への備蓄の啓発	市民環境部、市長公室
第6 その他	各部

第1 災害時に必要な備蓄資材、器具

災害時に有効適切に使用できるよう、逐次水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備を図っていくとともに、災害時におけるレンタル協定の締結者とも緊密な連携を図る。

第2 医療・助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

医療・助産及び防疫用備蓄資機材の整備については、「第2編第3章第3節 医療救護活動への備え」の「第3医薬品等の確保」のとおりである。

第3 備蓄食料・生活必需品等

備蓄食料・生活必需品等については、「第2編第3章第4節 被災者支援のための備え」のとおりである。

第4 燃料の調達・供給体制の整備

1 連絡体制の整備

大規模災害が発生した場合には、電話の輻輳等による通信の断絶が危惧されるため、あらかじめ、県、市、県石油商業組合等の間で連絡方法を複数用意しておく。

2 調達体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ締結している県石油商業組合筑西支部との協定等を踏まえ、災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

3 重要施設の指定

市は、災害時において、優先的に燃料を供給すべき公共施設や災害拠点病院等の重要な施設をあらかじめ指定し、自家発電用燃料の供給方法を定めておく。

4 災害応急対策車両の指定

市及び防災関係機関等は、県の定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両をあらかじめ指定しておく。また、指定車両には県の基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

第5 住民及び地域、事業所等への備蓄の啓発

市は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、住民に対し世帯数の最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の備蓄を図るよう、広報紙、パンフレット等により啓発するものとする。

また、事業所に対しては、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう啓発する。

1 平常時の備え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心がけるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

第6 その他

各関係機関等は、それぞれの業務上必要とする資機材等の備蓄並びに整備をするものとする。

第4章 防災教育・訓練

第1節 防災教育

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。

このため、市は、職員に対し防災教育・研修を行うとともに、災害発生時に市民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、市民に防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、防災対策要員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

項目	実施担当
第1 一般市民向けの防災教育	市民環境部、防災関係機関
第2 児童生徒等に対する防災教育	市民環境部、教育委員会
第3 防災対策要員に対する防災教育	市民環境部、各部

第1 一般市民向けの防災教育

市、県及び防災関係機関は、市民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守る行動が確保されるとともに、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることができるよう、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、災害による人的被害を低減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、ハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながら、警報等や避難指示等の意味を説明するほか、以下の内容について普及・啓発を図る。

1 普及すべき防災知識の内容

- (1) 地震時の危険性
- (2) 筑西市の過去の地震や災害教訓
- (3) 家庭での予防・安全対策
 - ① 最低3日、推奨1週間分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、また、自動車へのこまめな満タン給油の推進
 - ② 非常持ち出し袋の準備と定期的な点検
 - ③ 災害時の家族内の連絡体制の整備（災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用）
 - ④ 消火器等消火資機材の準備
 - ⑤ 住宅用火災警報機器
 - ⑥ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

- (4) 自主避難に関する知識・呼びかけ
- (5) 緊急地震速報^{※1}
- (6) 状況に応じた適正な避難方法
- (7) 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- (8) 災害発生時の情報提供手段
- (9) 災害発生時によくある問合せに対する回答
- (10) 各災害対応業務の担当部課・連絡先
 - (11) 被害情報の通報先（消防署、窓口業務、各課）
 - (12) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - 地震保険^{※2}・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。
 - (13) 自主防災組織等の地域での防災活動
 - (14) 要配慮者への支援協力
 - (15) 帰宅困難者対策
 - (16) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
 - (17) 被災者総合支援センターの機能・役割
 - (18) 被災時の公的支援の内容
 - (19) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
- (20) 防災関連設備等の準備
 - ① 非常用持出袋
 - ② 消火器等消火資機材
 - ③ 住宅用火災警報器
 - ④ その他防災関連設備等

※1 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」。市は、水戸地方気象台が実施する講習会等を利用して、その特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

【緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等】

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

※2 地震保険

地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度。被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市及び県は、その制度の普及促進に努める。

2 普及啓発手段

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信する。

(1) 広報紙、防災マップ（ハザードマップ）等の配布

市及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

また、防災マップ（ハザードマップ）等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

(2) 講習会等の開催

市は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、公民館等の社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(3) その他メディアの活用

- ① 回覧板の利用
- ② 広報車による広報
- ③ 大規模災害時における生活行動基準、各家庭における対応の指針等を内容とする市民向け防災ハンドブックの作成及び配布
- ④ 消防本部の防災学習体験施設の活用
- ⑤ インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、消防庁 防災・危機管理 e カレッジ等の紹介等）
※消防庁 防災・危機管理 e カレッジホームページ：<http://www.e-college.fdma.go.jp/>
- ⑥ テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- ⑦ 防災教育資料（DVD等）の貸し出し
- ⑧ 文字放送の活用
- ⑨ 地震体験車等の教育設備の貸出

第2 児童生徒等に対する防災教育

市は、県等と連携して、学校教育における防災教育を推進する。

1 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、認定こども園や小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を

行う。

災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。また、実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導やハザードマップの活用及び避難訓練等の主体的な学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

なお、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

2 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布および避難・救助等に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

第3 防災対策要員の防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、市及び防災関係機関は、災害対策を担う職員に対し、以下の様な防災教育を計画的かつ継続的に推進し、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらう等の体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

3 職員からの自己申告によるノウハウ所有台帳の作成

資格、ノウハウ、特技の内容を特に限定せず、職員本人の申告に基づく「ノウハウ所有台帳」を作成し、データベース化、講師登録制度を導入し、非常時に活用できるよう整備する。

第2節 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

項目	実施担当
第1 総合防災訓練への参加	各部、防災関係機関、警察署、自主防災組織、住民、事業者
第2 市等が実施する個別訓練	各部、防災関係機関、自主防災組織、小中学校・保育園・幼稚園・認定こども園・病院及び社会福祉施設等の管理者
第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	消防本部、防災関係機関、事業者（防火管理者）、自主防災組織、市民
第4 訓練実施に当たっての留意事項	各部、防災関係機関、消防本部、警察署、自主防災組織、小中学校・保育園・幼稚園・認定こども園・病院及び社会福祉施設等の管理者、住民

第1 総合防災訓練への参加

防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、住民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。

1 訓練種目

災害時に起こり得る被害を想定し、幅広い種目について実施する。

- (1) 動員及び災害対策本部の設置・運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難者の誘導、避難所の設置・運営
- (4) 救出・救助、救護・応急医療
- (5) 各種火災消火・二次災害の防止措置
- (6) 道路の応急措置、復旧、障害物排除
- (7) 緊急物資輸送
- (8) 無線等による災害情報の収集伝達
- (9) ライフラインの応急措置・復旧
- (10) 避難行動要支援者の支援（避難所への避難等）
- (11) 応急給水活動

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

2 訓練参加機関

市は、総合防災訓練について、防災関係機関、災害応援協定締結機関、自主防災組織、ボランティア組織、事業所及び一般市民（要配慮者も含む）等の参加を広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他自治体との合同の訓練も含め実施する。

3 防災訓練時の交通規制

警察署は、防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練

の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

4 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

第2 市等が実施する個別訓練

1 消防訓練

消防本部は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

2 避難訓練

(1) 市による避難訓練

災害時における避難指示及び立ち退き、要配慮者の避難誘導等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり、警察、消防本部及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

また、学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営、炊き出し等の実践的な訓練や施設・設備の見学会等を行うよう努める。

(2) 幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市及び県は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を毎年2回以上実施するよう指導する。

3 非常参集、本部運営、緊急情報伝達、管理職参集訓練

市及び防災関係機関は、勤務時間外の災害発生を想定し、動員配備及び情報の伝達、連絡等の非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。

また、非常参集訓練^{※1}と同時に、災害対策本部運営訓練及び緊急情報伝達訓練、管理職参集訓練^{※2}も併せて実施する。その際、災害対策本部機能を喪失した場合においても、的確な指揮体制がとれるよう、代替施設の運営を想定した訓練を実施するほか、不十分な情報の下での災害対策を想定した訓練も実施する。

※1 非常参集訓練：全職員による参集訓練 ※2 管理職参集訓練：管理職のみによる参集訓練

4 通信訓練

市は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

なお、通信訓練の実施に当たっては、各拠点の参加を促す。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、市、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導のもと、地域の事業所と協調して、年1回以上の組織的な訓練実施に努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練等を主とする。

自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 一般市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、過去の災害から得られた教訓の伝承、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第4 訓練実施に当たっての留意事項

- 1 訓練実施に当たっては、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、訓練参加者、実施時間、使用する器材、電源の確保等のシナリオを具体的に設定し、災害時の状況を想定した訓練の実施に努める。
- 2 自治会、自主防災組織などと連携し、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- 3 自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- 4 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、訓練後には参加者等から意見を聴取するなど、訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3節 災害に関する基礎研究及び災害教訓の伝承

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していく。

項目	実施担当
第1 基礎的調査研究	県、各研究機関
第2 防災アセスメントの実施	市民環境部、県、防災関係機関
第3 被害想定調査の実施	市民環境部、県、防災関係機関
第4 災害対策に関する調査研究	県
第5 災害教訓の伝承	市民環境部、県

第1 基礎的調査研究

県内の自然条件並びに社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、県、市及び防災関係機関は、ハード、ソフト両面で全県の地域別データを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通並びに情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

1 自然条件

(1) 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図等

(2) 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

(3) 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

2 社会条件

(1) ハード面

- ① 建築物の用途、規模、構造等の現況
- ② 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況
- ③ ガソリンスタンド等危険物施設の現況
- ④ 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

(2) ソフト面

- ① 昼夜間人口、避難行動要支援者等の人口分布
- ② 県民の防災意識等

3 災害事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の災害事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

第2 防災アセスメントの実施

災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、県内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、市、県及び防災関係機関で協力し、実施していく。その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行う。

第3 被害想定調査の実施

1 県下全域を対象とした被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は、災害対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、市、防災関係機関で協力し、実施していく。このため、特に、あらかじめ震源の特定が困難である直下の地震については、県及び各市の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり、県下全域を対象とした想定調査を推進する。

2 地震被害予測システムの構築

県は、地震被害想定過程をコンピューターシステム化することにより、通常時の防災訓練や災害対策立案支援、計測震度計とのリンクによる震後の即時地震被害予測への活用を図る。

3 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、県は、原則として10年ごとに見直しを図る。

第4 災害対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の実例から明らかである。したがって過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- 災害に強いまちづくりのための調査研究
- 地震被害軽減のための調査研究
- 防災教育・訓練のための調査研究
- 応援・派遣に関する調査研究
- 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- 被災者生活救援のための調査研究
- 応急復旧・事後処理のための調査研究
- 復興のための調査研究

第5 災害教訓の伝承

国（国土地理院関東地方測量部）、市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第2編 災害予防計画
第4章 防災教育・訓練
第3節 災害に関する基礎研究及び災害教訓の伝承

第3編 災害応急対策計画

第1章 初動対応

第1節 職員参集・動員

市及び各防災関係機関は、市域に災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。このため、地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たる。

なお、災害発生に伴う円滑な対応を確立するため、職員初動マニュアルの定期的な確認及び継続的な見直しを行う。

項目	実施担当
第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容	総括班、各班
第2 職員の動員・参集	総括班、全職員

第1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

動員配備の決定基準は市域での地震の揺れの規模、災害の状況等により次のとおり定める。

表一 地震時の防災指令の発令基準

区分	防災指令の発令基準	災害対策本部等の設置
準備指令	◎ 市域で震度4を記録したとき。	設置しない
警戒体制	◎ 市域で震度5弱を記録したとき。	必要に応じて災害警戒本部を設置
	◎ 市域で震度5強を記録したとき。(自動配備)	災害警戒本部を設置
非常体制	◎ 市域で震度6弱を記録したとき。(自動配備)	災害警戒本部又は災害対策本部を設置
	◎ 市域で震度6強以上を記録したとき。(自動配備)	災害対策本部の設置

第2 職員の動員・参集

1 職員の動員配備体制の決定

(1) 警戒体制

地震情報及び被害情報等に基づく市民環境部長の報告をもとに、副市長が防災指令の発令基準に基づき決定する。

(2) 非常体制

市民環境部長の報告をもとに市長が状況を判断し、決定する。

(3) 決定者

上記(1)(2)の際、決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	副市長	教育長	市民環境部長
非常体制	市長	副市長	教育長

2 職員の動員

市民環境部長は、1の動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。

また、動員に当たっては各部において職員の安否を確認するものとし、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

(1) 動員の伝達手段

① 勤務時間内

口頭、庁内放送、電話、ホワイトボードにより行う。

② 勤務時間外

防災行政無線、一般加入電話、携帯電話、衛星携帯電話など、市民環境部及び各部において定める伝達方法により行う。

(2) 動員の配備

各部の長は、市長（本部長）の防災指令のもと、次の配備体制の動員基準に基づき災害応急対策実施上必要となる職員の配備を行うとともに、次の措置を講じる。

- ① 災害に対処できるよう職員を配備
- ② 職員の非常参集方法及び交代方法の措置
- ③ 高次の配備体制に移行できる措置
- ④ 他部への応援の要請

表一 配備体制の動員基準

区 分	配 備 体 制 の 動 員 基 準
準備配備体制 ※ 準備指令時	◎ 消防防災課職員
第1配備体制 ※ 第1配備指令時	◎ 市民環境部長、次長、消防防災課職員 ◎ 消防署長、消防団長 ◎ なお、勤務時間外に発令された場合においては、第2配備体制該当職員は自宅待機とする。
第2配備体制 ※ 第2配備指令時	◎ 副市長 ◎ 第1配備体制要員となっている職員及び本部連絡員を配備する。 ◎ 併せて局地的災害の発生に対して、各部の災害対策本部組織上分掌する対策を実施するために必要な要員を配備する。 ◎ 消防団担当分団長以上※ ◎ なお、勤務時間外に発令された場合においては、第3配備体制該当職員は自宅待機とする。

第3 配備体制 ※第3 配備指令時	◎ 市長、教育長 ◎ 第2 配備体制要員となっている職員を配備する。 ◎ 各部の管理職以上の職員を配備する。 ◎ 併せて中規模の災害の発生に対して、各部の災害対策本部組織上分掌する対策を実施するために必要な要員を配備する。 ◎ 消防団担当分団※ ◎ なお、勤務時間外に発令された場合においては、その他の全職員は自宅待機とする。
非常配備体制 ※非常配備指令時	◎ 各部の所属職員全員を配備する。 ◎ 全消防団員

※ 消防団の出場に当たっては、状況により別途、協議する。

(3) 動員の報告

各部の長は、所定の様式（資料編：職員動員に関する様式）で職員の参集状況を記録し、その累計を以下に示す報告のとりまとめ担当を通じて、本部長に報告する。

表一 報告のとりまとめ担当

区 分	報告のとりまとめ担当
災害対策本部設置前	市民環境部消防防災課
災害対策本部設置後	本部事務局総括班

3 自主参集

職員は、勤務時間外に市域で震度5強以上を記録した場合、該当職員は動員連絡を待つことなく速やかに参集する。

なお、あらかじめ定められた防災関係職員は、原則として速やかに参集する。

4 参集方法

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

なお、通常利用している交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

5 非常時の参集先

勤務時間外に配備指令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局については、この限りでない。

- ① 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。
- ② 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの支所及び市施設、指定避難所等に参集する。

(1) 参集時の措置

- ① 職員は、当該出先機関の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集できない理由を報告する。
- ② 当該出先機関の長は、前記①により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(2) 勤務場所への復帰

出先機関の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

6 配備指令等を受けた市職員の行動

- (1) 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- (2) 勤務時間外に配備指令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- (3) 勤務時間外に配備指令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。
ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局については、この限りでない。
- (4) 職員は、参集途上において火災あるいは事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとり、その旨を所属長に連絡する。
- (5) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺及び指定集合場所に赴く途中の地域の被害状況等に注視し、これを随時、災害対策本部事務局に連絡する。

7 配備体制ごとの主な対応

(1) 準備配備体制における対応

① 主な職務

状況把握と第1配備体制（警戒体制）の検討並びに事前通告。

② 職員の対応

体制要員の職員は、執務室に集合し、対応を協議する。

(2) 第1配備体制における対応

① 主な職務

状況把握と第2配備体制（警戒体制）の検討並びに事前通告。

② 職員の対応

体制要員の職員は、執務室に集合し、対応を協議する。

(3) 第2配備体制（災害警戒本部設置）における対応

① 主な職務

状況把握と第3配備体制並びに災害警戒本部の設置検討並びに事前通告。

② 職員の対応

ア 体制要員は、市民環境部長の指示により本庁舎4階研修室に集合し、対応を協議する。

イ 夜間・休日時、集合の連絡を受けた体制要員は、即登庁し待機する。

③ 消防団

ア 消防団長は、副団長に本庁舎へ集合するよう指示する。

イ 消防団長及び副団長は、筑西消防署と災害状況の把握と消防団の出動について協議する。

ウ 消防団長は、警戒、災害状況を把握するため消防団を出動させる。

(4) 第3配備体制（災害警戒本部・災害対策本部設置）における対応

① 職員の対応

ア 課長以上の職員は、市民環境部長の指示により、執務室に集合する。また、必要に応じて本庁舎4階研修室に集合し、対応を協議する。

イ 災害警戒本部・災害対策本部からの指示を受け、今後の対応を協議し関係各課並びに各庁舎に災害対策の指示をする。

ウ 夜間・休日の際も登庁し待機する。

② 消防団

各地区の副団長から出動の指示を受けた分団は、直ちに現地災害警戒本部又は災害現場に急行する。

(5) 非常配備体制（災害対策本部設置）における対応

① 職員の対応

全職員がそれぞれの所属する庁舎に集合し、関係各部長の指示により対応にあたる。

② 消防団

全分団員は、各分団の詰所に集合して出動体制を整え、副団長の指示により、現地対策本部又は直接災害現場（副団長指示）に急行する。

第2節 災害警戒本部・災害対策本部

市及びその他の防災関係機関は、市域において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。

項目	実施担当
第1 災害警戒本部・災害対策本部	総括班
第2 国の現地対策本部との連携	対策・物資班

第1 災害警戒本部・災害対策本部

1 設置基準

災害対策本部、災害警戒本部の設置基準・廃止基準は、次のとおりとする。

(1) 災害警戒本部設置基準

災害警戒本部は、次の場合に設置する。

- ① 市域で震度5強を記録したとき
- ② その他副市長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒本部廃止基準

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき
- ② その他副市長が必要なしと認めた場合

(3) 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、次の場合に設置する。

- ① 市域で震度6弱以上を記録したとき
- ② 地震により大規模な災害が発生したとき
- ③ その他市長が必要と認めた場合

(4) 災害対策本部廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ① 災害応急対策が概ね完了した場合
- ② その他本部長が必要なしと認めた場合

(5) 動員配備基準との対応

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は本章第1節第2「職員の動員・参集」に示すとおりである。

2 組織運営

(1) 実施責任者の代行順位

決定者及び決定に緊急を要し、決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。

表一 実施責任者の代行順位

区 分	第 一 位	第 二 位	第 三 位	第 四 位	第 五 位 以 下
本部長	副市長	教育長	市民環境部長	市長公室長	総務部長 以下別に定める
副本部長	教育長	市民環境部長	市長公室長	総務部長	企画部長 以下別に定める
各部の部長 (本部員)	次 長	以下、各部ごとに別に定める			

3 設置の決定

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部の設置の決定については、本編第1章第1節「職員の動員・参集」に準ずる。災害警戒本部は、副市長を本部長とし市民環境部長を副本部長とする。災害警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の規定を準用する。

(2) 災害対策本部

災害対策本部の設置の決定については、本編第1章第1節「職員の動員・参集」に準ずる。本部設置又は廃止の決定は、市長（本部長）が行う。

4 本部の設置

(1) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置

本部室は本庁舎4階市長応接室、災害対策室は本庁舎4階研修室に置く。本部を設置したとき

は、市本庁舎入口に「筑西市災害対策本部」の標識板等を掲げる。また、被災者総合支援センター、現地災害対策本部、避難所等の拠点施設の設置場所一覧を明示するなど、市民等の問合せの便宜を図る。

なお、市本庁舎が被災する等何らかの理由で使用できない場合には、次の順序で本部を移設する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、当該市町村長と市対策本部の設置場所について協議を行う。

表一 本部の代替設置場所

区 分	施 設 の 名 称
第 一 位	しもだて地域交流センター
第 二 位	協和支所
第 三 位	関城支所

5 本部員の動員

本部長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員
 の動員を行う。

なお、動員の手順については、本編第1章第1節「職員の動員・参集」において示したとおり
 である。

6 本部の運営

(1) 会議の開催

本部長は、本部の設置・廃止の決定及び本部として行うべき業務に係る重要方針の決定並びに
 市の全職員への周知・徹底を迅速かつ適切に行うため、次の会議を適宜開催する。

表一 会議の構成

名 称	構 成
本 部 員 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長 ○副本部長 ○本部長付（消防署長、消防団長） ○本部員（各部の部長） ○広報担当員 ○情報集約担当員 ○防災関係機関の連絡員 ○本部長がその都度必要と認めたもの
関 係 部 長 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長 ○副本部長 ○関係本部員 ○関係部次長 ○本部長がその都度必要と認めたもの

なお、本部員会議の事務局業務は、総括班及び各部の本部連絡員が行う。なお、防災関係機関
 派遣の連絡員はアドバイザーとなるとともに、相互の密接な連携・情報交換に努める。

(2) 本部設置等の通知及び公表

本部事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。

表一 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	担当者	報告・通知・公表の方法
市役所本庁舎内各部・班	市民環境部・消防防災課長	庁内放送、庁内電話、口頭、その他迅速な方法
支所その他市出先機関	各主管部・消防防災課長	FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
消防本部 消防長 消防団長・消防団	市民環境部・消防防災課長	防災行政無線、FAX、電話、口頭、その他迅速な方法
市民	市長公室・広報広聴課長	防災行政無線、広報車、口頭、報道機関、市ホームページ、情報メール一斉配信サービス、その他迅速な方法
県知事	市民環境部・消防防災課長	茨城県防災情報ネットワークシステム、FAX、電話、報道機関、口頭、その他迅速な方法
筑西警察署長		
近隣市町長		
報道機関	市長公室・広報広聴課長	FAX、電話、口頭又は文書

(3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため、積極的に防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮する。

(4) 情報トリアージの実施

本部事務局長は、本部事務局に情報処理を行う情報・記録班を設置し、各機関から集約される情報のトリアージ※を行い、重要度の高い情報を抽出して優先的に対処する。

※「選別」「優先割当」の意。多数の負傷者が一度に発生した際に、患者の重症度に基づいて、治療や搬送の優先順位を決め選別を行うこと。

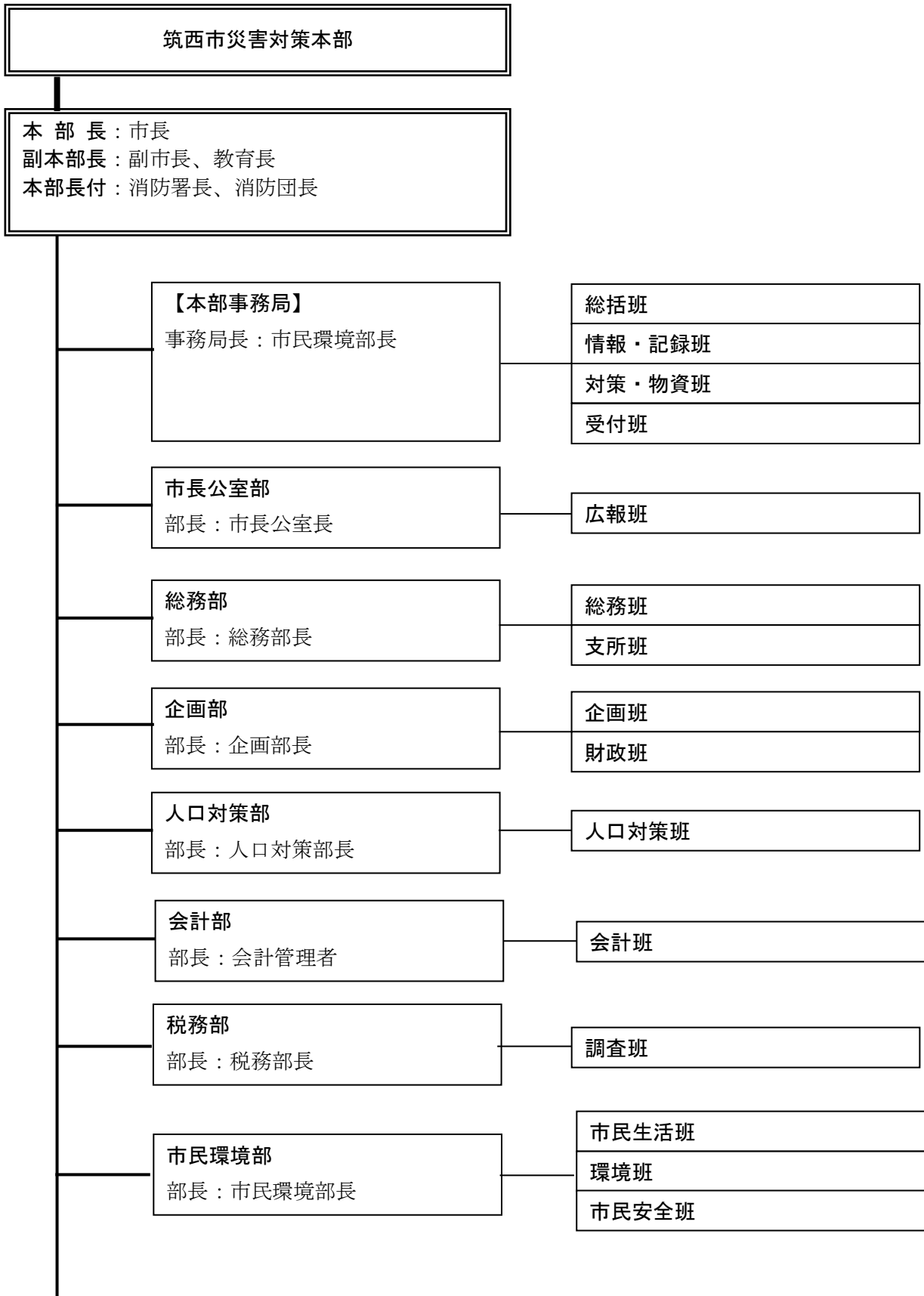
(5) 職員の健康管理及び給食等

本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとる。

(6) 関係者以外の立入り制限

本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

【筑西市災害対策本部組織図】





ア 各部・班の編成及び事務分掌

部 等	部 長 等	班 名	班 員	事 務 分 掌
本部事務局	事務局長 市民環境 部長 事務局次長 市民環境 部次長	総括班	消防防災課職員 本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部、現地連絡所及び現地対策本部の設置、運営、庶務及び閉鎖に関すること。 2 防災指令の発令及び解除に関すること。 3 配備体制その他本部長命令の伝達に関すること。 4 本部会議の開催・運営・記録・資料の調整に関すること。 5 事務局の活動記録に関すること。 6 本部会議構成員及び事務局職員の動員並びに本部職員の参集状況に関すること。 7 事務局各班間の連絡調整に関すること。 8 その他事務局長から特に指示されたこと。 9 事務局職員の食事、宿泊に関すること。 10 他部・班に属さない事項に関すること。
		情報・記録班	消防防災課職員 本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報、気象情報等の収集、分類及び整理に関すること。 2 防災行政無線局の統制及び一斉通信に関すること。 3 災害情報等の分析、各班及び各部への提供に関すること。 4 災害情報の記録に関すること。 5 防災情報関連機器の操作に関すること。 6 災害に係る緊急広報に関すること。 7 アマチュア無線ボランティアの活動支援に関すること。
		対策・物資班	消防防災課職員 本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な応急対策の立案及び各部間の調整に関すること。 2 避難指示及び警戒区域の設定(立案)に関すること。 3 県、他市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害救助法適用の申請に関すること。 5 県、消防、警察、自衛隊、他市町村等に対する応援出動(派遣)の要請に関すること。 6 激甚災害指定手続に関すること。 7 避難所における必要物資の提供に関すること。 8 仮設住宅整備の要請に関すること。 9 救援物資の要請に関すること。 10 救援物資の集積場所に関すること。 11 消防団・水防団に関すること。
		受付班	消防防災課職員 本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関、住民等からの災害情報及び被害情報の受付に関すること。

部 等	部 長 等	班 名	班 員	事 務 分 掌
市長公室部	部長 市長公室長 次長 市長公室次長	広 報 班	秘書課職員 広報広聴課職員 市民協働課職員 企業誘致推進局職員	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 国等への陳情及び関係資料の作成に関すること。 3 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 4 災害対策記録、写真等の整備に関すること。 5 災害情報、被害状況及び災害対策活動等の広報に関すること。 6 報道関係機関との連絡調整に関すること。 7 被災者総合支援センターの開設及び運営に関すること。
総務部	部長 総務部長 次長 総務部次長	総務班	総務課職員 行政改革推進課職員 管財課職員 契約検査課職員 監査委員公平委員会 事務局職員	1 災害対策本部職員の動員及びサービスに関すること。 2 災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他の支援業務に関すること。 3 車両その他輸送手段及び燃料の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。 4 庁舎その他市有施設等の修理に関すること。 5 危険物施設等の応急対策及び復旧に関すること。 6 災害対策本部等の電力の確保に関すること。 7 災害に係る物品等の購入契約に関すること。
		支所班	関城支所職員 明野支所職員 協和支所職員	1 支所庁舎等に係る電力の確保に関すること。 2 市有財産の調査に関すること。 3 公用車の配車計画に関すること。 4 義援金の受入れの協力に関すること。
企画部	部長 企画部長 次長 企画部次長	企画班	企画課職員 情報政策課職員	1 臨時ヘリポート開設の計画に関すること。 2 災害時の応急的空地利用の調整に関すること。 3 復興計画に関すること。 4 被災者総合支援センターの開設及び運営の協力に関すること。 5 災害対策時の電子計算機の保守管理に関すること。
		財政班	財政課職員	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 公用負担等による損失補償、弁償等に関すること。 3 災害応急対策の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 4 義援金の募集、受入れ及び配分に関すること。 5 応援の受入れへの協力に関すること。
人口対策部	部長 人口対策部長 次長 人口対策部次長	人口対策班	人口対策課職員	1 臨時ヘリポート開設の計画の協力に関すること。 2 復興計画の協力に関すること。 3 被災者総合支援センターの開設及び運営の協力に関すること。
会計部	部長 会計管理者 次長 本部長が指名する者	会計班	会計課職員	1 災害に係る市費の出納に関すること。 2 応援の受入れへの協力に関すること。

部 等	部 長 等	班 名	班 員	事 務 分 掌
税 務 部	部長 税務部長 次長 税務部次長	調査班	市民税課職員 資産税課職員 収税課職員	1 家屋等の被害調査、撮影及び記録に関するこ と。 2 被災地籍の調査に関するこ と。 3 被災家屋等の解体に伴う事務への協力に関す ること。 4 被災納税者の調査及び減免等の措置に関す ること。 5 り災証明に関するこ と。 6 被災届出受理証に関するこ と。
市民環境部	部長 市民環境 部長 次長 市民環境 部次長	市民生活 班	市民課職員 市民課川島出 張所職員	1 安否情報に関するこ と。 2 不明者の身元確認の協力に関するこ と。 3 遺体の埋葬及び火葬に伴う事務に関するこ と。 4 避難者登録窓口の設置・運営に関するこ と。
		環境班	環境課職員	1 災害時の環境保全に関するこ と。 2 災害による廃棄物処理対策に関するこ と。 3 被災地のゴミ及びし尿の収集処理等の公衆衛 生に関するこ と。 4 井戸水の水質検査及び消毒に関するこ と。 5 被災家屋の消毒に関するこ と。 6 仮設トイレの調達及び設置に関するこ と。 7 生活環境を著しく破壊する公害原因物質の汚 染状況調査に関するこ と。 8 環境衛生及び毒物・劇物の安全対策に関するこ と。 9 避難所の衛生等に関するこ と。 10 愛玩動物に関するこ と。 11 遺体の収容、埋葬及び火葬に関するこ と。 12 死亡獣畜の処理に関するこ と。 13 放射能対策に関するこ と。 14 その他環境衛生対策に関するこ と。
		市民安全 班	市民安全課職員 空き家対策推進課職員	1 災害時における交通管制に関するこ と。 2 交通安全施設の被害調査及び復旧に関するこ と。 3 被災地における防犯対策に関するこ と。 4 災害時における空き家対策に関するこ と。
保健福祉部	部長 保健福祉部 長 次長 保健福祉部 次長	健康増進 班	健康増進課職 員 コロナワクチ ン接種対策課 職員 地域医療推進 課職員 医療保険課職 員	1 被災者の救急及び救護に関するこ と。 2 感染症の予防に関するこ と。 3 被災者の健康管理に関するこ と。 4 被災者への保健指導、健康相談及び訪問指導に 関すること。 5 医療救護所の設置及び管理に関するこ と。 6 真壁医師会等医療関係者との連絡調整に関す ること。 7 医療器材、医療品及び衛生資材の確保並びに配 分に関するこ と。 8 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する こ と。 9 地方独立行政法人茨城県西部医療機構との連 絡調整に関するこ と。 10 保健施設及び医療機関の被害の調査及び報告

部 等	部 長 等	班 名	班 員	事 務 分 掌
				並びに必要な対策に関する事 11 食品衛生の指導に関する事 12 遺体の検案の協力に関する事 13 遺体収容への協力に関する事 14 被災者に対する国民健康保険税の減免等に関する事。
		福 祉 班	社会福祉課職員 障がい福祉課職員 高齢福祉課職員 介護保険課職員 人権推進課職員	1 災害救助法による救助計画及びその実施に関する事。 2 福祉施設の被害調査及び必要な対策に関する事。 3 福祉避難所の開設、運営及び維持管理に関する事。 4 避難所の開設、運営及びその維持管理の協力に関する事。 5 災害ボランティア（一般ボランティア、日赤奉仕団等）の受入れ及び調整の総括に関する事。 6 被災者に対する生活保護に関する事。 7 被災地の民生安定に関する事。 8 要配慮者等への支援対策に関する事。 9 要搜索者名簿の作成への協力に関する事。 10 生活資金に関する事。 11 被災者に対する介護保険料の減免等に関する事。 12 放射能の測定及び除染への協力に関する事 13 日赤奉仕団等の要請及び受入れに関する事。
こども部	部長 こども部長 次長 こども部次長	こども班	こども課職員	1 社会福祉法人及び関連福祉団体との連絡調整に関する事。 2 保育所、幼稚園及び認定こども園の被害の調査及び報告に関する事。 3 保育所、幼稚園及び認定こども園の乳幼児の避難及び安全措置に必要な対策に関する事。 4 応急保育計画に関する事。
		母 子 保 健 班	母子保健課職員	1 被災者の救急及び救護に関する事。 2 感染症の予防に関する事。 3 被災者の健康管理に関する事。 4 被災者への保健指導、健康相談及び訪問指導に関する事。 5 妊産婦への産前産後のサポートに関する事。 6 児童相談所等の関連施設との連絡調整に関する事。

部 等	部 長 等	班 名	班 員	事 務 分 掌
経 済 部	部長 経済部長 次長 経済部次長	商 工 班	商工振興課職員 観光振興課職員 ふるさと整備課職員	1 商工観光関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 救援物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布の協力に関すること。 3 応急給水活動への協力に関すること。 4 物資の流通促進に関すること。 5 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関すること。 6 被災商工業者に対する融資あつ旋に関すること。 7 災害に関連した失業者の対策に関すること。 8 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 9 燃料の確保への協力に関すること。 10 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 11 帰宅困難者対策に関すること。 12 放射能の測定(持込食材の検査)に関すること。 13 その他応急商工対策に関すること。
		農 政 班	農政課職員 水田農業振興課職員	1 災害時物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布に関すること。 2 応急給水活動への協力に関すること。 3 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 4 農作物の防疫に関すること。 5 被災農家の災害融資に関すること。 6 被災地における農作物種苗、生産資材等のあつ旋に関すること。 7 農業等関連団体との連絡調整に関すること。 8 家畜及び家畜施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 9 農林災害資金融資の相談に関すること。 10 災害時物資等の集配拠点の設置及び管理に関すること。 11 放射能の測定及び除染への協力に関すること。 12 要配慮者等への支援対策の協力に関すること。 13 その他農林業の災害応急及び復興対策に関すること。

部 等	部 長 等	班 名	班 員	事 務 分 掌
土 木 部	部長 土木部長 次長 土木部次長	土 木 班	土木課職員 道路維持課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、橋梁その他公共土木施設等の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 2 がけ崩れ等の危険箇所の調査及び応急復旧に関する事。 3 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制実施への協力に関する事。 4 緊急輸送道路の確保に関する事。 5 建設業者団体等との連絡調整に関する事。 6 建設機械・車両の借上げ、配車及び建設資材の確保調達に関する事。 7 水防活動の全般に関する事。 8 障害物の除去に関する事。 9 その他の土木施設応急対策に関する事。
		建 築 班	建 築 課 職 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険建築物、区域等の安全確保の調査に関する事。 2 震災建築物応急危険度判定の実施の協力に関する事。 3 応急仮設住宅等の確保に関する事。 4 応急仮設住宅としての公営住宅の提供に関する事。 5 事務の委任があった場合の仮設住宅の整備及び応急修理に関する事。 6 公営住宅の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 7 水防活動への協力に関する事。 8 家屋等の被害調査、撮影及び記録への協力に関する事。
		都市整備班	都市整備課職員 宅地開発課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊建築物による生き埋め被災者の救出に関する事。 2 遺体収容への協力に関する事。 3 危険建築物、区域等の安全確保に関する事。 4 水防活動への協力に関する事。 5 応急仮設住宅建設用地確保の協力に関する事。 6 公園等主管施設の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 7 災害復興に係る都市計画に関する事。 8 宅地造成等の災害予防及び復旧指導に関する事。 9 土地区画整理地区の被害調査、報告及び必要な対策に関する事。 10 放射能の測定及び除染への協力に関する事。

部 等	部 長 等	班 名	班 員	事 務 分 掌
上下水道部	部長 上下水道部長 次長 上下水道部次長	下水道班	下水道課職員 農業集落排水課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査、点検、整備、復旧及び必要な対策に関する事。 2 倒壊建築物による生き埋め被災者救出への協力に関する事。 3 遺体収容への協力に関する事。 4 水防活動への協力に関する事。 5 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水の協力に関する事。 6 放射能の測定及び除染への協力に関する事。
		上水道班	水道課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業者及び水道関係業者団体との連絡調整に関する事。 2 諸資材の調達に関する事。 3 病院等防災拠点施設及び市民への応急給水に関する事。 4 遺体収容への協力に関する事。 5 水防活動への協力に関する事。 6 水道施設の被害調査、点検、整備、復旧及び必要な対策に関する事。 7 緊急時用水及び飲料水の確保に関する事。 8 上水道の水質検査に関する事。
議会部	部長 議会事務局長 次長 議会事務局次長	議会班	議事課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関する事。 2 救援物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布の協力に関する事。 3 帰宅困難者対策への協力に関する事。
教育部	部長 教育部長 次長 教育委員会 次長	避難収容第1班	学務課職員 小学校職員 中学校職員 学務課明野幼稚園職員 下館学校給食センター職員 義務教育学校整備推進課職員 明野学校給食センター職員 施設整備課職員 指導課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の避難誘導及び収容に関する事。 2 避難所の開設、運営及び維持管理に関する事。 3 現地連絡所の運営への協力に関する事。 4 児童及び生徒の避難に関する事。 5 災害時における応急教育計画に関する事。 6 教科書、学用品等の調達及び配分に関する事。 7 避難所への炊き出しの実施に関する事。 8 学校教育施設及び学校給食施設の被害状況、報告及び必要な対策に関する事。 9 教員・学校教育関係要員の要請、受入れ及び配置に関する事。 10 授業料の減免措置に関する事。 11 学校の応急保健に関する事。 12 臨時ヘリポートの開設への協力に関する事。 13 応急給水活動への協力に関する事。 14 医療救護所開設への協力に関する事。 15 応急仮設住宅の提供への協力に関する事。 16 避難所収容者名簿及び要搜索者名簿の作成及び取りまとめに関する事。 17 放射能の測定及び除染への協力に関する事。

部 等	部 長 等	班 名	班 員	事 務 分 掌
		避難収容第2班	生涯学習課職員 文化課職員 地域交流センター職員 地域交流センター生涯学習センター職員 地域交流センター明野公民館職員 地域交流センター協和公民館職員 スポーツ振興課職員 美術館職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の避難誘導及び収容の協力に関すること。 2 社会教育施設、社会体育施設、公民館等が、地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 3 現地連絡所の運営への協力に関すること。 4 文化財の保護・被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 5 社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 6 臨時ヘリポートの開設への協力に関すること。 7 応急給水活動への協力に関すること。 8 自衛隊派遣部隊及び他都市派遣職員受入拠点開設への協力に関すること。 9 応急仮設住宅の提供への協力に関すること。 10 被災者のニーズの把握に関すること。
農業委員会部	部長 農業委員会事務局長 次長 農業委員会事務局次長	農地調整班	農地調整課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に関すること。 2 災害時物資等の受付、保管、仕分け、配分及び配布に関すること。 3 応急給水活動への協力に関すること。 4 農地等の被害調査に関すること。 5 要配慮者等への支援対策の協力に関すること。
各部次長				<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関すること。 2 本部会議、事務局、他部及び部内各班の連絡調整に関すること。 3 部内職員の動員及び配備のとりまとめに関すること。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめに関すること。 5 所管施設の災害予防(避難を含む。)及び災害復旧対策のとりまとめに関すること。 6 関係機関との連絡調整に関すること。
各班に共通する事務				<ol style="list-style-type: none"> 1 班内職員の動員及び配備に関すること。 2 所轄事項に関する被災状況及び災害対策活動等の情報に関すること。 3 所管施設の火災予防(避難を含む。)及び災害復旧対策に関すること。 4 本部長の指示により他班への応援に関すること。

イ その他の組織

現地災害対策本部、被災者総合支援センター、現地連絡所及び各活動拠点に置く組織については、該当項目ごとに記載するところによる。

7 現地災害対策本部の設置

(1) 現地災害対策本部を設置するとき

本部長は、以下に示す事例を目安として、その必要があるときは、支所、小中学校、公民館その他災害現地の適当な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を置く。

- ① 五行川、小貝川等の橋梁損壊により本部との連絡が困難となり、地域における応急対策活動を迅速かつ適切に指揮するために必要と認めるとき。
- ② がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき。
- ③ 被害が局地的である等のため、その地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮するために必要と認めるとき。

(2) 現地本部長への権限の委譲

本部長は、現地本部長以下の要員を指名するときは、以下に示す権限について、あらかじめ本部長権限の委譲を行う。

- ① 現地本部所管地域における避難指示の発令
- ② 現地本部所管地域における警戒区域の設定
- ③ 現地本部所管地域における人的かつ物的応急公用負担
- ④ 現地本部所管地域における県・国等関係機関への協力要請

(3) 現地本部の組織及び事務分担の目安

現地本部の組織及び事務分担は、次の表を目安とする。

なお、現地本部には、必要に応じて、医師会医療救護対策本部現地支部、ボランティアセンター現地支部等を併設し、各管内地域における救援・救護活動をより迅速かつ円滑に行うための拠点とする。

表一 現地本部の組織及び事務分掌

	構成員となる職員	事務分掌
本部長	副本部長、本部長付、本部員	1 現地本部配備職員の指揮監督。
副本部長	本部長付、本部員、本部事務局職員（1～2名）	1 現地本部長の補佐。 2 現地本部長が不在若しくは事故あるときの代理となること。
本部班	各支所等当該施設所属職員 本部事務局派遣職員 応援配備職員 （3～5名）	1 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること。 2 避難指示等現地本部長指令に関すること。 3 本庁舎本部及び各部との連絡に関すること。 4 関係機関、自主防災組織、事業所、その他団体との連絡調整に関すること。 5 資機材の調達、食事の用意その他現地本部の庶務に関すること。 6 その他本部事務局の分掌事務。
情報班	各支所等当該施設所属職員 本部事務局派遣職員 応援配備職員 （10～20名）	1 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集及びとりまとめに関すること。 2 その他災害時の広報に関すること。 3 災害に関する相談業務に関すること。 4 その他該当班の分掌事務。

	構成員となる職員	事務分掌
救援対策班	本部事務局派遣職員 応援配備職員 (20～40名)	1 避難者の誘導及び収容に関する事。 2 要搜索者名簿の作成に関する事。 3 生活救援活動に関する事。 4 医療救護活動に関する事。 5 ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。 6 行方不明者の搜索、遺体の処理の協力に関する事。 7 その他該当班の分掌事務。
土木対策班	応援配備職員 (20～40名)	1 道路の確保その他土木救援活動に関する事。 2 災害危険箇所に関するパトロールその他の危険回避のための監視に関する事。 3 行方不明者の搜索、遺体の処理の協力に関する事。 4 その他土木対策班の分掌事務。
水道対策班	本部事務局派遣職員 応援配備職員 (10～20名)	1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 応急給水活動に関する事。 3 水質検査に関する事。 4 その他水道対策班の分掌事務。
消防対策班	所管地域消防団員 (所属数)	1 災害及び火災の警戒及び防ぎよ。 2 救急及び被災者の救助。 3 避難者の誘導。 4 災害情報の収集及び広報。 5 行方不明者及び遺体の搜索。 6 その他消防・救助活動に関する事。

※ () 内の人数は一応の目安

8 現地連絡所

本部長は、災害の状況によりその必要があると認めたとき、小中学校その他災害現地の適当な場所に現地連絡所を置く。

現地連絡所の要員は、各当該施設所属職員、事前指名職員及び避難所担当部職員のうち現地の状況をよく知る職員を選抜・派遣し、避難所運営のための複数の職員が兼務する。

9 被災者総合支援センター

(1) 被災者総合支援センター開設の目的

被災から立ち直るために各部が実施する支援対策（サービス）関連の問合せ・受付等窓口を1か所にまとめることにより、各種救援サービスの受給を容易にし、また、カウンセリング係を置くことでトラブルや不満発生の未然防止、被災者のニーズ把握のために開設する。併せて、災害による精神的・物質的打撃を受けた被災者の「こころのケア対策」の一環としても開設する。

(2) 開設担当部

被災者総合支援センターの開設は、市長公室が担当する。市長公室長は、災害の態様等によりその必要があると認めた場合は、本庁舎1階憩の広場内等において被災者総合支援センターの開設に着手し、本部長から開設の指示を得る。

また、各部長に開設の旨を連絡し、関係機関を含む要員の派遣、各種資料・申請用紙の準備その他必要な措置をとるよう要請する。

(3) 被災者総合支援センターの設置概要

被災者総合支援センターは、各部からの派遣職員により構成・運営されるものであり、概ね次を目安として設置される。センターの開設基準及び具体的な運営方法については、災害時に迅速な対応が図れるよう、事前にマニュアルを策定する。

表一被災者総合支援センターの設置概要

事 項		留 意 事 項 そ の 他
担 当 者	開設・調整業務	市長公室、人口対策部職員が担当する
	相談業務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり
	市長公室	災害情報の広報、法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談、女性の災害相談
	企画部	義援金の受付・配分計画・支給、公用負担などによる損失補償、弁償等
	税務部	建築物の権利関係の確認、税の減免、り災証明書、被災届出受理証
	市民環境部	要搜索者名簿の閲覧、保険相談、交通安全対策、遺体の埋火葬許可、国民年金、災害による廃棄物の収集・処理環境衛生、環境保全
	保健福祉部・こども部	医療・健康、国民健康保険、福祉全般
	経済部	救助物資全般、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般
	土木部	建築物、応急仮設住宅等住宅救援対策全般、道路対策、河川・排水路、急傾斜地
	上下水道部	水道・下水道
	教育委員会	避難所入所者に関する問合せ、教育相談、文化財に関する相談
	カウンセリング	市長公室職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請		

(4) 専用回線の設置及び広報

被災者総合支援センターの開設に当たっては、住民からの問合せに対応できる専用回線を設置するとともに、施設の開設及び施設の連絡先について、速やかに住民への広報を行う。

第2 国の現地対策本部との連携

市及び県は、国の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 通信手段の確保

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

項目	実施担当
第1 専用通信設備の運用	情報・記録班、受付班、各班
第2 代替通信機能の確保	情報・記録班、防災関係機関
第3 アマチュア無線ボランティアの活用	情報・記録班

第1 専用通信設備の運用

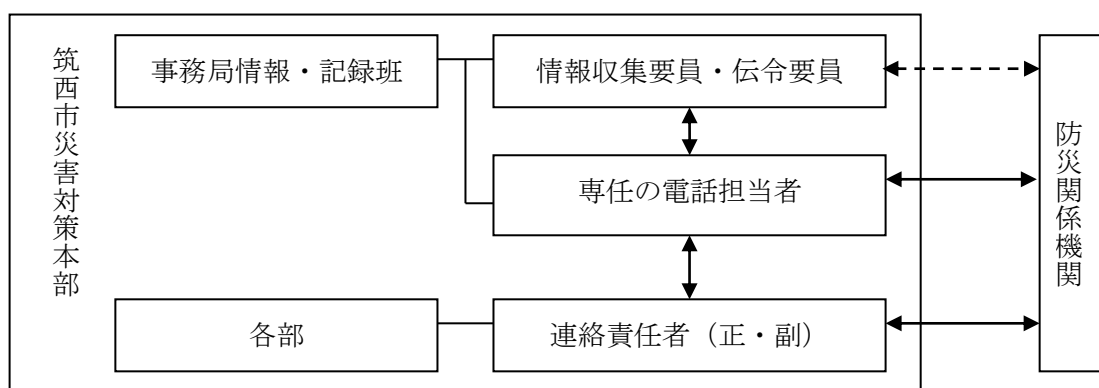
1 連絡責任者の指定

市各班は、災害時の相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、あらかじめ連絡責任者（正・副各1名ずつ）を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統轄する。

2 指定電話及び情報収集・伝達担当者の確保

市は、災害時情報連絡に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話「災害時優先電話」を平常業務に使用することを制限するとともに、受信専用電話をその都度定め、専任の電話担当者を配置する。その他情報収集要員及び伝令要員を併せて確保し、連絡責任者の統括のもと、各所属及び各部・防災関係機関相互の情報収集・伝達担当者とする。

【通信体制の目安】



3 専用通信設備の運用

- (1) 震度4以上の地震発生時には、災害後直ちに専用の無線、有線通信設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。
- (2) 停電時の通信機器及び照明等の非常電源を確保する。
- (3) NTT等の公衆回線を含め、全ての情報機器が使用不能になった場合には、他機関に依

頼して、県に代替通信手段の確保を依頼する。

- (4) 自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。

4 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害伝言ダイヤル“171”、災害用伝言板を提供する。

第2 代替通信機能の確保

1 他機関の通信設備の使用等

市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき（災害対策基本法第55～57条）、また、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるとき（災害対策基本法第79条）は、関東地方非常通信協議会に属する者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(1) 使用又は利用できる通信設備

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ①消防通信設備（消防署、分署） | ②警察通信設備（警察署等） |
| ③県通信設備（筑西保健所） | ④鉄道保安通信設備（JR下館駅） |
| ⑤電力保安通信設備（東京電力パワーグリッド(株)下館支社） | |
| ⑥水防通信設備（下館河川事務所） | ⑦その他防災関係機関の専用通信設備 |

(2) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- ① 命の救助に関するもの
- ② 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧ 遭難者救護に関するもの

- ⑨ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- ⑩ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑪ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑫ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(3) 事前協議

市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、当該機関との使用協定に基づき、措置を講じておく。(災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く)

(4) 警察通信設備の使用手続き

警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合、警察電話使用申込書によって使用申請を行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により行う。

使用に関する事務は、それぞれ次の連絡責任者が担当する。

区分	警察	市
本庁の場合	地域部通信指令課長	消防防災課長

2 放送事業者への要請

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害対策基本法57条による、災害に関する通知、要請、伝達、予報、警報等の放送をNHK水戸放送局及び㈱茨城放送に要請する。なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

3 伝令員による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は伝令員により通信を確保する。

4 自衛隊への通信支援依頼

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼することができる。なお自衛隊の派遣要請の手続き等については、本編第3章第1節「自衛隊災害派遣要請・受入れ体制の確保」に規定するとおりである。

5 最新のICT(情報通信関連技術)の導入

市は、被害情報や応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術を積極的に導入するよう検討する。

第3 アマチュア無線ボランティアの活用

前各号により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、アマチュア無線の協力を求め、通信の確保を図る。

1 アマチュア無線ボランティア「受入窓口」との連携・協力

市及び県は、災害発生後ボランティア「担当窓口」（本編第5章第3節「ボランティア活動の支援」参照）の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市・県内部及びボランティア「受入窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

2 アマチュア無線ボランティアの活動内容

アマチュア無線ボランティアは下記の項目を実施する。

- ① 非常通信
- ② その他の情報収集活動

第2節 災害情報の収集・伝達・報告

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

項目	実施担当
第1 地震情報の収集・伝達	情報・記録班、水戸地方気象台、県、警察本部、放送機関、防災関係機関
第2 被害概況の把握	情報・記録班、各班、消防本部筑西消防署、施設管理者

第1 地震情報の収集・伝達

気象庁から発せられた地震情報や緊急地震速報を市は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

1 地震情報の収集

市は、茨城県防災情報ネットワークシステム及び気象庁から震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達する。

なお、地震情報の種類は以下のとおりである。

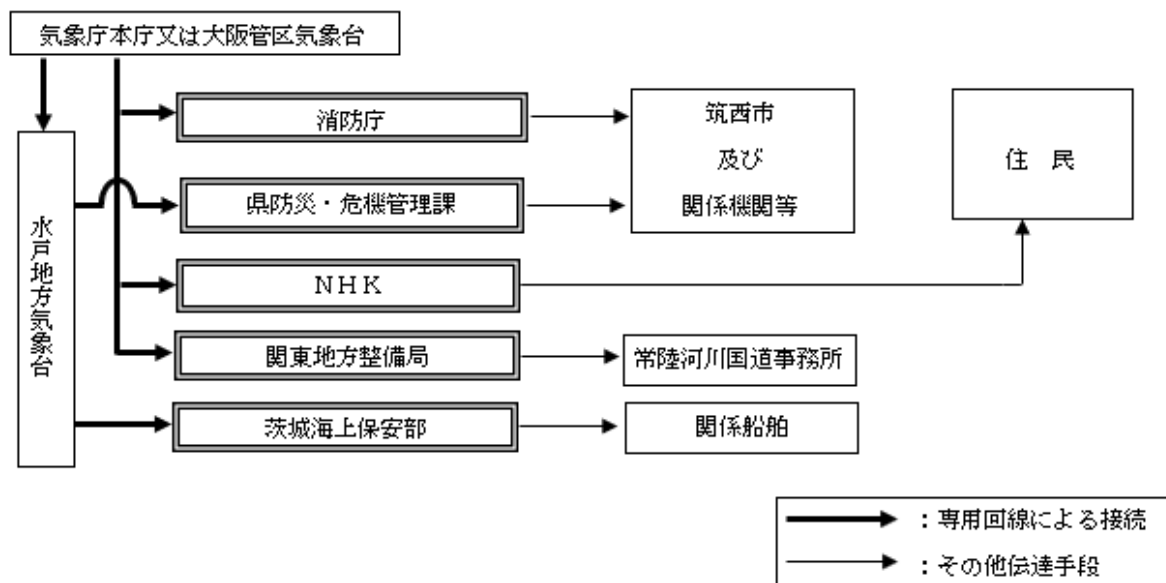
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分；筑西市は「茨城県南部」と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、

		震度を入力していない地点がある場合には、その市町村名を公表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合には、その地点名を公表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を公表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として公表

2 地震情報の伝達

(1) 水戸地方気象台からの伝達系統

図－地震情報伝達系統図



(2) 各機関の措置

各機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努める。

① 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を、防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

② 県における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、防災・危機管理課が受領し、防災・危機管理課長は、必要に応じ市に通知する。

③ 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は関係各警察署に通知する。

④ 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努める。

⑤ 市における措置

○市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

○市長は、情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。特に、緊急地震速報を受信した場合は、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努める。

⑥ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

3 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報、津波警報津波注意報発表時 ・ 震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度5弱以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。

管内地震活動 図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
-------------	-----------	---

4 異常現象発見者の通報義務

地割れ等の災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を市長、消防本部又は警察官に通報しなければならない。

住民から消防本部、警察官が通報を受けた場合は、市長に速やかに通報連絡する。

発見者から通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及び防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知させる。

第2 被害概況の把握

1 市の行政機能の確保状況の把握

市は、震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市行政機能チェックリストにより県に報告するとともに、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

- (1) トップマネジメントは機能しているか。
- (2) 人的体制（マンパワー）は充足しているか。
- (3) 物的環境（庁舎施設等）は整っているか。

2 被害状況の把握

(1) 被害状況の把握

災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき内容をまとめておく。災害発生後直ちに収集すべき情報は、茨城県防災情報ネットワークシステムに基づくが、概ね次のとおりとする。

- ① 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- ② 市民等の被災状況、避難状況、安否情報（行方不明者等）、要望
- ③ 防災対策基幹施設等の被災の有無に関する情報（庁舎、消防本部・署、ライフライン施設、病院等）
- ④ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（鬼怒川・小貝川等河川堤防、がけ・急傾斜地、住宅密集地、危険物等取扱施設）
- ⑤ 交通・物流施設等の被災の有無に関する情報（国道50号、294号（特に立体交差部）、幹線道路、その他重要な道路、橋梁・陸橋、ガード、鉄道線路・駅舎等）
- ⑥ 建築物の被害状況
- ⑦ 現地での応急対策活動での問題点

(2) 市・消防本部の情報収集体制

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員及び配備された職員があたる。また、各部課においては、情報収集担当者を割りあてるなど、災害時の情報収集体制について事前に整備する。

市及び消防本部のそれぞれの分担の一覧は、概ね次の表のとおりである。

表一市及び消防本部の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	各施設を管理する部 (管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の来所者、入所者、職員等の安否 ○ 所管施設の物的被害及び機能被害の有無 ○ 所管施設の対策基幹施設としての利用可能能力の現況
	職務上の関連部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農・商工業施設、危険物等取扱施設の物的被害の有無 ○ 災害危険箇所等の被災の有無・現在の状況 ○ 火災発生状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 主要な道路、橋梁、ガード等の被災状況 ○ 救急・救助活動の必要の有無及びその状況 ○ 住家の被害その他の物的被害 ○ 電気・LPガス・電話その他の被害 ○ 防災対策基幹施設・事業所・団体等の対策能力の現況 ○ 災害地市民の動向及び要望事項 ○ 現地活動実施上の支障要因等の状況 ○ その他本部長が必要と認める特命事項 ○ 現地連絡所からの報告のとりまとめ
筑西消防署 川島分署 関城分署 明野分署 協和分署		<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ○ 住家の被害（物的被害） ○ 火災発生状況及び火災による物的被害 ○ 危険物等取扱施設の物的被害 ○ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○ 避難道路及び橋梁の被災状況 ○ 避難の必要の有無及びその状況 ○ 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項

(3) 災害地調査

本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ本部事務局長に対して、災害地調査の実施を命ずる。

本部事務局長は、事務局情報・記録班による災害情報収集活動を実施する。

また、消防団、自主防災組織等から被害情報が収集できるよう、平常時より連絡体系の整備を行う。

(4) 災害情報の収集・伝達手段

災害情報の収集・伝達は、一般加入電話及び携帯電話、防災行政無線、茨城県防災情報ネットワークシステム等によって実施する。なお、一般加入電話等が途絶した場合などにおいては、本編第2章第1節「通信手段の確保」に基づき、代替通信手段を確保して実施する。

3 情報のとりまとめ

(1) 情報の総括責任者

区 別	情報の総括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	本部事務局長	市民環境部長
取扱責任者	本部事務局消防防災課長	消防防災課長

(2) 各部から本部長への報告

各部は、事務局情報・記録班を通じて本部長へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

(3) 被害状況のとりまとめ

本部事務局長は、各部からの情報のとりまとめに当たっては、以下の点に留意する。

- ① 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
 - ※ 全ての情報は地理空間情報等の活用により、図上に整理し「被害の全体像」の視覚化と、部・班全職員レベルに至るまでの「情報の共有化」に努めること。
- ② 至急確認すべき未確認情報の一覧
- ③ 至急訂正情報の伝達、応急対策要員の派遣等の対応をするべき未確認情報の一覧
 - ※ 例えば、悪質なデマ・ウワサに類することや確認の手順を踏む「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」。
- ④ 情報の空白地区の把握
 - ※ 大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。
- ⑤ 被害軽微又は無被害である地区の把握
- ⑥ 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握
 - ※ 以上については、図上に明記し視覚化する。

(4) 情報の共有

災害対策本部は、取りまとめた情報、本部員会議の結果、本部長指示等を、庁内 LAN、放送等を用いて、速やかに各部と共有する。

4 県への報告

(1) 報告基準

市は、市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して茨城県防災情報ネットワークシステムを利用して報告する。

- ① 市災害対策本部を設置したとき
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- ④ 地震が発生し、震度4以上を観測したとき
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

(2) 報告すべき主な事項

- ① 被害状況の情報

報告名称、報告状況、登録者、報告日時、報告者、発生日時、被災場所

② 報告種別

人的、建築物、浸水、火災、その他（河川、公共建築物等）、避難対応状況、本部設置状況

(3) 報告の実施手順

① 担当者

県（災害対策本部）への報告は、本部長の指示に基づき、本部事務局長が行う。なお、法令の定めに従いそれぞれ所要の報告については、各部長が県担当部あてに行う。

② 報告の方法

ア 報告は、茨城県防災情報ネットワークシステム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

イ 確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行う。

ウ 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、国（消防庁）に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告する。

（ア）市災害対策本部が設置されたとき

（イ）災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

（ウ）災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

（エ）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

エ 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。

オ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

カ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

キ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

表一 本部事務局が県に行う被害情報等報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	留意事項
即報 (第一報)	覚知後直ちに報告 災害の当初段階で災害概況即報として報告する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害及び住家被害を重点にする ・ 被害状況が十分把握できない場合であっても、第一報は迅速性を第一に報告する ・ 部分情報、未確認情報も可

即報 (逐次報)	詳細が判明したものから 逐次報告	<ul style="list-style-type: none"> ・災害概況即報として報告した情報をふくめ、確認された事項を報告する ・全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する ・被害の状況が十分把握できない場合であっても、毎日定時に迅速な被害状況報告に努める
確定報告	応急対策 終了後 10 日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する ・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする

※ 資料編：筑西市の報告等様式

第3節 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

項目	実施担当
第1 広報活動	広報班、情報・記録班、県、市社会福祉協議会
第2 報道機関への対応	広報班

第1 広報活動

1 広報内容

市、消防本部、警察署等は、災害時における住民の適切な判断と行動を助けるため、防災行政無線、有線放送、広報車、ハンドマイク、チラシ等を利用して、下記の事項について広報活動を行い、正確な情報の速やかな公表と伝達を図る。広報に際しては、地理空間情報の活用に努める。

また、高齢者、障害者、外国人等への情報提供においては、提供手段及び表現方法に配慮するものとし、読みやすさ・わかりやすさ、多言語等への対応を図るとともに、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

なお、大規模な災害の発生等により、市外へ避難した被災者に対しても、避難先の市町村等と連携し、情報が十分に行き渡るよう避難者の把握等に努める。

(1) 被災地住民に対する広報内容

市、県及び防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- ① 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- ② 避難指示等の出されている地域及び内容
- ③ 流言・飛語の防止の呼びかけ

- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所・救護所・医療救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ 鉄道・バスの被害状況、運行状況、道路及び交通情報
- ⑨ 救援物資・食料・水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ 住民の安否に関する情報
- ⑬ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑭ 臨時休校等の情報
- ⑮ ボランティア組織からの連絡
- ⑯ 全般的な災害発生状況、被害状況
- ⑰ 防災関係機関が実施している対策の状況
- ⑱ 被災者生活支援に関する情報
- ⑲ 気象に関する情報
- ⑳ 河川・橋梁等土木施設の状況
- ㉑ 自主避難の呼びかけ

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

市、県及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難指示等の出されている地域及び内容
- ② 流言・飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- ⑥ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑦ 全般的な被害状況
- ⑧ 防災関係機関が実施している対策の状況

2 広報手段

(1) 市の広報

市は、人員、資機材を活用し、災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に答えるために、住民に対して効果的な広報活動を行う。

広報活動に当たっては、Lアラート、防災行政無線（同報系）、広報車、広報紙、立看板、掲示板、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、CATV（ケーブルテレビ）、有線放送、問

合せ窓口の設置、携帯電話（緊急速報（エリア）メール機能を含む）、インターネット、メール等を利用するとともに、ツイッター等の情報提供手段の導入を図り、一般住民や被災者に対し必要な情報や注意事項及び市の対策などの周知徹底を行い、民生の安定を図る。

また、位置に関する情報については、地理空間情報等の活用により視覚化し、わかりやすく提示する。

なお、広報に際し、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時適切な情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

表一 広報活動の実施要領

①防災行政無線	広報文を作成し、放送塔のスピーカーから広報を行う。また音声のみによらずビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。
②広報車の利用	広報文を作成し各地域巡回により行う。なお広報車による広報は音声のみによらずビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。
③市職員の口頭での伝達	現地連絡所及び避難所担当の職員が各管内地区若しくは避難所内において行う。 本庁周辺地区及び広報車の活動が不可能な地域若しくは特に必要と認められる地域については、広報班職員が口頭による広報活動を実施する。この場合、原則として無線機を携帯させる。また必要な場合は、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。
④インターネット等	メール、ホームページ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用などにより、最新の情報を正確にわかりやすく伝達する。
⑤テレビ・ラジオ等	本節第2「報道機関への対応」を参照。
⑥市施設における掲示等	市長公室長は、被災状況や災害応急対策の状況など市民に対し必要な情報を記載したチラシ等を本庁舎、現地連絡所、避難所並びにその他の市施設において、掲示又は配布を行う。
⑦隣接市町への広報依頼	市長公室長は、隣接市町との境界部にあたる地域の住民への広報活動で、上記の手段では不十分若しくは適切でないと判断される場合については、隣接市町に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。
⑧実施に当たり注意すべき事項	ア 緊急伝達（避難の指示、火災の発生に関する情報、鬼怒川・小貝川等の堤防に関する情報、土砂災害に関する情報等） ○ 事態が切迫している感じをまず伝えるよう努めること。 イ 時期又は避難所をはじめ地域を限定した伝達（防疫・清掃、給水活動等の応急対策実施状況、安心情報、生活関連情報、通信施設の復旧状況、道路交通状況、医療機関の活動状況） ○ 市本部体制が着実に活動している感じをまず伝えるよう努めること。 ○ 被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ配慮を行う。 ウ 共通事項 ○ 屋内にいる場合、聞き取りにくいこともあるため、次の配慮を行う。 ・ 音量・音質・共鳴を考慮。 ・ ゆっくり正確に伝える。 ・ 3回以上繰り返す。 ・ 不確実なことは言わない。 ○ ビラ・チラシなどの印刷物を併せて配布するよう努めること。

（2）報道機関への依頼

市は、ラジオ、テレビについて災害時における情報連絡手段として有効に活用する。

なお、報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送等）に対する緊急放送若しくはその他の応援広報の要請については、県計画に基づき、原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告するものとする。

また、避難指示等の周知に際しても、放送事業者に広報を要請するなど有効に活用して実施する。テレビ放送については、字幕を付けるよう併せて依頼する。

（3）広報文例

市長公室長は、広報文の作成に当たっては、広報文例（資料編：災害時の広報文例）をもとに適宜決定する。

なお、防災訓練や市民（自主防災組織代表者等）との交流を通じて、情報項目の補充、聞き取り間違いの少ない適切な言い回しへの改訂に努めるものとする。

（4）自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

（5）Lアラートの活用

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、県が代わりに実施する。

（6）要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に向けた情報の提供について十分配慮し、口頭伝達や自主防災組織を通じた伝達などを行う。

また、市社会福祉協議会などと連携して、手話通訳、語学ボランティアを確保するなど避難者の状況に応じた広報を行う。

（7）帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

第2 報道機関への対応

1 報道活動への協力

市は、報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼について、可能な範囲で協力する。

2 報道機関への発表

- （1）市は、災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施する。

- (2) 広報班を担当窓口とし、報道機関に対して災害に関する情報の発表を行う。発表は原則として本部長が共同記者会見方式で行う。
- (3) 指定公共機関、指定地方公共機関、市内に事業所を有する事業者が、災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則としてその内容について、市長公室長と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。
- (4) 市長公室長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。
- (5) 市が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として県災害対策本部と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (6) 消防本部（署）の行う警戒・防ぎよに関する発表は、本部長が行う共同記者会見の場で、担当する職員が行う。
- (7) 筑西警察署の発表は、報道の公正を期するため、担当の職員を定めて行う。また、あらかじめ発表内容を市（本部）へ通報する。

第3章 応援・受援

第1節 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保

地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し災害派遣を県に要請する。

項目	実施担当
第1 自衛隊に対する災害派遣要請	対策・物資班、県、筑西警察署、自衛隊
第2 自衛隊受入体制の確立	対策・物資班、県
第3 災害派遣部隊の撤収要請	対策・物資班
第4 経費の負担	対策・物資班

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

1 災害派遣要請

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報及び市の通信の途絶の状況から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに知事に対してその旨を申し出る。

- 災害派遣要件の範囲
 - ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
 - ② 緊急性：差し迫った必要があること
 - ③ 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

2 災害派遣要請の手続

- ① 市長又は警察署長、指定地方行政機関の長は、当該地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、資料「災害派遣要請依頼書」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
- ② 市長等は前記①の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

表一 緊急の場合の連絡先

部隊等の長(所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029 (274) 3211 内線 時間中 234 時間外 302
	第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見 1195)	第3科長	団当直長	0280 (32) 4141 内線 時間中 236、237 時間外 203
航空自衛隊	第7航空団司令部 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299 (52) 1331 内線 時間中 2231 時間外 2215

3 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

表一 自衛隊の災害派遣の活動範囲

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

項 目	活 動 内 容
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯、給水を実施する。
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

4 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）又は当該地域を担当する部隊等（資料「災害派遣担任区域図」）に通報するほか、必要な情報の交換をする。

第2 自衛隊受入体制の確立

1 体制整備の連絡

市は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、派遣部隊の受入体制を整備するとともに、派遣部隊及び市又は関係機関との連絡にあたる県からの職員を受け入れる。

2 受入側の活動

市長は、派遣部隊の受入に際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努める。

(1) 災害派遣部隊到着前

- ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- ② 連絡職員を指名する。
- ③ 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。

(2) 災害派遣部隊到着後

- ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を市長に報告する。

3 ヘリコプターの受入れ

市長は、地域防災計画に定める箇所、又は他の適切な箇所を選定し、「市におけるヘリコプター

受入れ要領」により設営する。

地区名	拠 点 施 設		
	自衛隊派遣部隊の 仮宿泊予定地	国・県・他自治体職員等の 拠点施設[宿泊等]	ヘリコプター 離発着場
下館地区	下館運動公園（野球場及 びサッカー場、体育館）	スピカ本庁舎、しもだて地域交 流センター（アルテリオ）、各支 所、県西地区防災活動拠点施設	下館南中学校校庭 下館北中学校校庭
関城地区			関城中学校校庭
明野地区			明野中学校校庭
協和地区			協和中学校校庭

第3 災害派遣部隊の撤収要請

市長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、資料「部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

第4 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた市が負担する経費は、概ね次のとおりである。

- ① 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く）等の購入費、借上げ料及び修繕費
 - ② 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
 - ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
 - ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と派遣を受けた市が協議する。

第2節 応援要請の実施及び受援体制の確保と応急措置の代行

市内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合は、県にその事務の全部又は一部代行を要請する。

項目	実施担当
第1 応援要請の実施	対策・物資班、財政班、会計班
第2 受援体制の確保	対策・物資班、財政班、会計班、各班
第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保	対策・物資班、財政班、会計班、消防本部

第1 応援要請の実施

1 他市町村への要請

市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

2 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんに求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

(2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- ① 派遣のあっせんに求める理由
- ② 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 主な応援の要請先

- ① 県防災・危機管理課
災害応急対策全般に関する必要な要請。
- ② 筑西保健所
保健師・栄養士等保健関係者の派遣、不足している医薬品・医療材料等の供給要請、精神障害者の救援、毒物・劇物事故その他保健所所管業務に関する必要な要請。
- ③ 筑西土木事務所
県道（県知事管理の国道294号を含む）、河川施設に関する被害の通報、土砂災害その他二次災害防止措置、応急復旧等に関する必要な要請。

(4) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間

④ その他職員の派遣について必要な事項

(5) 民間団体等に対する要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。なお、本市においては、関係団体及び企業等と協定を結んでおり、その協定に基づき協力を要請するものとする。

(6) 項目別の応援要請先

応援要請項目別に考えた場合の要請先機関・団体の目安は概ね次のとおりである。

表一 項目別の応援要請先機関・団体

対 策 項 目	構 成 機 関 ・ 団 体 等 の 目 安
道 路 交 通 対 策	筑西警察署、筑西土木事務所、常陸河川国道事務所、県トラック協会水戸線支部、県建設業協会筑西支部、JR 東日本、関東鉄道、真岡鐵道、県警備業協会
災害時ライフライン対策	東京電力、NTT、筑西警察署、筑西土木事務所、常陸河川国道事務所、茨城県高圧ガス保安協会下館支部、管工事事業者
こころのケア対策	筑西保健所、筑西市福祉事務所、県精神保健福祉センター、県医師会、真壁医師会、市薬剤師会、市歯科医師会、市社会福祉協議会
避難行動要支援者等 救 援 対 策	筑西保健所、筑西市福祉事務所、県医師会、日赤県支部、都市再生機構、真壁医師会、市薬剤師会、市歯科医師会、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各支援・相互扶助団体、県建設業協会筑西支部
災害時環境衛生対策	筑西保健所、筑西警察署、全国産業廃棄物連合会、県建設業協会筑西支部、真壁医師会、市薬剤師会、市歯科医師会
災害時住宅対策	自衛隊、都市再生機構、県土木部、プレハブ建築協会、県建築士会筑西支部、県建設業協会筑西支部、東京電力、NTT、茨城県高圧ガス保安協会下館支部
災害時学校教育対策	県教育委員会、筑西児童相談所、県学校長会（市内）、市校長会、市PTA連絡協議会、真壁医師会（学校医）
浸 水 解 消 対 策	下館河川事務所

第2 受援体制の確保

1 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

2 受援体制の確保

(1) 連絡窓口の明確化

市長は、国及び県、他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておく。

(2) 受入施設の整備

市長は、国及び県、他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

なお、国・県・他自治体派遣職員の拠点施設（宿泊施設）として、スピカ本庁舎・しもだて地域交流センター（アルテリオ）・各支所・県西地区防災活動拠点施設等を予定している。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

（3） 受援計画の策定

市各班は、災害時の応援の要請及び受入れを迅速かつ的確に行うため、応援者に対して、応援を求める作業に関する受援計画を作成するよう努める。

3 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（1） 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

（2） 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

第3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1 応援要請

市及び消防本部は、自地域の消防力では十分な活動が困難である場合には、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、市及び消防本部は、隣接県の市町及び消防本部に対する応援要請が必要であると判断した場合は、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

（1） 応援派遣要請を必要とする災害規模

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し茨城県内各市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

（2） 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

① 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、市及び消防本部は、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するに当たって必要な事項をあらかじめ定めておく。

② ヘリコプター活動体制の整備

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、緊急離着陸場の確保をはじめとする必要な活動体制を整備する。

2 応援受入れ体制の確保

(1) 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、市民環境部とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部対策・物資班とする。

(2) 受入れ施設の整備

市は、人、物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

(3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- ① 災害状況の情報提供、連絡・調整
- ② 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示
- ③ 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- ④ 消防活動資機材の調達・提供

(4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた市の負担とする。

第3節 他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による災害応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、他市町村に対し応援を実施する。

また、他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、次のとおり、他市町村からの被災住民を受入れる。

- ① 広域一時滞在の用に供するため、受入れた被災住民に対し公共施設その他の施設を提供する。
- ② 被災住民を受入れるべき公共施設等を決定した場合は、速やかに、その内容を当該公共施設等の管理する者、その他関係機関、及び受入れ要請のあった市町村に通知する。
- ③ 受入れ要請のあった市町村から、広域一時滞在の必要がなくなったとの通知を受けた場合においても速やかに、その内容を関係機関に通知する。

第4節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

項目	実施担当
第1 活動体制	県
第2 市からの応援要請	対策・物資班

第1 活動体制

県防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」の定めるところによる。

第2 市からの応援要請

1 防災ヘリコプター緊急運航要請基準

市長は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の一に該当するときは、知事に対しヘリコプターによる支援の要請を行う。

(1) 救急活動

- ① 救急患者の搬送
- ② 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送
- ③ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- ④ 国道等の大規模事故における傷病者の搬送
- ⑤ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- ① 河川等での水難事故等における捜索・救助
- ② 高層建築物火災による救助
- ③ 土砂災害等により、陸上から接近できない被災者等の救出
- ④ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

- ① 台風、豪雨等の災害の状況把握
- ② 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ③ ガス爆発事故、国道等での大規模事故等の状況把握
- ④ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- ⑤ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防ぎょ活動

- ① 林野火災等における空中からの消火活動
- ② 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- ③ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
- ④ その他緊急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 要請の方法

(1) 支援要請は、市長又は消防長が県消防安全課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を防災航空隊に提出する。

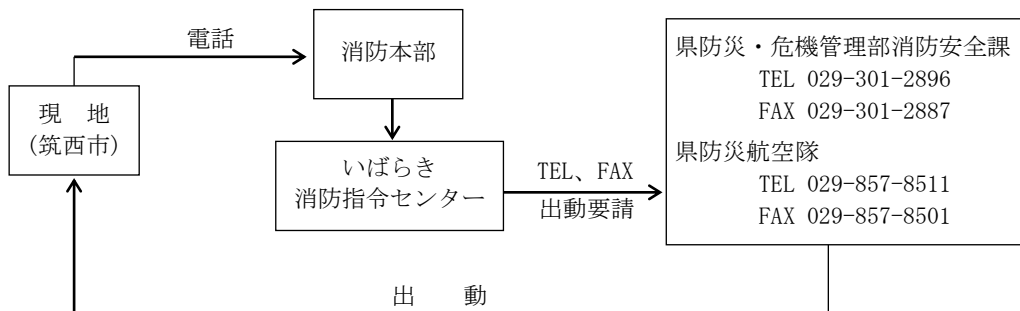
ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 要請に際し県に対して連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状況
- ④ 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- ⑤ 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他必要な事項

3 出動要請系統



4 臨時ヘリポートの開設

(1) 開設の目安

企画部長はヘリコプターによる輸送が必要と認める場合、臨時ヘリポート開設予定地及び必要地について、被害状況等の把握並びに開設・運営のために必要な措置を講じる。

(2) 開設の方法及び県への通知

臨時ヘリポート予定地について、被害状況を把握し開設に必要な措置を完了したときは、ただちに県（消防安全課）にそれぞれ開設の有無を報告する。

表一臨時ヘリポート開設予定地

拠点施設名	設置場所名称	所在地	ヘリコプター機種の適否			想定浸水深	
			小型	中型	大型		
市本庁舎本部	下館庁舎駐車場	下中山	○	○	×	浸水無し	
消防救急拠点施設	筑西消防署	直井	○	○	×	浸水無し	
医療救護対策本部 (保健福祉部)	下館庁舎駐車場	下中山	○	○	×	浸水無し	
災害拠点病院 (茨城県西部メディカルセンター)	病院屋上ヘリポート	大塚	○	○	×	浸水無し	
ボランティアセンター本部 (総合福祉センター)	下館中学校 第二グラウンド	小林	○	○	○	0.5～ 3.0m未満	
配送 拠点	下館第一高等学校	同校グラウンド	下中山	○	○	○	0.5～ 3.0m未満
	下館第二高等学校	同校グラウンド	岡芹一丁目	○	○	○	浸水無し
	下館工業高等学校	同校グラウンド	玉戸	○	○	○	浸水無し
	明野高等学校	同校グラウンド	倉持	○	○	○	浸水無し
	関城運動場	運動場	藤ヶ谷	○	○	○	浸水無し
	協和の杜公園	運動場	久地楽	○	○	○	浸水無し

5 緊急離着陸場の整備

あらかじめ災害時の緊急離着陸場として、茨城県地域防災計画等で指定されている場所（資料『茨城県災害応急離着陸場一覧』参照）については、茨城県防災航空隊等と現地調査及び現地訓練等の連携を図り、県防災ヘリコプター災害応急体制の整備に努める。

第4章 被害軽減対策

第1節 災害警備

大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要なため、市は、警察署が行う災害警備活動に最大限協力するものとする。

項目	実施担当
第1 警察の災害警備活動	筑西警察署
第2 市並びに市民・事業所等の災害時における警備活動	各班、総括班、市民安全班、土木班、消防団、事業所、市民

第1 警察の災害警備活動

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持する。

警察署が災害発生時に行う災害警備活動は、概ね次のとおりとする。

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 危険箇所の警戒
- 3 被害実態の把握
- 4 住民の避難指示及び誘導
- 5 交通規制及び交通秩序の確保
- 6 被災者の救出及び負傷者の救護
- 7 被災地及び避難場所の警戒
- 8 犯罪の予防及び検挙
- 9 広報活動
- 10 遺体の見分、検視及び行方不明者の調査
- 11 災害警備活動のための通信の確保
- 12 関係機関及び災害救助活動及び復旧活動に対する協力
- 13 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、徹底した感染防止対策

第2 市並びに市民・事業所等の災害時における警備活動

1 市の任務

(1) 本部事務局

各部・各関係機関、協力団体並びに自治会、自主防災組織等の住民団体が行う避難所及び被災

地における「安全確保」のための活動への協力に関して必要な協力措置のとりまとめ、調整を行う。

(2) 市民環境部・土木部

- ① 災害により被災した街路灯・防犯灯の調査を行うとともに、各道路管理者・関係機関等と連携・協力して復旧・設置等の必要な措置を講じる。
- ② その他防犯活動に必要な協力を行う。

(3) 消防団

- ① 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は、現場指揮者の指示に基づき、必要な活動に協力従事する。
- ② 夜間においては、警察署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。

(4) その他関係各部

各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。

2 市民・事業所の果たすべき役割

市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救助・救出部隊に協力し救出活動に参加する。

また市・警察署等防災関係機関から要請された場合は、「ボランティア防犯パトロール」の編成による巡回協力など被災地における安全確保のために必要な協力を最大限行う。

第2節 避難

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は、「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止める。

項目	実施担当
第1 避難指示等の発令	対策・物資班、県、筑西警察署、自衛隊
第2 警戒区域の設定	対策・物資班、建設班、県、筑西警察署、自衛隊、消防本部、消防団
第3 避難の誘導	市民安全班、避難収容第1班、避難収容第2班、筑西警察署、学校、事業者、交通機関等
第4 広域避難	対策・物資班

第1 避難指示等の発令

1 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、市は、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を伝達する。また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) がけ崩れ、地すべり | (2) 延焼火災 |
| (3) 危険物漏洩（毒劇物、爆発物） | (4) 地震余震による建築物倒壊 |
| (5) 地震水害（河川、ため池等） | (6) その他 |

2 避難指示等の基準例

避難指示等は、原則として次のような事態になったときにこれを行うものとする。

- (1) 河川がはん濫注意水位を突破する等洪水のおそれがあるとき。
- (2) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- (3) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (4) 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。
- (5) 土砂災害の危険性が高まったとき。
- (6) 土砂災害警戒情報が発令されたとき。
- (7) その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

上記のほか、市長は避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位（はん濫危険水位、避難判断水位）などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。

3 避難指示、高齢者等避難の発令

市長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施する。

また、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、避難指示の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言する。

市長は、発災時に躊躇なく避難指示等を発令できるよう、あらかじめ災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するなど体制を整えておくよう努める。

表一 避難指示等の実施者

実施者	種類	要件	根拠
市長	災害全般 (指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるときは立退き避難を指示できる。 また、立退きによって生命に危険が及ぶおそれがあるときは屋内待避等の安全確保を指示できる。	災害対策基本法 第56条 第60条
知事	災害全般 (指示)	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。	
警察官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき立退き避難又は屋内待避等の安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法 第61条
		警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	警察官職務執行法 第4条
自衛官	災害全般 (指示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに立退き避難を指示できる。	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときに立退き避難を指示できる。	地すべり等防止法 第25条
知事、その命を受けた職員又は市長	洪水 (指示)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるときに立退き避難を指示できる。	水防法 第29条

4 避難指示、高齢者等避難の内容

避難指示及び高齢者等避難について、市は次の内容を明示して実施する。なお、避難指示等の発令に当たっては、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な活動の喚起に努める。

- (1) 要避難（準備）対象地域（町名、施設名等）
- (2) 避難先及び避難経路（安全な方向及び避難場所の名称）
- (3) 理由（避難要因となった危険要素と所在、避難に要する時間等）
- (4) その他必要な事項（避難行動時の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

5 避難指示、高齢者等避難の周知

避難指示及び高齢者等避難を実施した者は、当該地域の住民に対して、その内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

(1) 住民への周知徹底

避難指示及び高齢者等避難を実施した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。

また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

なお、高齢者等以外の者に対しては、必要に応じて、普段の行動を見合わせることもについても周知する。

- ① 関係地域内の全ての人に伝わるよう留意し、Ｌアラートの活用等、報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。
- ② 住民への周知に当たっては、文書（点字版を含む）や防災行政無線、広報車、掲示板、インターネット、緊急速報（エリア）メール等により周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知を徹底する。
- ③ 自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知もれを防ぐよう努める。
- ④ 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- ⑤ 避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意する。
- ⑥ 堤防決壊による急速な氾濫拡大や暴風雨等により、安全な緊急避難場所等へ避難する時間的余裕がない場合や、避難行動がかえって危険な場合は、自宅を含めた堅牢建物の上層階に避難する垂直避難も考慮する。
- ⑦ 避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

（２）関係機関相互の連絡

避難指示及び解除を行った者は、その旨を県、県警察本部、隣接自治体、学校施設等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の配慮に努めるとともに、速やかに下記の事項を県防災・危機管理課に報告する。

- 発令者
- 避難の対象区域
- その他必要な事項
- 発令の理由及び発令日時
- 避難場所

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、前記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

表一 警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
知事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
警察官	同上	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う	災害対策基本法 第63条
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	(危険物の漏えい現場等で) 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき	消防法 第28条 (第23条の2)
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	第21条

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

第3 避難の誘導

1 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

また、市はあらかじめ定める避難誘導に係る計画や防災マップに沿った避難支援を行う。

- (1) 避難誘導に当たり、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定する。
- (3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。
- (4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (5) 住民に対し、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図る。
- (6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会等の単位で行う。
- (7) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（市の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整

を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。

2 避難の体制

(1) 避難誘導體制

広域的な延焼火災が発生するなど、避難指示が市長より発令された場合において、教育部長は、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点それぞれに、現地の状況をよく知る複数の市職員を派遣する。派遣された職員は、市長からの指示・情報等の収受にあたるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。

(2) 要配慮者の優先避難誘導

- ① 避難の誘導は、要配慮者、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。
- ② 避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者については、個別避難計画で定めた地域支援者を中心に、災害時地域リーダーと協力しながら、避難誘導を行う。また、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が提供・共有されていない要配慮者についても、可能な限り支援の輪を広げ、迅速な安否確認や避難誘導に努める。
- ③ 交差点や橋梁・ガード等の混雑予想地点においては、要配慮者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。

(3) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、認定こども園、保育所、事業所、大規模店舗その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし学校、幼稚園、認定こども園、保育所、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等については、災害の規模、態様により必要と認められる時は、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じる。

(4) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講じる。

3 住民の避難対応

(1) 避難の優先

避難に当たっては、病弱者、障害者、外国人等要配慮者の避難を優先する。

(2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

4 避難の受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

5 避難の完了報告

避難の誘導にあたった市職員は、安全な地域・施設への避難を完了させた後、完了報告を教育部長へ速やかに行う。

第4 広域避難

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めておくよう努める。

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待つ時間的余裕がないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を当該市町村に代わって行う。

第3節 緊急輸送

震災時は、橋脚が大きく傾斜したり、倒壊や大規模な側方移動が生じる大きな被害を受ける割合が高く、道路網に多大な被害が発生し、陸上輸送に支障をきたすことが予想されるため、被災者の避難、災害対策要員、災害対策物資、資材の輸送（以下「緊急輸送」という）の迅速かつ確実な実施に努める。

項目	実施担当
第1 緊急輸送の実施	市民安全班
第2 緊急輸送のための道路の確保	市民安全班、土木班、筑西土木事務所、常陸河川国道事務所
第3 輸送車両、ヘリコプターの確保	総務班、企画班、土木班、県
第4 交通の確保	市民安全班、土木班
第5 交通規制	市民安全班

第1 緊急輸送の実施

市及び各防災関係機関は、次の優先順位に従って緊急輸送を行う。

1 総括的に優先されるもの

- (1) 人命の救助、安全の確保
- (2) 被害の拡大防止

(3) 災害応急対策の円滑な実施

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階（地震発生直後の初動期）

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階（応急対策活動期）

- ① 前記（1）の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階（復旧活動期）

- ① 前記（2）の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

第2 緊急輸送のための道路の確保

1 被害状況の把握

市及び各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対して調査結果を伝達する。

2 道路啓開等の実施

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに筑西土木事務所に報告する。また、所管する道路については、緊急輸送道路と、災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等の防災重要拠点とを結ぶ道路の確保を最優先として、啓開作業を実施し、応急対策の実施体制の確保を図る。

3 放置車両対策

市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

4 啓開資機材の確保

市及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

5 その他の拠点施設の確保

市は、市域に交通規制区域指定の連絡があったとき、又は大規模災害発生によりその必要があると認めるときは、路上障害物の仮置場や被災者用臨時駐車場及び一時退避スペースの確保を図る。市民環境部長は、関係各部長から設置完了の連絡を受けたときは、速やかに警察署等関係機関に報告し、交通整理要員の派遣その他必要な措置を講じるよう協力を要請する。

6 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。道路、橋梁の被災時は、「第3編第7章第2節第1 道路の応急復旧」に準じて応急対策を実施する。

第3 輸送車両、ヘリコプターの確保

1 車両、ヘリコプターの調達及び輸送の要請等

市は、車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

2 輸送車両等の確保

(1) 輸送車両等の確保

- ① 市は、非常時において必要と認める場合は、各部で所管する車両（資料「市保有車両一覧」参照）及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分することができる。
- ② 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部の要員をもってあてる。
- ③ 防災関係機関からの要請があった時は、待機車両の活用等により可能な限り協力する。
- ④ 市保有車両で不足する場合は、災害時応援協定締結者に協力を依頼し調達を図る。
- ⑤ 借り上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、近隣市町又は県に協力を要請する。
- ⑥ 車両用燃料は、災害時応援協定締結者に優先給油を要請する。

(2) 車両以外の輸送手段

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市は、知事に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

- ① 航空機（ヘリコプター）による輸送・・・自衛隊、県消防安全課、他自治体
- ② 鉄道による輸送・・・JR 東日本・JR 貨物・関東鉄道・真岡鐵道

第4 交通の確保

1 パトロールの強化

災害時においては危険区間のパトロールを強化する。

2 緊急通行車両の確認申請等

(1) 緊急通行車両等の事前届出

市は、緊急通行車両の確認手続きの効率化・簡略化を図るため、筑西警察署を経由して緊急通行車両の事前届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

(2) 緊急通行車両の確認申請

緊急通行車両の確認申請は、筑西警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、筑西警察署において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。

(3) 標章等の取り扱い

緊急通行車両と確認された車両については、県公安委員会より、標章（資料編：緊急通行車両確認のための標章）及び緊急通行車両等確認証明書を受け、標章については、車両前面の見やすい場所に掲示し、証明書については当該車両に備え付けておく。

3 代替公共交通手段の確保

災害時道路交通規制を適切に行うため、公共バスやタクシーの多人数利用などにより、必要な代替公共交通手段の確保に努める。

第5 交通規制

1 交通規制の実施

表一 規制の種類

根拠法令	規制内容
道路法に基づく規制 (同法第46条)	災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限（重量制限を含む）する。
道路交通法に基づく規制 (同法第4条、第5条及び第6条)	災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官は、歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限する。
災害対策基本法に基づく規制 (同法第76条)	災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 市道における道路施設の被害により危険な状態が予想され、又は発見したときや通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制を行う。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行う。

(2) 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制する時間的余裕がないときは、筑西警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を要請し、又は市が災害対策基本法第63条により警戒区域を設定し、立入り制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法に

よって応急的な規制を行う。

- (3) 市は、災害時に通行の危険が生ずると認められる場合は必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第45条に規定する道路標識を設置する。
- (4) 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他の障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋梁等の応急補修、復旧、機能確保にあたる関係機関（電気・通信・鉄道等を含む）と緊密な連絡を保持して、その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。

2 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

3 情報の収集及び交換

市は、筑西警察署と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努める。また、情報担当者を指定して気象及び道路状況の情報収集にあたらせる。

4 広報

- (1) 道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通渋滞の緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町に対しても速やかに規制の内容を通知する。
- (2) 道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用する。
- (3) 市は、交通規制区域内でとられる交通規制措置について、迂回ルート等の案内看板の主要地点への設置や、緊急迂回等ルートマップの作成・配布などにより周知徹底に努める。

5 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。
 - ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の

区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

第4節 消火活動、救助・救急活動、水防活動

大規模な災害では、火災、浸水などの災害が同時に多発する。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて的確に配分する必要がある。また、消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震直後の混乱期には様々な障害があるため、臨機応変に活動する必要がある。

項目	実施担当
第1 消火活動	消防本部、消防団、自主防災組織、住民
第2 救助・救急活動	対策・物資班、都市整備班、下水道班、消防本部、消防団、自主防災組織、健康増進班、建設業者、住民、事業所
第3 水害防止活動	土木班、消防本部、消防団、自主防災組織、水防管理者、筑西土木事務所、下館河川事務所、常陸河川国道事務所

第1 消火活動

1 消防本部による消火活動

(1) 災害発生前後の初動措置

市域に大規模な災害が発生するおそれがあるとき若しくは大規模な災害が発生したとき、消防本部に消防本部災害対策室を設置し、火災の発生状況、道路の損壊状況その他災害時消防活動上必要な情報収集、他部・関係機関との連絡・調整を行う。

市長は、消防長との連携を図りながら、消防団等の動員、運用等の決定を行い、消防活動の迅速な実施に努める。

表一 災害発生前後の初動措置

消防本部情報室	署・分署・消防分団
<ul style="list-style-type: none"> ○指令回線の試験 ○無線局の試験 ○市役所・関係機関との連絡 ○情報の収集と連絡 ○電源の確保 ○その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○署・分団周辺の情報収集 ○全車両の署・所前移動及び点検整備 ○全無線局の開局 ○地区内の自衛消防団・自主防災組織との連絡 ○本部への増強部隊の要請 ○道路調査及び水利等の被害調査 ○火気点検処理 ○警防資機材の増強 ○電源の確保

(2) 情報収集・伝達

消防本部は、119番通報、駆け込み通報、災害対策本部の情報、消防団員等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

消防長は、災害の状況を市長及び知事に報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

(3) 同時多発火災への対応

消防本部は、火災の発生状況に応じて、次の原則に基づき鎮圧にあたる。速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

表－同時多発火災への対応の原則

原則	内容
避難地及び避難路確保優先	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。
重要地域優先	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
市街地火災消火活動優先	大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、部隊を集中して消火活動に当たる。
重要対象物優先	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。
火災現場活動	① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 応援派遣要請

市及び消防本部は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請する。また、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

応援消防隊の集結場所は、概ね次の地点を指定し、各地点に方面指揮所をおき、応援隊の投入重点地区の指定その他必要な指揮統括を行う。なお、その他必要な事項については、筑西広域消防本部消防計画による。

表－応援消防隊の集結場所

担当方面	集結場所	所管	方面指揮
市中央部	筑西広域消防本部	消防本部	筑西消防署
市西部	下館運動公園	〃	筑西消防署（川島分署）
市南西部	関城運動場	〃	筑西消防署（関城分署）
市南部	明野公民館	〃	筑西消防署（明野分署）
市東部	協和の杜公園	〃	筑西消防署（協和分署）

(5) 応援隊の派遣

消防本部は、非被災地の場合、茨城県広域消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(6) 資機材の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

また、市及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2 自主防災組織等による消火活動

(1) 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防本部に協力するよう努める。

(2) 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防本部に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努める。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

(3) 消防団の活動

- ① 出火防止のため、居住地付近の住民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。
- ② 情報収集は、分団ごとに情報収集担当者を指名し、初動期の火災状況等を団本部若しくは消防署（分署）に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する事象の有無についても、同様とする。
- ③ 消防署隊への応援、道路障害排除等の活動を行う。
- ④ 要救助者の救出、負傷者の応急救護を行い、安全な場所へ搬送する。
- ⑤ 避難情報が発令された場合は、地区内の住民に伝達するとともに、他分団隊、関係機関と連絡をとりながら住民を避難させる。また、避難場所の防護活動を行う。

第2 救助・救急活動

1 消防本部による救助・救急活動

(1) 通報連絡

災害発生の第一報を受け、市、消防本部及び医療機関相互の連絡調整を迅速、適切に行う。

(2) 情報収集・伝達

消防本部は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れないよう努める。

(3) 救助・救急要請への対応

消防本部は、地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- ① 救助・救急活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とし、緊急性の高い傷病者を優先に、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- ② 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- ③ 要救助者の安全に留意して状況に応じて重機等を活用する。

(4) 救助資機材の調達

市は、家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。救助・救急活動において必要となる機材が不足することのないよう、医療機関や災害時応援協定締結者等と協議して、円滑な運用を図る。

なお、救助・救急機材等については、以下を目安として、迅速かつ広域的に行う。

表一救助・救急機材等

区分	緊急調達資機材等の一例
警防関係	消防用ホース、投光器、発電機
救急関係	集団救急用資機材、浄水装置、毛布、担架、防水シート、消耗品
救助関係	捜索用探知機、救助犬、特殊カメラ、削岩機、ブルドーザー、クレーン車等重機類、エンジンカッター、ジャッキ、チェーンソー、スコップ、ハンマー、パール、のこぎり、防塵メガネ、防塵マスク
その他	自転車、オートバイ、スクーター、消防無線電話装置、携帯無線機、衛星電話、簡易トイレ、テント、貯水タンク、車両応急修理用部品

(5) 医療救護所の設置

災害現場では必要に応じ医療救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

(6) 後方医療機関への搬送

- ① 医療救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- ② 消防本部は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- ③ 茨城県ドクターヘリコプター及び県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

(7) 応援派遣要請

市及び消防本部は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、茨城県消防相互応援協定に

に基づき、応援を要請する。また、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

応援隊の集結場所は、「本節第1 1 (4) 応援派遣要請」を参照する。

2 自主防災組織等による救助・救急活動

(1) 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力にまっところが少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮する。

(2) 市民・自主防災組織並びに自衛消防団等の活動

市民・自主防災組織並びに消防団、各業種別団体、事業所は、自らの居住地区において、可能な限り消防隊・警察官・自衛隊等の救出救護活動に協力し地域における人的被害の軽減に努める。また、市や消防隊等の防災関係者から救助・救急活動等のため必要な建設用機械・資機材の要請があった場合は、積極的に提供に努める。

第3 水害防止活動

災害時における水防活動は、市水防計画及び県水防計画による。

1 市の措置

地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水による浸水の発生が予想されるので、市長は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

2 その他の措置

(1) 施設の管理者

ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

(2) 水防警報

国土交通省及び県は、上流でダム等が決壊し、又は決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。

第5節 応急医療

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を行う。

項目	実施担当
第1 応急医療体制の確保	健康増進班、真壁医師会、薬剤師会、筑西警察署
第2 応急医療活動	健康増進班、災害拠点病院、県、医療救護チーム
第3 後方支援活動	健康増進班、医療機関、県、訪問看護ステーション等

第1 応急医療体制の確保

1 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、市の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難で、かつ真壁医師会筑西支部会員が参集する災害支援病院での医療が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努める。

2 運営体制

保健福祉部内に真壁医師会等の協力による市医療救護対策本部を置き、災害医療情報の収集・提供や地域災害医療コーディネーターとの連絡調整、医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れなどを行う。また、組織体制については、真壁医師会筑西支部の支部長と連携を図り、具体的な組織体制を構築する。

3 医療救護班の編成

市医療救護対策本部は、災害の種類及び程度により真壁医師会筑西支部、筑西薬剤師会等に出動を要請し、医療救護班を編成し、災害の程度に即した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしても十分でないとき認められるときは、県及びその他関係機関に医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣など、協力を要請する。

4 医療救護所の設置

市医療救護対策本部は、災害時の医療救護対策を実施するに当たり必要と認める場合は、真壁医師会筑西支部、市内各病院、筑西薬剤師会等の協力を得て、医療救護所を設置する。

(1) 設置予定場所

- ① 市立中学校
- ② 市役所・各支所・出張所
- ③ 市内各医療機関
- ④ 災害現場その他市長が必要と認めた場所

(2) 医療救護所への要員派遣

各医療救護所当たり最小限編成				備 考
医 師	薬 剤 師	看 護 師	事務連絡要員	
2 名 (内科系、外科系各1名)	1 名	2 名	2 名 ※	※ 事務連絡要員等は市職員をもって充てる。

(3) 医療救護所内の資器材等

あらかじめ、医師会等と協議し、決定しておく。

第2 応急医療活動

1 医療施設及び真壁医師会筑西支部会員による医療活動

被災地域内の災害拠点病院（茨城県西部メディカルセンター）及び医師会の災害支援病院は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

2 医療救護チーム・DMAT等による医療活動

(1) 医療救護チーム・DMAT等の輸送

医療救護チーム・DMAT等は、自らの移動手段の確保等に努める。

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

(2) 医療救護チーム・DMAT等の配置

県DMAT調整本部及び県DPAT調整本部は、県及び市医療救護対策本部等と調整の上、DMAT等を被災地等に派遣・配置する。

また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）を、市医療救護対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

地域災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、調整・配置についての助言を行う。

(3) 医療救護班等の業務

医療救護班、医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- ① 被災者のトリアージ
- ② 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④ 死亡の確認

- ⑤ 死体の検案
- ⑥ その他状況に応じた処置

(4) DMAT等の業務

DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

(5) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班等は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(6) 医薬品・資機材等の確保・供給

市は、医療・救護のために使用する医薬品及び医療材料等が不足したときは、災害時応援協定に基づき市薬剤師会から調達する。また、県に対して応援を要請する。

なお、輸血用血液が必要な場合には、県を通じて、日赤県支部（県赤十字血液センター）、献血供給事業団などに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。

第3 後方支援活動

1 患者受入れ先病院の確保

(1) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災をまぬがれた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

病院間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

(2) 被災病院等の入院患者の受入れ

県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関（精神科病院を含む）の確保に努める。

2 搬送体制の確保

(1) 医療救護所への搬送

原則として、被災現場から医療救護所までは、都市整備班が、消防本部、警察署、自主防災組織、ボランティア等と連携・協力して、車両若しくは担架による搬送を実施する。

(2) 後方医療施設への搬送

救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム(EMIS)や市医療救護対策本部等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防本部又は県に対し、救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

(3) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防本部は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。

ただし、消防本部の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市又は市が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。また県は、病院等から患者搬送のためヘリコプターの出動要請があった場合、自己所有のヘリコプターを出動させるほか、状況に応じて自衛隊、他都道府県等に対し患者搬送可能なヘリコプターの応援出動を要請する。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

- ① 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- ② 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

3 特別な医療等を必要とする者への対応

(1) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム^{*}による急性患者に対して提供することが必要である。

市医療救護対策本部は、県及び茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努める。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等へのあっせんに努める。病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

^{*}クラッシュ・シンドローム：長時間重量物に挟まれていた後に救助された傷病者が、数時間経て腎不全や急性循環障害（ショック）を生じて死亡する病態。

(2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

市医療救護対策本部は、県、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じて在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

また、消防本部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

(3) 周産期医療

市医療救護対策本部は、保健師を中心に、被災地の小児慢性疾患児及び妊産婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防本部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾン※を活用する。

※災害時小児周産期リエゾン：大規模な災害が発生したときに、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関につなげる調整役のこと。

(4) こころのケア（惨事ストレス）対策

市医療救護対策本部が必要と認めたときは、こころのケア（惨事ストレス）対策を次のとおり実施する。

- ① こころのケア（惨事ストレス）対策を必要とする対象者は、被災した市民及びボランティアを含む救援活動従事者全てとする。
- ② 市内の精神科医療機関の早期再開を促すとともに、医師会等の協力により市役所内に精神科救護所を設置する。
- ③ 広域的な医療機関及び救護所スタッフの活用を図るべく応援受入れ体制と医療連携ネットワークを確立する。
- ④ 長期的なこころのケア（惨事ストレス）対策実施体制を確立する。

4 医療ボランティア活動

(1) 受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

また、その状況を市医療救護対策本部に報告する。

(2) 受入窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- ② 県保健福祉部との連絡調整
- ③ その他

(3) 医療ボランティアの配置

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボランティアを受入れ、市医療救護対策本部と連携し、筑西保健所において、必要な医療救護所等に配置する。

(4) 活動内容

- ① 医師
 - ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。
 - イ 被災地の医療機関において診療を行う。
 - ウ 後方医療施設において診療を行う。
 - エ 避難所等を巡回し診察等を行う。
 - オ 遺体の検案を行う。

※ 精神科の医師についてはイ、エの精神科領域を担当

② 看護師

- ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。
- イ 被災地の医療機関において診療補助を行う。
- ウ 後方医療施設において診療補助を行う。
- エ 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。

③ 臨床検査技師

- ア 被災地の医療機関において臨床検査を行う。
- イ 後方医療施設において臨床検査を行う。
- ウ 避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。

④ 診療放射線技師

- ア 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。
- イ 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。

⑤ 理学療法士

- ア 被災地の医療機関等において理学療法を行う。
- イ 後方医療施設等において理学療法を行う。
- ウ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。

⑥ 作業療法士

- ア 被災地の医療機関等において作業療法を行う。
- イ 後方医療施設等において作業療法を行う。
- ウ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。

⑦ 薬剤師

- ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。
- イ 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。
なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。
- ウ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
- エ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。
- オ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
- カ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。

⑧ 保健師

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。

⑨ 助産師

避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。

⑩ 栄養士

避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。

⑪ 歯科医師

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

⑫ 歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。

⑬ 歯科技工士

避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。

⑭ 精神保健福祉士

被災地の精神科病院、精神障害者福祉施設等において精神障害者の相談・援助を行う。

⑮ 臨床心理士

ア 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。

イ 県、市が設置する心の相談窓口において相談を行う。

ウ 災害対策要員のメンタルケアを行う。

⑯ あん摩マッサージ指圧師

避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。

第6節 危険物等災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめることが必要である。施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

項目	実施担当
第1 危険物等流出対策	環境班、危険物等取扱事業所、県
第2 石油類等危険物施設の安全確保	消防本部、危険物等取扱事業所、県
第3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保	消防本部、高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所、県
第4 毒劇物取扱施設の安全確保	環境班、毒劇物取扱施設、県

第1 危険物等流出対策

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 市の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調

査し、その結果を県に報告する。

4 周辺住民への広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

市は、広報車等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第2 石油类等危険物施設の安全確保

1 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の予防規定などに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2 被害の把握と応急措置

消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

1 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

2 災害情報の収集

消防本部は、県及び事業者等と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

3 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の活用

県及び県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

第4 毒劇物取扱施設の安全確保

1 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署又は消防本部に連絡し、併せて、市に連

絡する。

2 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、警察署、消防本部と協力のうえで住民への広報活動及び避難誘導を行う。

第5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

第7節 燃料対策

災害時においても、市庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

項目	実施担当
第1 連絡体制の確保と情報の収集	総務班、県、県石油商業組合
第2 重要施設への燃料の供給	総務班、県、県石油商業組合
第3 災害応急対策車両への燃料の供給	総務班、防災関係機関、給油所
第4 燃料の確保	総務班、商工班、県
第5 市民への広報	総務班、広報班

第1 連絡体制の確保と情報の収集

1 連絡体制の確保

市、県及び県石油商業組合筑西支部は、災害発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

2 給油所の被災状況の確認

市は、県及び県石油商業組合筑西支部を通じ、市内の組合加盟給油所の被災状況を確認する。

3 燃料の供給状況の確認

市及び県は、県石油商業組合筑西支部を通じ、市内の組合加盟給油所の燃料の調達の状況について確認を行う。

第2 重要施設への燃料の供給

1 重要施設の燃料供給状況の確認

県は、災害発生に伴う停電が発生した場合に、あらかじめ指定した重要施設の燃料の備蓄状況を確認し、県石油商業組合と情報を共有する。市は、県を通じて情報を共有する。

2 重要施設への燃料の供給

重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には県に対し、その旨を報告する。県は重要施設からの報告に基づき、県石油商業組合に対し、燃料供給の依頼を行う。県域において、燃料の調達が困難であると判断した場合には、「第4 燃料の確保」のとおり対応する。市は、県を通じて情報を共有する。

第3 災害応急対策車両への燃料の供給

1 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油商業組合に対し、あらかじめ指定した災害応急対策車両専用・優先給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

2 「災害時緊急給油票」の発行

市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない市外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両の応急対策等の実施内容の表示を行っておく。

3 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は、災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用人が災害応急対策車両専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受ける。

第4 燃料の確保

市は、重要施設や災害応急対策車両の燃料の調達が困難であると判断した場合には、県に対し燃料の確保を依頼する。

第5 市民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

第5章 被災者生活支援

第1節 被災者の把握等

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていく。

項目	実施担当
第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握	市民生活班、避難収容第1班、避難収容第2班、福祉班、県
第2 り災証明書の交付	調査班、建築班、自治会等

第1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

1 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

市は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

被災者台帳には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他内閣府令で定める事項

なお、次のいずれかに該当すると認められるときは、被災者台帳の情報を利用し、又は提供するものとする。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。

2 避難者等の調査の実施

(1) 調査体制の整備

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

① 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

② 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

(2) 調査の実施

市は、(1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

県は、市からの要請があった場合及び被害状況により必要だと認められる場合は、(1)に基づき調査を実施する。

(3) 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する

第2 り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、市町村は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

1 被害家屋認定調査

市は、被害家屋認定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成及びり災証明書の発行等を行う。また、県に被害家屋認定の専門家等の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

なお、自治会等は被害家屋認定調査に協力し、地区内の被害状況や地理を説明する。

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被災認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施

時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

(1) 調査の準備

調査班は被害状況の速報を基に、次の準備を行う。

① 調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

(3) り災台帳の作成

調査票を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。

(4) り災証明書の発行

り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、災害による被害の程度を証明する被災家屋のり災証明書を発行する。なお、り災証明書を効率的に交付できるよう、当該業務を支援するシステムを活用する。

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

① 災害原因	② り災年月日	③ り災場所
④ り災程度	ア 人的	(ア) 死亡 (イ) 負傷、(ウ) 行方不明
	イ 物的	(ア) 全壊 (イ) 大規模半壊 (ウ) 半壊 (エ) 一部損壊 (オ) 流失 (カ) 床上浸水 (キ) 床下浸水

り災証明書は、被災者生活再建支援金の給付、応急仮設住宅・住宅の応急修理の実施、税の減免等、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。

(5) 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定が困難な場合等は、必要に応じて建築士、不動産鑑定士、有識者等からなる判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。

(6) り災証明に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第2節 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

項目	実施担当
第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営	避難収容第1班、避難収容第2班、福祉班
第2 避難所等における生活環境の整備	避難収容第1班、避難収容第2班、健康増進班、母子保健班、福祉班、環境班
第3 健康管理	健康増進班、母子保健班
第4 精神保健、心のケア対策	避難収容第1班、避難収容第2班、健康増進班、母子保健班

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所として開設するとともに国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。さらに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、避難所の混雑状況についても周知し、避難の円滑化に努める。

なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

(1) 避難所の開設

災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、茨城県災害救助法施行細則（資料編：茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表）等による。

① 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、市長が行う。

② 避難所の開設

ア 避難所は、学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地、旅館、工場等の既存の建物を利用することとし、これらの中から地域防災計画に定めた場所に受入れ保護する。

なお、既存の建物がない場合又は既存の建物だけでは受入れできないときは、仮設物を設置し受入れ保護する。

イ 市は、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を

図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、公共用地・国有財産の活用や、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

ウ 指定避難所の開設に当たっては、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

③ 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

④ 開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

⑤ 避難所の開設の担当者

開設の実務については、教育部長が関係各部長と協力して、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、各施設の管理責任者・勤務教職員、又は最初に到着した市職員が実施する。

また、避難所は、市各部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各避難所責任者が行う。

⑥ 開設時の留意点

ア 開設の指示及び準備

避難所の開設は、原則として、市長の指示により行う。ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害により避難の必要が生じると自主的に判断された時は、当該施設所属職員（教職員を含む）が施設入口（門）の開錠をし、避難所開設の準備を行う。

既に避難住民が集まっている時は、速やかに上記の作業を行い、体育館など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安の緩和に努める。

イ 要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

避難した市民の受入れスペース（教室）の指定に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の要配慮者を優先し、暖かいところ、トイレに近いところ、和室や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動のできる場所、出入りが容易な場所等を確保するよう努める。併せて、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう事情の許す限り自治会・自主防災組織等の協力を得て地域ごとに教室（スペース）を割りあてる。また、教室内世帯別等スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

ウ 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示する。集まった避難者名簿（カード）を基に避難者収容記録簿を作成し、事務室内に保管するとともに、教育部長若しくは現地連絡所を通じて、本部事務局長へ報告する。

エ 防災電話の設置

防災電話の設置マニュアルに従い、防災電話を設置する。（防災電話は、指定避難所に

保管。)

オ 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに教育部長に対して、電話（FAX若しくは口頭）若しくは伝令によりその旨を報告する。

教育部長は、各避難所の開設を確認後、その旨を本部事務局長に報告するとともに、避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

カ 避難所内事務室の開設

避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。また事務室には、避難所の運営に必要な用品（パソコン、避難所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常市が実施するものとし、被害状況に応じて災害救助法による救助に準じた措置を行うものとする。この場合に、市長は茨城県災害救助条例に定める適用基準に該当するときは、知事に当該条例の適用について協議する。

（2）避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

（3）避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難所開設の目的
- ② 箇所数及び受入れ人員
- ③ 開設期間の見込み

（4）費用の範囲及び限度額

- ① 費用の範囲
 - ア 賃金職員等雇上費
 - イ 消耗器材費
 - ウ 建物、器物等使用謝金
 - エ 燃料費
 - オ 仮設便所及び炊事場の設置費等
 - カ 衛生管理費
- ② 限度額
 - ア 基本額
避難所設置費 1人1日当たり 330円以内
 - イ 加算額
冬期（10月～3月）についてはその都度定める額

2 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、マニュアルを策定し、それに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

(1) 避難所の運営

① 避難所の運営の担当者

運営の実務については、教育部長が関係各部長と協力して、それぞれの施設に複数の職員(うち1人を責任者として指名)を派遣して担当させる。

また、避難所は、市各部及び関係機関等の行う応急対策・復旧活動の拠点ともなるが、避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は各避難所責任者が行う。

② 運営上の留意事項

ア 被災者自身による避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、マニュアルを策定し、それに基づいて避難所の運営を行う。

避難所運営は、可能な限り被災者自身によるものとする。そのため、居住区域ごとに代表者(班長)を選定し、避難所運営委員会を結成するよう要請する。また、その際、代表者(班長)や運営委員会に女性が参画するよう配慮する。また、NPO等の外部支援者等とも積極的に連携しながら運営を行う。

イ 食品、生活必需品の請求、受け取り、配布

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食品、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、教育部長に報告し、経済部長へ調達を要請する。また到着した食品や物資を受け取った時は、その都度、避難所物品受払簿に記入のうえ、居住区域ごとに配布を行う。

ウ 避難生活の長期化における留意点

避難生活が長期化した場合においては、避難者の健康管理、こころのケア(惨事ストレス)に留意し、必要な措置を実施する。

エ 避難所の運営状況及び運営記録の作成

責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に1回教育部長へ報告するとともに、避難所の運営記録として、避難所日誌に記入する。傷病人の発生等、特別の事情のある時は、その都度必要に応じて報告する。

オ 避難所生活の相談窓口の整備

市は、被災者の心身の健康状態に常に注意を払い、必要に応じて医師、看護師、保健師などを派遣して被災者の相談にあたる。

カ 避難が長期化した場合の措置

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、旅館やホテル等を避難場所として確保し、避難者に対して確保した施設に移動するよう促す。

3 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- ① 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- ② 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- ③ ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- ④ 要配慮者への配慮
- ⑤ プライバシーの保護
- ⑥ その他避難所の秩序維持に必要なと思われる事項

4 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、福祉施設4カ所を福祉避難所に指定し、災害発生後の二次避難所として、必要に応じて開設する。なお、介護保険施設、障害者施設等を運営する社会福祉法人等と協定を結び、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定する。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

(2) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(3) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。

(4) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。福祉避難所予定施設は次のとおりとする。

- ① 各老人福祉センター等
- ② 避難所の一部スペース

(5) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- ② 福祉避難所開設の目的
- ③ 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障害者等）
- ④ 開設期間の見込み

5 在宅避難者の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（自宅、車中泊、テント泊等）に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

6 広域避難の受入れ要請

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外（県外の市町村含む）への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、他市町村と広域避難収容に関する協議・要請を行うとともに、県にその状況を報告し支援を要請する。

なお、その際、関係機関への通知・連絡は、以下のとおり行う。

- (1) 受入れ先市町村より受入れ及び受入れ施設の通知を受けた場合は、速やかに、関係機関及び県に報告する。
- (2) 市町村における広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、受入れ先市町村及び関係機関に通知するとともに、県に報告する。

第2 避難所等における生活環境の整備

1 衛生環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、洗濯に必要な物資等の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理、ごみの処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具等の冷暖房機器の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康

管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

2 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

3 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗いや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

4 女性や子育て家庭に配慮した避難所環境の整備

市は、避難所生活における男女のニーズの違い等に配慮し、女性専用スペース（更衣室・授乳室・物干し場・居住空間）や男女別トイレ・入浴設備等を整備するとともに、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

5 避難所の安全性の確保

市は、避難所生活の安全確保のため、巡回警備や防犯ブザーの配布などを検討する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

第3 健康管理

大規模災害時には、避難生活が長期化することが考えられるため、被災者の心身の健康管理に努めるものとする。

1 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

市は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。

- (1) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- (2) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- (3) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止

のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

- (4) 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- (5) 妊産婦及び乳幼児に関しては、清潔・保温・栄養をはじめとする健康面や心の変化に留意し、対応する。
- (6) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- (7) 市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

2 避難所の感染症対策

市及び筑西保健所は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。

3 要配慮者の把握

市は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

4 関係機関との連携の強化

市は、高齢者、障害者等のニーズを踏まえ、県に介護職員の派遣を要請し、介護職員の配置調整を行う。

介護職員が不足する場合は、県に要請し、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより整備された介護職員等の派遣体制を利用する。

第4 精神保健、心のケア対策

市、県（障害福祉課）、精神保健福祉センター、筑西保健所は連携して、巡回精神医療救護班を編成し、避難所に在住する被災者や自宅周辺に滞在する市民へのこころのケア活動を実施する。

1 相談窓口

- (1) 市は、市本庁舎内に設置される被災者総合支援センターにて、市内精神科医療施設及び救護所スタッフの協力により、相談業務を行う。
- (2) 市は県が実施する、精神保健福祉センター及び筑西保健所に開設される心の健康相談窓口の設置及び救護活動に協力する。
- (3) 県精神保健福祉センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障害（PTSD）に関するパンフレット等を作成し、筑

西保健所及び市を通じ被災者に配布する。

2 精神保健医療体制

市及び筑西保健所は県が設置するD P A T調整本部に、自ら行う心のケア活動の情報を提供する。D P A Tは、市、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。

市及び筑西保健所は連携して次のことを実施する。

(1) フェイズ1～2

- ・心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時D P A Tとの同行訪問

(2) フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供

(3) フェイズ4

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
- ・P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応

市及び筑西保健所は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、要配慮者に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

3 D P A Tの派遣要請

市は必要に応じ、県にD P A Tの派遣を要請する。

D P A Tは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

4 市における災害時のこころのケアへの対応

市は、被災者の精神状態の把握に努めるとともに、県が実施する心の健康相談窓口の設置及び救護活動に協力する。

市は、災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

また、災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト[※]等を用いてスクリーニングを行う。

ボランティアの支援を受けながら、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、要配慮者に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

※（財）東京都医学総合研究所のホームページ IES-R 改定出来事インパクト尺度日本語版
(https://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf) を参照

第3節 ボランティア活動の支援

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び県、防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、市は、ボランティアの協力を得ることにより、被災者の早期の生活再建を図る。

項目	実施担当
第1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営	市社会福祉協議会
第2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能	福祉班

第1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容であり、医療・語学・アマチュア無線の専門ボランティアについては、次表を参照のこと。

区分	項目
医療	第3編 第4章 第5節 応急医療 第3 後方支援活動 4 医療ボランティア活動
語学	第3編 第5章 第6節 要配慮者安全確保対策 第3 外国人に対する安全確保対策
アマチュア無線	第3編 第2章 第1節 通信手段の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用

1 受入体制の確保

市は、災害時応援協定に基づき市社会福祉協議会に対して、災害時ボランティア体制確立の要請を行うとともに、ボランティア活動に必要な支援を行う。

災害発生後に、市社会福祉協議会は、総合福祉センター内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入体制を確保する。

2 「受入窓口」の運営

市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (1) 市及び関係機関からの情報収集
- (2) 被災者からのボランティアニーズの把握
- (3) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティアの調整及び割り振り
- (6) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- (7) 必要に応じて、ボランティア支援本部への応援要請
- (8) ボランティア保険加入事務
- (9) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- (10) その他被災者の生活支援に必要な活動

第2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

1 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し、市と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

2 ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティア「受入窓口」において、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、要配慮者の介助等）
- (3) 在宅者の支援（要配慮者の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

4 ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

項目	実施担当
第1 ニーズの把握	避難収容第2班、福祉班、県、災害時地域リーダー、ホームヘルパー
第2 相談窓口の設置	各班、県、関係団体、業界団体
第3 被災者への情報伝達	各班、県、通信事業者、報道機関
第4 安否情報の提供	市民生活班、健康増進班、避難収容第1班

第1 ニーズの把握

1 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、自治会、自主防災組織、災害時地域リーダー、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- (1) 家族、縁故者等の安否
- (2) 不足している生活物資の補給
- (3) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- (4) メンタルケア
- (5) 介護サービス
- (6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

2 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、要配慮者のケアニーズの把握については、市職員、県職員、災害時地域リーダー、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

- (1) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (2) 病院通院介助
- (3) 話相手
- (4) 応急仮設住宅への入居募集
- (5) 縁故者への連絡

第2 相談窓口の設置

1 総合窓口の設置

市は2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口として被災者総合支援センター（本編第1章第2節第1の9参照）を速やかに設置し、市、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この被災者総合支援センターは、災害被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

2 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (1) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (2) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (3) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (4) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）

- (5) 外国人（安否確認、災害関連情報等）
- (6) 女性（避難生活での困りごと等）
- (7) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (8) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (9) 消費（物価、必需品の入手）
- (10) 教育（学校）
- (11) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- (12) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (13) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (14) 金融（融資、税の減免）
- (15) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (16) 手続（り災証明、死亡認定等）
- (17) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

第3 被災者への情報伝達

各防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行う。

1 テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

2 インターネットの活用

茨城県防災・危機管理ポータルサイトや緊急速報（エリア）メール等を活用するとともに、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

3 ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT等の協力を得て、ファクシミリを活用した定期的な生活情報の提供を行う。

4 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

第4 安否情報の提供

市は、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活は確保されなければならない。

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、また、食品の販売機構が麻痺し、食品の購入が困難な被災者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するなど、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行う。

なお、被災地で求められる食料品は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

項目	実施担当
第1 食料、生活必需品等の供給	商工班、農政班、避難収容第1班、避難収容第2班、議会班、自主防災組織、日赤奉仕団、住民、県
第2 応急給水の実施	上水道班、下水道班、商工班、農政班、避難収容第1班、避難収容第2班、県

第1 食料、生活必需品等の供給

1 食料、生活必需品等の調達

被災者に対する食料、生活必需品等の供給について第1次的には本市の備蓄食料を活用し、不足する場合又は備蓄品以外の食料、物資等を必要とする場合は、災害時応援協定締結者に食料等の調達を要請する。

市は、市のみでは十分な生活必需品の調達・供給ができないと認めたときは、県に支援要請を行う。

県は、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市からの要求を待つ時間的余裕がないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

2 食料、生活必需品等の供給

市は、供給計画をあらかじめ定め、それに基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。

(1) 供給対象者及び必要数把握

市は、食料供給が必要な対象者、供給先を把握するため、各担当班に避難者（在宅避難者を含む。）や災害対策従事者等の食料・生活必需品の需要を確認する。

① 災害救助法による供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害で炊事のできない者
- ウ 流通障害等で食料を得られない者
- エ 災害応急対策活動従事者

(2) 食料の調達

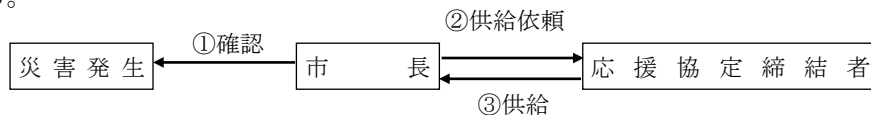
パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

表一 食品等の供給量の目安

事 項	1人当たり1日量 ※下記のうちいずれか1つ	
保 存 食 品 等 の 場 合	乾パン	2～3パック(5枚/パック)
	ソフトパン	2～3缶
	アルファ米	2～3パック
	調整粉乳(乳幼児向け)	150g以内
炊き出し又は弁当の場合	米穀(精米)	600g以内
	その他	必要量
	弁当類	2～3食
病院・福祉施設への緊急供給	上記に準じて必要量	

① 協定に基づく食料等の調達

被災者に対する食料の供給について第1次的には本市の備蓄食料を活用し、不足する場合又は備蓄品以外の食料等を必要とする場合は、災害時応援協定締結者に食料等の調達を要請する。



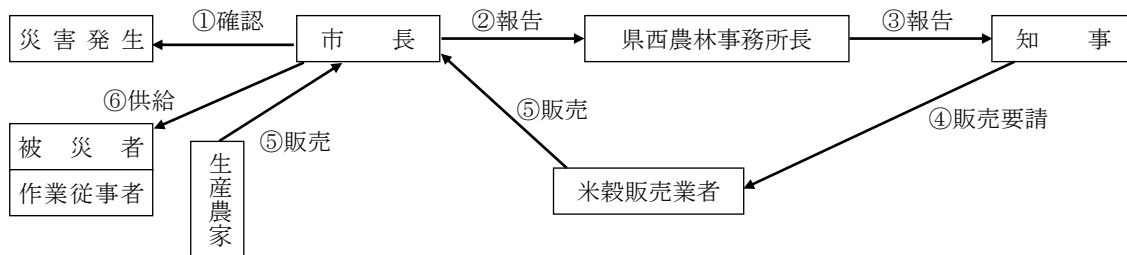
② 災害救助用米穀の調達

ア 市長は、販売業者又は市内の生産農家から所有の米穀を購入し、被災者等に供給する。

この場合の各関係機関の措置は次のとおりである。

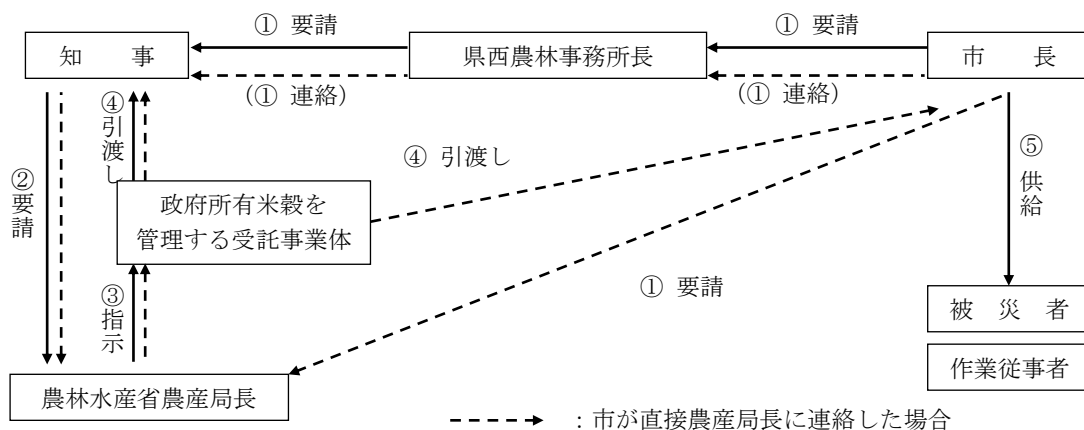
(ア) 市長は応急食料の供給を必要とする人員を県西農林事務所長を通じ、知事に報告する。

(イ) 知事は、(ア)の報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を米穀販売業者に通知し、手持ち精米の販売を要請する。



イ 知事は、災害の状況等により必要と認める場合は、市長の要請に基づき、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引き渡しを要請する。

なお、市が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に連絡することとし、県は、農産局長に連絡する。



③ 食料の配給

ア 配分もれ又は重複支給の者がいないようにするため、組又は班等を組織し、各組に責任者を定める。

イ 高齢者、乳幼児に対する炊き出しその他による食品の給与は、温かなもの、軟らかなもの、ミルク等を状況により配慮したものを供与する。

ウ 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し、実施する。

④ 住民等の協力

炊き出し等食料の配給に当たっては、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティア、避難者等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

⑤ 医療機関・福祉施設等への食品の緊急供給の実施

病院、診療所、人工透析医療施設、入院施設を有する助産所等の医療施設、老人ホーム、デイサービスセンター、在宅介護支援センター等高齢者救援サービス施設等の福祉施設の要請に基づく食品の緊急供給は、経済部長が関係各部長と連携し最優先で行う。特に、災害拠点病院となる茨城県西部メディカルセンターについては、災害発生後ただちに、健康増進班を通じて、食品の確保状況を照会するなどして、その確保に万全を期する。

(3) 生活必需品等の供給

市は、生活必需品供給の対象者数、供給先を把握する。

① 災害救助法による供給の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

② 生活必需品の調達

災害発生当初は、市の備蓄品で対応するが、備蓄品が不足する場合は、市内の流通・小売業者などから次のものを調達する。

生活必需品	寝具	… タオルケット、毛布、布団、段ボール製ベッド・シート・間仕切り 等
	被服	… 作業着、洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
	身の回り品	… タオル、靴下、運動靴、サンダル、傘、雨具 等
	日用品	… 石けん、歯磨用品、マウスウォッシュ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ 等
	炊事用具	… 炊飯器、ガス器具、鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切 等
	食器	… 箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン 等
	光熱材料	… 発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ 等
清掃用具	… タオル、ゴミ袋、軍手、バケツ 等	
その他	… ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋、要配慮者等の日常生活に必要な紙おむつ、ストーマ用装具 等	

ア 県、災害時応援協定団体等への要請

市は、県又は災害時応援協定団体・企業等に対して不足する食料、生活必需品の供給を要請する。

なお、壊滅的な被害のため、市からの支援要請を待たずに水、食料、生活必需品を県が発送した場合は、災害時物資集配拠点に受け入れる。

イ 救援物資の募集

市は、県や災害時応援協定団体等への要請では食料・生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

3 災害時物資集配拠点の確保・管理

調達した物資等や全国からの救援物資を受入れ、仕分け、保管し、避難所へ配送する拠点となる災害時物資集配拠点を設置、運営する。

(1) 災害時物資集配拠点の確保

本部事務局の統括のもと、経済部長は関係各部長と連携して、下館第一高等学校その他の施設（民間倉庫等）に速やかに物資集配拠点（地域内輸送拠点）を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。経済部長は、規模災害が発生したとき、又は災害発生に

よりその必要があると認めるときは、次の施設を災害時物資集配拠点として提供するよう各施設の管理者に要請する。

表-災害時物資集配拠点 設置予定場所

区 分		設置場所名称	所在地	主要アクセス道路
五行川西部	JR水戸線北部	下館第二高等学校	岡芹一丁目	国道294号
	JR水戸線南部	下館工業高等学校	玉戸	主要地方道筑西・三和線
五行川東部		下館第一高等学校	下中山	国道50号
市南		明野高等学校	倉持	県道下妻真壁線
市東		協和の杜体育館	久地楽	国道50号
市西		関城体育館	藤ヶ谷	主要地方道明野間々田線

(2) 災害時物資集配拠点の管理

市は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期する。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。

経済部長は、部の職員を複数配置するなど必要な措置を講じる。また、各該当施設の運営に関して、該当施設所属職員の協力を得るとともに、関係団体等に協力を要請する。

第2 応急給水の実施

1 応急給水資機材の調達

市は、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

2 応急給水活動の実施

市は県西水道事務所と連携し、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点から給水所(断水地区の避難所等に設置)への輸送は、市保有車及び調達車両等によって行う。また、配水池や県が所有する飲料水兼用耐震性貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。

市は、市のみでは十分な飲料水の供給ができないと認めるときは、県等に支援要請を行う。

(1) 給水基準

震災時には応急給水の実施が長期化することも考えられるため、被災者が求める給水量が時間の経過とともに増加することを踏まえた供給目標水量を設定する。

表一 応急給水量等の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法	備考(水用途)
地震発生～3日まで	3ℓ/人・日	概ね1km以内 ※1	拠点給水(耐震性貯水槽等)運搬給水を行う。	飲料等
7日 ※2	20～30ℓ/人・日 ※3	概ね250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料、水洗トイレ、洗面等

14日	被災前給水量 (約250ℓ/人・日)	概ね10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓及び共用栓等を設置して仮設給水を行う。
-----	-----------------------	---------	---

(注1) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

(注2) 目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1) 本例では概ね1km以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。また、住民等に対して日常から水の備蓄等呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。

※2) 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3) 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20ℓ/人・日とし、これに水洗トイレ(1～2回/人・日程度)の使用水量を見込む場合は30ℓ/人・日とした。20ℓ/人・日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

(2) 医療機関・福祉施設等への緊急給水の実施

第1「2 食料、生活必需品等の供給」の規定を準用する。

(3) 広報活動の徹底及び自治会・自主防災組織等との連携・協力

- ① 市は、断水した場合、住民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について防災行政無線及び広報車、インターネット、緊急速報(エリア)メール等により適切な広報を実施する。
- ② 飲料水等供給対策の実施に当たっては、拠点給水方式実施地域の名称、施設設置場所、利用時間その他利用上の留意事項、運搬給水方式実施地域の名称、給水車の巡回コース、給水実施場所、スケジュールその他のサービス実施方法を明らかにする。

(4) 自治会等との連携・協力

応急給水に関する市民からの問合せ、要望等のとりまとめ役を被災地の自治会、自主防災組織、消防団又は代表となる住民に依頼し、適切な飲料水等供給対策の立案・実施に反映させる。

3 検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、それらの水源を浄水処理した飲用の適否を調べるための検査を行う。

なお、検査を行うことができない場合は、県等に検査の実施を要請する。

第6節 要配慮者安全確保対策

災害時に視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握、地域住民との円滑なコミュニケーションや自力での避難が困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、筑西市避難行動要支援者避難支援計画に基づき必要な救助を行うものとする。

項目	実施担当
第1 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策	福祉班、要配慮者利用施設管理者、各ライフライン事業者
第2 在宅の要配慮者に対する安全確保対策	福祉班、災害時地域リーダー、自主防災組織、福祉団体、ホームヘルパー、社会福祉施設、県
第3 外国人に対する安全確保対策	福祉班、広報班、自主防災組織、筑西警察署

第1 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

1 救助及び避難誘導

施設管理者は、予め策定する避難確保計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な要配慮者利用施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。

2 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、他の要配慮者利用施設受入先を確保する。

3 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者利用施設及び市に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

5 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者関連利用機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

第2 在宅の要配慮者に対する安全確保対策

1 避難支援

市は、高齢者等避難を発令した場合、避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者の避難について、災害時地域リーダーや個別避難計画に定めた地域支援者が協力して避難の誘導、支援を行うよう要請する。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

災害が切迫し、避難行動要支援者を保護するため特に必要な場合は、本人の同意がない避難行動要支援者名簿情報についても避難の支援等に必要な範囲で、災害時地域リーダー等の避難支援者に提供する。

2 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

3 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、災害時地域リーダー、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

4 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるほか、在宅の要配慮者には直接の配布を行うなど要配慮者に配慮した配布を行う。

5 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、薬剤師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

6 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市及び県は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

7 個別ニーズへの対応

市は、保健・医療・福祉相談窓口や巡回相談等によって把握した個別のニーズに対しては、できるだけ速やかに対応するよう努める。

第3 外国人に対する安全確保対策

1 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線、インターネット通信、緊急速報（エリア）メールなどを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

県は、各関係団体への連絡担当者を定め、各団体の被災状況および外国人の安否等の確認や、在住外国人に関する情報の収集など、避難、救助の支援をする。

3 情報の提供

（1）避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置し、地域国際化協会連絡協議会や、語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援を行う。

（2）テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット（ホームページ、メール）等を活用して外国語による情報提供に努める。

4 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、市は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第7節 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市及び県の教育委員会並びに私立学校設置者は、緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保する。

項目	実施担当
第1 児童生徒等の安全確保	避難収容第1班
第2 応急教育	避難収容第1班
第3 学校以外の教育機関の対策	避難収容第2班
第4 児童生徒等の心身の健康管理	避難収容第1班、福祉班

第1 児童生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

(1) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

(2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

(3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。

(4) 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

2 児童生徒等の避難等

(1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員、PTA、防犯ボランティア等の協力による引率等の措置を講じるものとする。なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況により児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引き渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに市に対し児童生徒数等や保護者の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

(5) 保健衛生

市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布

等の備蓄に努める。

また、校長等は、災害時においては、建築物内外の清掃、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

第2 応急教育

1 教育施設及び授業

(1) 学校施設の被災状況の把握等

校長等若しくは当日居合せた教職員は、災害発生によりその必要があると認めた場合は、ただちに施設の被災状況を調査し、園・校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入り禁止措置その他必要な措置を講じる。また設備の被害状況と併せて、市本部に報告し、修理・代替設備の供給その他必要な措置を講じるよう要請する。

(2) 被害状況に応じた措置

市の教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 校舎の被害が軽少なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館・体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- ⑥ 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(3) 学校給食

災害の状況によっては、給食の一時中止又は献立内容を変更するものとする。

2 教職員の確保

市及び県の教育委員会並びに私立学校設置者は、災害に伴い、教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員確保の措置を講ずるものとする。

3 教科書・学用品等の給与

- (1) 市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障を来している小学校、中学校の児童生徒等に対して学用品等を給与するよう努める。

なお、災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間及び費用の限度額については、茨城県災害救助法施行細則による。

(2) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

4 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 市は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 市は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。
- (3) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

第3 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合は、上記第1に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

第4 児童生徒等の心身の健康管理

- (1) 児童生徒等の健康管理については、校長等が学校医、医師会その他の派遣医師等の協力を得て行う。
- (2) 児童生徒等のこころのケア対策を適切に行えるよう、医師会、県（筑西児童相談所）その他関係機関・専門家の指導・助言を得る。

第8節 帰宅困難者対策

災害発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促していく。

項目	実施担当
第1 市の取り組み	商工班、情報・記録班
第2 企業の取り組み	事業者
第3 大規模集客施設の取り組み	大規模集客施設

第1 市の取り組み

1 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

3 情報提供

市は、交通事業者（東日本旅客鉄道㈱、関東鉄道㈱、真岡鐵道㈱、関鉄パープルバス㈱）等との連携を図り、鉄道の復旧見込み等を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される JR 下館駅等について、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく。市と交通事業者は、協議の上、しもだて地域交流センターなど一時滞在場所の確保等を推進する。

また、一時滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努める。

第2 企業の取り組み

1 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建築物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

2 環境整備

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

また、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建築物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

3 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、事業継続計画（BCP）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

4 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言

ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

5 市、自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と大規模災害発生時の対応を事前に取り決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

第3 大規模集客施設の取り組み

1 大規模集客施設

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

2 高等学校

(1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

(2) 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

(3) 飲料水等の備蓄

生徒が学校内に待機できるよう、必要な水、食料、毛布等の物資の備蓄に努める。

第9節 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

項目	実施担当
第1 義援物資の供給	商工班、農政班、議会班

第1 義援物資の供給

1 情報の収集・発信

市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県や災害時応援協定団体等に対し、要請を行う。県や災害時応援協定団体等への要請では食料・生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

市は、各避難所等のニーズ及び受入方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。食料や生活物資等が不足する場合は、希望するものを市自ら募集するとともに、仕分け等の手間を考慮して企業・団体等の大口のものに限って受け付ける。

- (1) 必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。
- (2) 仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。
- (3) 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

第10節 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県等関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

項目	実施担当
第1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護	環境班
第2 避難所における動物の適正飼養に係る措置	環境班、避難収容第1班、避難収容第2班

第1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護

市は、県が動物指導センターを中心として行う住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護に協力するとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見に努める。

第2 避難所における動物の適正飼養に係る措置

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者・管理者が行う。避難所内へはペットの持ち込みを禁止し、避難所の開設時に、その旨を広報する。

市は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

第6章 災害救助法の適用

市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

また、県は円滑かつ十分な救助活動を実施するため、災害救助基金等の積立を行う。

項目	実施担当
第1 被害状況の把握及び認定	対策・物資班、調査班
第2 災害救助法の適用基準	対策・物資班
第3 災害救助法の適用手続	対策・物資班
第4 災害救助法による救助	対策・物資班
第5 郵政事業に係る措置	日本郵便株式会社

第1 被害状況の把握及び認定

災害救助法の適用に当たっては、市が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

1 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては1/3世帯とみなして算定する。

2 住家の滅失等の算定

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

(2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

(3) 住家の床上浸水

(1)及び(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市の人口が10～30万人の区分に該当する本市は、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市単位にその適用地域を指定し実施する。

- 1 市における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が100世帯以上に達したとき。
(災害救助法施行令第1条第1項第1号)
- 2 市の区域を包括する県の区域内の被害世帯数が2,000世帯以上であって、当該市の区域内の被害世帯数が50世帯以上であること。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)
- 3 市の区域を包括する都道府県の被害世帯数が9,000世帯以上であって、市の区域内の被害世帯数が多数あること。(災害救助法施行令第1条第1項第3号)

第3 災害救助法の適用手続

1 実施責任者

災害救助法に基づく業務は知事が実施し、市長は、知事を補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による業務の実施を待つ暇がない場合は、市長が着手し、その状況を知事に情報提供し、その後の処理について知事の指示を受ける。

また、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合は、知事の通知する内容と期間について市長が当該事務を実施する。

(1) 市の被害状況報告

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び災害救助法の適用

知事は、市長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、当該市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

なお、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

2 市長が実施する場合の担当班

災害救助法の業務を市長が実施する場合は、筑西市災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各担当班は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

表一市長が実施する場合の担当班

業務分掌	担当班
① 避難所及び収容施設の供与（応急仮設住宅を除く）	避難収容第1班
② 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給	避難収容第1班
③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	議会班
④ 医療及び助産	健康増進班
⑤ 災害にかかった者の救出	都市整備班
⑥ 学用品の給与	避難収容第1班
⑦ 埋葬	市民生活班
⑧ 遺体の捜索及び処理	市民生活班
⑨ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	環境班
⑩ 応急仮設住宅の供与	建築班
⑪ 災害にかかった住宅の応急修理	建築班
⑫ 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与	市民生活班

3 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

第4 災害救助法による救助

市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

1 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料12-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。

第7章 応急復旧・事後処理

第1節 建築物の応急復旧

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していく。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していく。

項目	実施担当
第1 応急危険度判定	建築班、都市整備班、県
第2 住宅の応急修理	建築班
第3 応急仮設住宅の建設	建築班、都市整備班、県、国

第1 応急危険度判定

1 判定士等派遣要請・派遣

市は、地震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

2 応急危険度判定活動

（1）判定の基本的事項

- ① 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、市が負う。

（2）判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

（3）判定作業概要

- ① 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づくものとし、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ④ 判定は、原則として「目視」により行う。

- ⑤ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑥ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ⑦ 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

3 被災宅地危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

- ① 被災宅地危険度判定は、市長が行う。
- ② 県は、市の要請により、市域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- ③ 判定結果の責任については、市長が負う。

(2) 判定の関係機関

- ① 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、市長の指示に従い実施する。
- ② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）により行う。
- ③ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- ④ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ⑤ 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

第2 住宅の応急修理

1 基本事項

(1) 修理対象世帯

災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

(3) 修理時期

応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

2 資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求める。

第3 応急仮設住宅の提供

1 基本事項

公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住宅を早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

3 賃貸型応急住宅

県は、借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を市へ提供する。市は、必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

4 建設型応急住宅

(1) 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は、市からの報告を基に全体計画を作成する。

(2) 設置場所の提供等

① 設置場所の提供

国及び県は、応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

② 設置場所

設置予定場所は、国、県又は市有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結する。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備され、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とし、下表を候補地とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

表一 応急仮設住宅設置場所候補地

地区名	応急仮設住宅設置場所候補地
下館地区	下館運動場南側空地
関城地区	関城運動場
明野地区	明野球場
協和地区	協和球場

5 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、県が協定を締結している協定締結団体の協力を得て建設する。

6 必要戸数の決定等

県が、市の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先

入居に努める。

7 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ、市に委任することができる。

第2節 土木施設の応急復旧

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

項目	実施担当
第1 道路の応急復旧	土木班、筑西土木事務所、常陸河川国道事務所、東日本高速道路㈱
第2 鉄道の応急復旧	東日本旅客鉄道㈱、関東鉄道㈱、真岡鐵道㈱
第3 その他土木施設の応急復旧	土木班、商工班、筑西土木事務所、下館河川事務所

第1 道路の応急復旧

1 応急措置

(1) 一般道路等

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施する。また、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 高速自動車道

東日本高速道路㈱は、北関東自動車道において、地震発生後、速やかに会社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、直ちに災害応急活動に入る。速やかに警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

表一 交通規制の基準

路線名	IC間	特別巡回基準 (状況把握点検)	通行規制基準	
			速度規制協議	通行止
北関東自動車道	桜川筑西～水戸南	4.0以上5.5未満	4.0以上～5.0未満	5.0以上

2 応急復旧対策

市は自らが管理する道路で被害を受けた箇所は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に市役所本庁舎、支所及び避難所、災害時物資集配拠点をはじめとする救援救護対策活動の拠点を結

ぶ道路を最優先に復旧作業を行う。

第2 鉄道の応急復旧

各鉄道事業者は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

1 組織及び動員

大地震が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するとともに、被害状況を速やかに把握し、別に定める情報伝達経路により、市その他関係機関に連絡する。

市は通報に基づき、それ以後必要な情報収集体制を確立し、覚書等の連絡体制に基づき情報交換を行うほか、必要に応じ、消防、警察その他の防災関係機関に連絡する。

(1) 東日本旅客鉄道(株) (水戸支社)

① 組織及び動員

水戸支社は、防災業務実施計画の定めるところにより、水戸支社に支社対策本部を、被災地に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行う。

② 情報の収集・伝達

災害が発生した場合、被害状況を速やかに把握し、別に定める情報伝達経路により、関係箇所に連絡する。

県及び鉄道沿線自治体については、覚書等の連絡体制に基づき情報交換を行うほか、必要に応じ、消防、警察その他の防災関係機関に連絡する。

③ 応急措置の実施

ア 初動措置

(ア) 運転規制

輸送指令は、強い地震を感知した場合は、観測した震度により必要な運転規制を行う。

(イ) 乗務員の措置

運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

イ 旅客の救出救護

旅客を安全な場所に誘導し避難させるとともに、状況により、警察署、消防署に救援を要請する。

ウ 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所の代行輸送等の手配を行うとともに、線路及びその他被害箇所の復旧に全力を尽くし、早急に輸送の回復に努める。

④ 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、災害対策本部及び現地災害対策本部が迅速的確に行う。

(2) 関東鉄道(株)

① 組織及び動員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めたときは、災害対策本部を本社内に設置し、別に定める動員に基づき職員を動員して、応急対策を実施する。

② 情報の収集・伝達

運転司令は、災害が発生した場合、東日本旅客鉄道(株)連絡駅、ラジオ、消防本部及び警察機関等と連携を図り災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ、必要と認める箇所に速報するとともに、所要の手配を行う。

③ 応急措置の実施

ア 初動措置

(ア) 乗務員の措置

列車運転中に地震を感知した場合は、速やかに列車を安全箇所(橋梁、架道橋、築堤、切り取り箇所等をさける。)に停止させ、異常の有無を確かめる。

なお、付近に異常が認められないときは、次の停車場まで時速25km以下で注意運転し(建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する。)異常の有無を次の停車場の駅長に通告する。

(イ) 駅の措置

- ・ 強い地震を感知し運転上危険と認めたときは、列車の運転を見合わせて、直ちに、その状況を運輸担当課長に報告する。
- ・ 最初に到着した列車の乗務員から異常の有無を確かめる。
- ・ 隣接停車場の駅長と打ち合わせて異常が認められないときは、運輸課長の指令を受けて、最初にその区画に進出する列車の運転士に注意運転の通告をして出発させる。

イ 旅客の救出救護

地震により列車又は鉄道施設に被害が生じた場合は、駅長及び乗務員はその状況を速やかに判断し、先ず旅客を安全な場所に誘導するとともに、関係箇所、地元機関と連絡をとる。負傷者が生じた場合は、その救護に全力を尽くし、居合わせた職員は、その職種を問わずこれに協力する。

ウ 災害時の輸送

地震により鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、不通箇所のバス代行輸送等の手配を行うとともに、線路及び被害箇所の復旧に全力をつくし、早急に輸送の回復に努める。

④ 広報活動の実施

震災の状況、復旧の見通し及び列車の運行、バス代行輸送状況等については、駅改札口、待合室の見やすい場所への掲示等により周知徹底を図る。

(3) 真岡鐵道(株)

関東鉄道の計画に準じて行う。

第3 その他土木施設の応急復旧

1 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

地震により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

市、筑西土木事務所及び下館河川事務所は、堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(2) 砂防施設

筑西土木事務所は、砂防施設について、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

筑西土木事務所は、治山施設について、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

2 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

市及び土地改良区は、農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

市及び土地改良区は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれが高いと判断されるものを優先的に補修を行う。

(3) 排水の確保

市及び土地改良区は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3節 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、必要に応じて調整のための会議を開催するなど迅速かつ円滑な対応を図る。

項目	実施担当
第1 電力施設の応急復旧	東京電力パワーグリッド(株)
第2 電話施設の応急復旧	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
第3 上水道施設の応急復旧	上水道班
第4 下水道施設の応急復旧	下水道班

第1 電力施設の応急復旧

東京電力パワーグリッド(株)下館支社は、防災業務計画に基づき、応急復旧を実施する。

(1) 応急復旧の実施

① 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び加入電話等を利用して行うこととする。

② 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、茨城総支社及び下館支社の本(支)部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握に努める。

(ア) 一般情報

- ・ 気象、地象情報
- ・ 一般被害情報
- ・ 対外対応状況
- ・ その他災害に関する情報(交通状況等)

(イ) 当社被害情報

- ・ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ・ 停電による主な影響状況
- ・ 復旧機材、応援隊、食料等に関する事項
- ・ 従業員の被害状況
- ・ その他災害に関する情報

イ 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

（ア） 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

（イ） 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、茨城総支社及び下館支社の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

③ 災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

④ 対策要員の確保

⑤ 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

イ 輸送

ウ 復旧資材置場等の確保

⑥ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防本部等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

⑦ 災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、復旧基準を設け実施する。

⑧ 復旧計画

ア 本（支）部は、各設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

イ 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

⑨ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給

上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の重要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要線路の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に送電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電指令回線（制御・監視及び保護回路） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線

第2 電話施設の応急復旧

1 東日本電信電話(株)（茨城支店）

(1) 電話停止時の応急措置

① 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

② 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

③ 通信の利用制限

通信が著しくふくそうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

④ 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話のふくそうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

① 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

② 復旧を優先する電気通信サービス

- ア 電話サービス（固定系・移動系）
- イ 総合デジタル通信サービス
- ウ 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）
- エ パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- オ 衛星電話サービス

③ 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一順位	①に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、②に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二順位	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

2 (株)NTTドコモ（茨城支店）

(1) (株)NTTドコモ茨城支店災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。

(2) (株)NTTドコモ茨城支店災害対策本部の各班の役割

震災等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は所定の役割表に基づいて行動する。

第3 上水道の応急復旧

1 上水道停止時の代替措置

「第3編 第5章 第5節 生活救援物資の供給 第2 応急給水の実施」参照

2 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市及び県西水道事務所は、被害状況を迅速に把握し、基幹施設を優先して応急復旧を行う。

市は、応急復旧方針に応じた作業体制を速やかに確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県等に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

市は、地震等緊急時対応の手引き（日本水道協会、令和2年4月改訂）に示す応急活動の作業方針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、高齢者施設等の

施設については、優先的に作業を行う。

① 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網から給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

② 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水管へ連絡する。

③ 水道水の衛生保持

水道班は、上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

(3) 応急復旧資機材の確保

削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、市は、県等に対し調達を要請する。

(4) 住民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第4 下水道の応急復旧

1 下水道停止時の代替措置

(1) 仮設トイレの設置

市は、避難所等に仮設トイレを設置する。

2 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

次のとおり、応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、仮設電源の設置及び可搬式ポンプによる下水の送水、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電による運転、エンジンポンプによる下水の送水、応急的に部分汲取りを行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に処理施設の機能の回復に努める。

(3) 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第4節 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去

災害廃棄物の発生や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物の処理、防疫、障害物の除去等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていく。

項目	実施担当
第1 災害廃棄物の処理	環境班、県、廃棄物処理業者、土木・運送業者、茨城県清掃協議会
第2 防疫	環境班、健康増進班、医療ボランティア
第3 障害物の除去	土木班、県

第1 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理

市は、被災状況を的確に把握した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進める。

市が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。

災害廃棄物の処理に当たっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

表一 仮置場候補地

地区名	仮置場候補地
下館地区	下館運動場南側空地
関城地区	関城運動場
明野地区	明野球場
協和地区	協和球場

(2) 広域処理

市は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

2 し尿処理

(1) 災害時におけるし尿処理

災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生ずる可能性がある。

このため、市は、被災状況を的確に把握した上で、災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び住民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の支障の解消を図る。

また、損壊家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、住民への周知を行う。

(2) 広域処理

市は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

第2 防疫

1 防疫組織の設置

市は、感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、保健福祉部内及び筑西保健所に防疫関係の組織を設置するとともに、必要な教育訓練を行う。

2 防疫措置情報の収集・報告

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等と連絡をとり、その被害の状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、筑西保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

3 防疫計画及び対応策

市は、地理的・環境的諸条件や過去の被害の状況等を勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

4 消毒薬品・器具機材等の調達

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、業業団体及び近隣市町村等の協力を求める。

5 防疫措置等の実施

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

6 消毒等の実施

市は、感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域の消毒や害虫駆除等を行う。
また、消毒薬剤等は避難所等に配置し、住民への配布や散布指導を行う。

7 予防教育及び広報活動の実施

市は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

8 記録の整備及び状況等の報告

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を筑西保健所長に報告する。

9 医療ボランティア

市は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

10 その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

第3 障害物の除去

災害によって運び込まれた土石、竹木等による住居障害、緊急通行車両の通行障害、河川の流下障害となるものなどを除去し、住宅の再建、緊急輸送の確保、二次災害の防止を図る。

1 建築関係障害物の除去

市は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす住居障害物の状況を把握し、災害救助法が適用された場合は除去を実施する。

また、市のみでの処理が困難な場合は、県や建設業協会等の協力を得て実施する。

2 道路関係障害物の除去

市及び各道路管理者は、管理道路の通行障害物の状況を確認し、緊急輸送道路を優先して障害物を除去する。また、各道路管理者間の情報交換を緊密に行う。

第5節 行方不明者の搜索等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ、遺体の埋葬を実施する。

項目	実施担当
第1 行方不明者等の搜索	都市整備班、市民生活班、消防本部、消防団、自主防災組織
第2 遺体の処理	市民生活班、環境班、健康増進班、都市整備班、下水道班、上水道班、全国霊柩自動車協会、県、市内医療機関、真壁医師会、歯科医師会、日赤茨城県支部、関東信越地方医務局
第3 遺体の埋火葬	市民生活班、環境班、筑西広域市町村圏事務組合

第1 行方不明者等の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防本部、消防団、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。

市だけでは十分な対応ができない場合、市は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。応援要請の手続きは第3編第3章を参照のこと。

第2 遺体の処理

遺体の処理は市が実施する。ただし、災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市が行う。

遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、市は県に依頼し、周辺市町村に応援を要請する。県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行う。

1 遺体の洗淨・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、医療救護班（第3編第4章第5節第1「3 医療救護班の編成」参照）は、人心の安定上、腐敗防止又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗淨・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

2 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体に死因その他の医学的検査を行うことである。

検案は、医療救護班が真壁医師会、歯科医師会の協力を得て行う。ただし、遺体が多数の場合などで医療救護班のみで十分な対応が困難な場合には、市内医療機関等、一般開業の医師の協力

を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日赤茨城県支部、関東信越地方医務局等は医療救護班の検案活動に協力する。

3 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

（1）遺体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所に遺体の収容所（安置所）を設置する。

なお、被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に設置、運営に協力を要請する。

（2）棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県と全国霊柩自動車協会との災害時応援協定を活用し、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

（3）身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

（4）身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

第3 遺体の埋火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市がきぬ聖苑及びへキサホール・きぬにて実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

県は火葬場の状況等情報を収集し、市の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、県を通じて周辺市町村に対して遺体の火葬受入を要請する。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

第4編 災害復旧・復興対策計画

第1章 被災者の生活の安定化

第1節 義援金の募集及び配分

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、県並びに関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金の募集及び配分等の措置を講ずる。

項目	実施担当
第1 義援金の募集及び受付	財政班、支所班
第2 義援金の保管・配分	財政班

第1 義援金の募集及び受付

市は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施し、状況に応じて金融機関等において保管する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

第2 義援金の保管・配分

市は、受け付けた義援金を金融機関等において適正に保管する。なお、県に義援金委員会が設置された場合は、同委員会に義援金を引継ぐ。

また、委員会で決定された配分方法に基づき、被災者に対して迅速かつ適正に義援金を配分し、支給する。

第2節 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、県並びに関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

項目	実施担当
第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付	消防防災課、調査班、福祉班
第2 災害見舞金	福祉班
第3 生活福祉資金	福祉班、社会福祉協議会
第4 母子父子寡婦福祉資金	福祉班
第5 農林業復旧資金	農政班

第6 中小企業復興資金	商工班
第7 住宅復興資金	都市整備班

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

市は、災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「筑西市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年条例第97号)」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

第2 災害見舞金

市は、市内において発生した災害による被災者又は遺族に対して筑西市災害見舞金等支給条例(平成17年条例第96号)に基づく見舞金又は弔慰金を支給する。また、茨城県災害見舞金支給要項(平成21年11月24日制定)により県が支給する見舞金の周知を図り、手続きに協力する。

第3 生活福祉資金

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、市社会福祉協議会が窓口となって、民生委員・児童委員の協力により生活福祉資金の貸付けを行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

市は、生活福祉資金について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

第4 母子父子寡婦福祉資金

市は、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県が貸付を行っている母子父子寡婦福祉資金について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

第5 農林業復旧資金

市は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資について周知の徹底を図るとともに、必要な措置を講じる。

また、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を

図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

第6 中小企業復興資金

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧、事業の継続に必要な資金対策が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

1 資金需要の把握連絡通報

市は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握し、県をはじめとする関係機関に連絡する。

2 中小企業者に対する金融制度の周知

市は、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

第7 住宅復興資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅建設資金、新築購入・リユース（中古住宅）購入資金、補修資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

第3節 租税及び公共料金等の特例措置

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していく。

項目	実施担当
第1 市税等の徴収猶予及び減免の措置	調査班
第2 その他の公共料金の特例措置	日本郵便(株)、東京電力パワーグリッド(株)下館支社、東日本電信電話(株)茨城支店、(株)NTTドコモ茨城支店、KDDI(株)水戸支店、ソフトバンク(株)、LPガス供給施設、東京瓦斯(株)地域本部

第1 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市税等（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第2 その他公共料金の特例措置

1 郵政事業

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

日本郵便(株)は、災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

(2) 被災者の差し出す郵便物

日本郵便(株)は、被災者が差し出す郵便物(速達郵便物及び電子郵便物を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便(株)は、日本郵便(株)が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

2 通信事業

東日本電信電話(株)茨城支店は、「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

(株)NTTドコモ茨城支店、KDDI(株)水戸支店、ソフトバンク(株)の各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

3 電気事業

小売り電気事業者等は、災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

第4節 雇用対策

地震により、離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給

付等の雇用対策を積極的に推進していく。

また、市は県及び国と連携を図り、再就職の支援を行う。

項目	実施担当
第1 離職者への措置	商工班
第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置	商工班、公共職業安定所
第3 被災事業主に関する措置	商工班

第1 離職者への措置

市は、公共職業安定所により行われる離職者の早期再就職へのあっせん、諸制度の活用について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

市は、公共職業安定所により行われる失業給付、激甚災害による休業者に対する基本手当の支給について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

第3 被災事業主に関する措置

市は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して国により行われる概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について周知の徹底を図るとともに、手続きの協力を行う。

第5節 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

項目	実施担当
第1 建設計画の作成	調査班、建築班
第2 事業の実施	建築班
第3 入居者の選定	建築班

第1 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成する。

第2 事業の実施

市及び県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

第3 入居者の選定

市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

第6節 被災者生活再建支援法の適用

市単位又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

項目	実施担当
第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定	調査班
第2 支援法の適用基準	消防防災課
第3 支援法の適用手続	消防防災課
第4 支援金の支給額	消防防災課
第5 支援金支給申請手続	消防防災課、調査班
第6 支援金の支給	消防防災課、被災者生活再建支援法人

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

市は、支援法の適用に当たっては、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- (1) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- (2) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- (3) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- (4) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（②及び③に掲げる世帯を除く。）

2 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照（第3章第6節1）

第2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- 2 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- 3 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- 4 ①又は②に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- 5 3又は4に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で①～③に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- 6 3又は4に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

第3 支援法の適用手続

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

①複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

②単身世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体 長期避難	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

第5 支援金支給申請手続

1 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

2 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (2) 被災証明書類

3 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

第6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第7節 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、支援法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

項目	実施担当
第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定	調査班
第2 補助事業の適用基準	消防防災課
第3 補助事業の適用手続	消防防災課
第4 支援金の支給額	消防防災課
第5 支援金の支給申請手続	消防防災課
第6 支援金の支給	消防防災課

第1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用に当たっては、市は、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

1 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- ①当該自然災害により住家が全壊した世帯
- ②当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- ④当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

第2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- (1) 県内において支援法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 県内において支援法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

第3 補助事業の適用手続

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

第4 支援金の支給額

①複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊 世 帯	建設・購入	100	200	300
	補 修	100	100	200
	賃 貸	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補 修	50	100	150
	賃 貸	50	50	100
半 壊 世 帯		25	—	25

②単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊 世 帯	建設・購入	75	150	225
	補 修	75	75	150
	賃 貸	75	37.5	112.5
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補 修	37.5	75	112.5
	賃 貸	37.5	37.5	75
半 壊 世 帯		18.75	—	18.75

第5 支援金支給申請手続

1 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

2 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- (1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (2) り災証明書類

第6 支援金の支給

市は、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

第2章 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

項目	実施担当
第1 災害復旧事業計画の作成	各部
第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	各部
第3 災害復旧事業の実施	各部

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定

し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律等に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定の手続等の対策については第3章に示す。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は「第4編 第3章 激甚災害の指定」を参照。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため市は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

項目	実施担当
第1 災害調査	各部
第2 激甚災害指定の手続	各部

第1 災害調査

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合には、市は、県と密接な連携を図りながら、激甚法に基づく激甚災害の指定が早期に受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

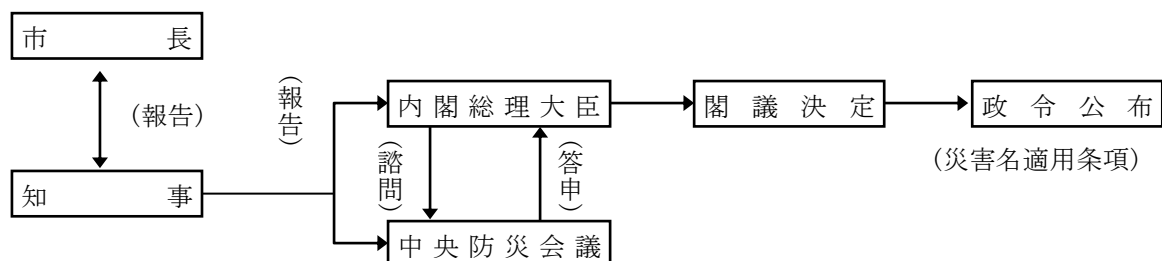
市は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県に報告するものとする。また、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力をする。

激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2 激甚災害指定の手続

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

【激甚災害の指定手続きの流れ】



第4章 復興計画の作成

地震により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

項目	実施担当
第1 事前復興対策の実施	企画班、各班
第2 復興対策本部の設置	企画班、各班
第3 復興方針・計画の策定	企画班、各班
第4 復興事業の実施	企画班、各班

第1 事前復興対策の実施

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

1 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

2 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

第2 復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

第3 復興方針・計画の策定

1 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 復興計画の策定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する

計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即した復興計画の策定を行う。

第4 復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 復興事業の実施

市は、県及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。なお、事業の計画的な推進のため、市役所内に災害復興に関する専門部局を設置する。

